



# 郡上市公共施設適正配置計画

概要版

令和元年度～令和10年度

令和2年3月

郡 上 市



# 目次

はじめに	P 1
------	-----

---

第1章 公共施設適正配置計画について	P 2
--------------------	-----

---

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象施設
- 5 公共施設適正配置及び再編における基本的な考え方

第2章 施設分類ごとの適正配置方針	P 7
-------------------	-----

---

## ◆本章の記載事項と見方の説明

I 行政施設	P 10
--------	------

---

- 1 庁舎等
- 2 防災関連施設
- 3 行政関連施設

II 集会施設	P 23
---------	------

---

- 1 地区集会施設

III 社会教育施設	P 26
------------	------

---

- 1 公民館
- 2 市民会館
- 3 文化施設
- 4 生涯学習施設

IV スポーツ施設	P 42
-----------	------

---

- 1 体育館

V 保健福祉施設	P 48
----------	------

---

- 1 保育・子育て支援施設
- 2 高齢者支援施設
- 3 障害者支援施設
- 4 保健施設

VI 病院施設	P 64
---------	------

---

- 1 病院施設

VII 産業振興施設	P 67
------------	------

---

- 1 産業施設
- 2 農業施設
- 3 畜産施設

VIII 観光・保養施設	P 74
--------------	------

---

- 1 観光施設
- 2 保養施設

IX	公営住宅等施設	P 8 8
1	公営住宅等施設	
X	学校教育施設	P 9 6
1	幼稚園	
2	小中学校	
3	教育関連施設	
XI	公衆衛生施設	P 1 0 6
1	衛生施設	
2	斎場施設	
XII	その他の施設	P 1 1 2
1	普通財産	

◆施設分類ごとの適正配置方針に基づく更新費用の試算

### 第3章 地域ごとの適正配置方針（エリア再編） P 1 1 9

エリア再編の目的と再編対象エリア

エリア別再編方針と本計画期間内の再編エリア

- 【1】大和地域のエリア再編
- 【2】白鳥地域のエリア再編
- 【3】美並地域のエリア再編
- 【4】明宝地域のエリア再編
- 【5】和良地域のエリア再編

### あとながき 〈計画推進のための取組み〉 P 1 3 9

## ～ はじめに ～

---

全国的に対策が求められている公共施設の更新問題は、少子高齢化・人口減少社会の進展を背景に、税収の減少や社会保障費の増大などで地方自治体の財政的制約が厳しくなる一方、高度経済成長期を中心に一斉に建設した公共施設の老朽化が進み、施設を安全な状態に保つためには大規模改修・更新に莫大な費用が予測され、すべての施設をこれまでのように維持・継続することが非常に困難であるという、財政面を中心とした議論となっています。

このような状況を踏まえ、総務省では平成 26 年 4 月に公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため「公共施設等総合管理計画」の策定を全国の地方公共団体に対して要請し、本市においても 2017 年（平成 29 年）3 月に、インフラを含む公共施設全体の今後の基本的な方向性を定めた「郡上市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本市における公共施設等の適正管理に関する考え方は、人口減少や厳しい財政へ対応するため、施設総量の圧縮による公共施設等の見直しを原則とする中で、必要なサービスを維持できる公共施設等の配置と、これらが持続的に活用される環境や仕組みを整え、公共サービスの持続・向上を目指すことを基本としています。

このため、公共施設の適正配置の実現にあたっては、地域コミュニティにおける将来の生活像（住まい方）をどのように描き、そこに向けて公共施設を含めた地域の資源をどのようにマネジメントしていくかということ、安全・安心な状態で市民の皆さんの利用に供するという事に重点を置いて検討を進めてきました。また、検討の過程では、7 地域において、また、不特定多数の市民が利用する施設を対象に、計 29 回にわたって市民の皆様とワークショップを開催するとともに、市民の皆様で構成する「公共施設適正配置計画検討会議」を 9 回開催し、計画（案）に対する提言をいただくなど、市民参画により進めてきました。

今回の計画は、市民の皆様と目標を共有しながら進めていくものであり、今後も社会経済情勢などの変化に柔軟に対応しながら、持続可能な郡上市に向けて着実に取組みを進めていきます。

# 第1章 公共施設適正配置計画について

## 1 計画の目的

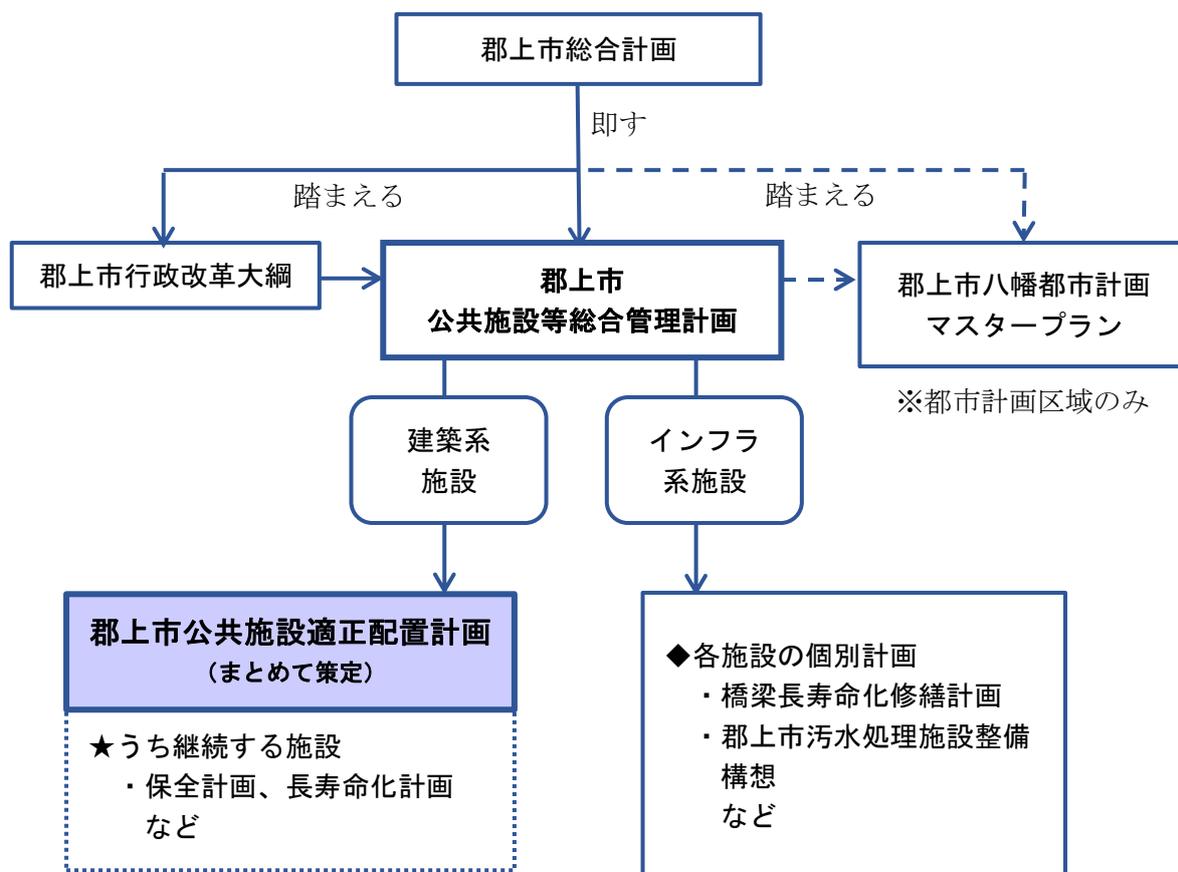
平成28年度末に策定した「郡上市公共施設等総合管理計画」に実効性を持たせるため、建築物系の個々の施設の方向性（維持・長寿命化、複合化、集約化、民間譲渡、廃止等）を明確にするとともに、「どの施設を」「いつまでに」「どのようにしていくか」を具体的に示し、持続可能な行政運営に資するため、「郡上市公共施設適正配置計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「郡上市総合計画」及び「郡上市公共施設等総合管理計画」に即して策定します。

本計画の推進にあたっては、郡上市行政改革大綱、郡上市八幡都市計画マスタープランなど、関連計画との整合性を図ります。

なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設計画として位置づけます。



### 3 計画の期間

上位計画である郡上市公共施設等総合管理計画は、2017年度（平成29年度）から2046年度（令和28年度）までの30年間を計画期間としています。

本計画は、その実施計画（前期・中期・後期）の前期計画として、2019年度（令和元年度）から2028年度（令和10年度）までの10年間を計画期間とします。また、計画期末には必要な見直しを行い、中期計画を策定します。

なお、毎年度計画の進捗状況等について点検・検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の変化の状況に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図るものとします。

計画名	前期（10年）	中期（10年）	後期（8年）
公共施設等総合管理計画	2017（H29）～2046（R28）【30年】		
公共施設適正配置計画	2019～2028 （R1～R10）	2029～2038 （R11～R20）	2039～2046 （R21～R28）

### 4 計画の対象施設

公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設のうち、インフラ資産以外の公共建築物（ハコモノ）から以下の対象外施設を除いた公共建築物437施設、約42万㎡を対象とします。

#### 【対象外施設】

- 防災備蓄倉庫などの倉庫（100㎡未満の小規模建築物であるため）
- 除雪車両、自主運行バス等の車庫
- 屋外スポーツ施設及びこれに付随する管理棟などの建物（グラウンドなどの屋外スポーツ施設のあり方を検討する中でその一部である建物を考えるものであるため）
- ふれあい農園及びこれに付随する管理棟などの建物（ふれあい農園のあり方を検討する中でその一部である建物を考えるものであるため）
- 公園施設及びこれに付随する管理棟、公衆便所などの建物（公園のあり方を検討する中でその一部である建物を考えるものであるため）
- 公衆便所（100㎡未満の小規模建築物であるため）
- 普通財産として管理している建物のうち駐輪場やバス停などの小規模施設

【対象施設の概要】

大分類	中分類	施設数	面積(㎡)	主な施設
行政施設	庁舎等	10	24,284	本庁舎、支所、消防本部、消防署
	防災関連施設	93	4,968	消防詰所・ポンプ車庫
	行政関連施設	24	9,108	医師住宅、看護師住宅、教職員住宅
集会施設	地区集会施設	48	8,875	地区集会施設
社会教育施設	公民館	15	8,696	公民館
	市民会館	4	13,649	郡上市総合文化センター、白鳥文化ホールなど
	文化施設	12	13,637	郡上八幡楽藝館、古今伝授の里フィールドミュージアム、白山文化博物館、美並ふるさと館など
	生涯学習施設	7	12,496	大和生涯学習センター、白鳥ふれあい創造館など
スポーツ施設	体育館	23	25,008	郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センターなど
保健福祉施設	保育・子育て支援施設	6	4,454	保育園、幼児教育センターなど
	高齢者支援施設	11	12,278	高齢者福祉センター、デイサービスセンター、郡上偕楽園、和良老健など
	障害者支援施設	4	1,577	フレンドシップつくしの家、子ども発達支援センターなど
	保健施設	6	7,477	保健センター
病院施設	病院施設	7	26,499	病院、診療所
産業振興施設	産業施設	7	4,421	郡上旬彩館、ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設、産業プラザなど
	農業施設	10	9,003	高鷲農畜産物処理加工施設、明宝農産物加工場、和良農産物加工施設など
	畜産施設	1	2,629	水沢上牧場厩舎
観光・保養施設	観光施設	17	17,114	道の駅、案内所、郡上八幡城、郡上八幡博覧館、牧歌の里施設など
	保養施設	18	15,621	バンガロー、温泉施設、積翠園、白鳥前谷自然活用総合管理施設など
公営住宅等施設	公営住宅等施設	40	44,639	公営住宅、特定公共賃貸住宅、市有住宅
学校教育施設	幼稚園	3	5,388	幼稚園、幼児教育センター
	小中学校	29	113,034	小学校・中学校
	教育関連施設	5	2,970	給食センター
公衆衛生施設	衛生施設	7	14,666	郡上クリーンセンター、エコプラザ、郡上環境衛生センターなど
	斎場施設	6	3,345	郡上市南部斎苑、郡上市北部斎苑、大和斎場、高鷲斎場など
その他の施設	普通財産	24	16,694	常磐町ふれあい会館、大和ふれあいの家、旧白鳥公民館など
計		437	422,530	

## 5 公共施設適正配置及び再編における基本的な考え方

### (1) 施設の現状と課題を明らかにするための点検と評価

公共施設は、郡上市総合計画に掲げるまちづくりの施策実現に向けた必要な行政サービスを提供するための手段として設置するものであり、施設で行われているサービス（機能）と施設の性能の双方の観点から最適化を図ることが必要です。

このため、各施設の現状を「安全性」、「必要性」、「有効性」、「効率性」の視点から点検し、その結果について、「施設の機能（必要性・有効性）」と、「施設の性能（安全性）」に区分して一次評価を行い、「施設（建物）」そのものと、施設の「機能」に区分して今後の方向性を示すとともに、「適切な管理運営のあり方（効率性）」を加えて施設ごとの対応方針としています。

#### 【施設の点検・評価のポイント】

##### ●施設の「安全性」

- ・耐震性の状況
- ・老朽化の状況
- ・土砂災害等の危険区域の該当・非該当

##### ●施設の「必要性」

- ・設置目的に即した使用内容か
- ・当該施設でなければならない事業か
- ・他の施設で類似したサービス、事業を実施していないか
- ・当該サービスの市の関与の必要性

##### ●施設の「有効性」

- ・各室の利用状況や稼働率は適切か
- ・特定の者、団体が占有していないか
- ・周辺に機能が類似する施設はないか
- ・他の機能との複合化は可能か

##### ●管理運営の「効率性」

- ・管理運営に民間活力を活用できないか
- ・地域に管理運営を委ねられないか
- ・借地料を含め、維持管理コストは適切か
- ・受益者負担は適切か
- ・収入の確保対策は行っているか

### (2) 点検・評価結果を踏まえた施設の適正配置を検討する上での留意点

公共施設の適正配置は、基本的には個別施設ごとに実施した点検・評価の結果をもとに客観的に行いますが、これまでにそれぞれの施設が果たしてきた機能や今後期待する役割も踏まえ、次の①～⑧の留意すべき視点を加えて決定します。

- ① 基本施策との連動
- ② 必要な機能（サービス）の確保
- ③ 利用圏域に応じた施設配置
- ④ 施設類型・施設区分を超えた多機能化とエリア再編
- ⑤ 施設の長寿命化と維持管理（物理的な使い切り）
- ⑥ 施設の有効活用（時間・空間的な使い切り）
- ⑦ 費用対効果の検証
- ⑧ 多様な管理運営手法の検討

### (3) 施設の方向性別の対策と優先順位

今後とも使用を継続する施設と、譲渡、貸付又は処分を図る施設に分けて取組みを進めます。なお、既に方針が決定している施設整備事業については、優先的に取組みを進めます。

#### ア 使用を継続する施設

- i 予防保全を含めた計画的な改修を図る施設
  - 長寿命化・複合化・多機能化
- ii 修繕対応により使用を継続する施設
  - 大規模改修又は耐用年数の到来時期を捉え廃止（機能は他施設へ移転）。

#### イ 譲渡、貸付又は処分（売却）を図る施設

- 譲渡にあたっては、円滑に譲渡を進める仕組み（譲渡前の施設修繕、施設改修及び除却等のための補助制度等）を構築。建設時等に国庫補助金等を導入している施設については、補助金等の適化法の関係を整理し、その期限の到来時期を捉えて対応。

#### ウ 廃止（除却）する施設

- 耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な施設や、土砂災害等の危険区域に設置している施設は、原則廃止（除却）し、施設内の機能が必要な場合は、民間施設を含めた他の施設への機能移転。

### (4) 削減目標

総合管理計画では、「2046年度（R28）までに、建築物系施設の保有量（延床面積）を約34%削減する」としていますが、全ての施設の点検・評価結果などを通じた公共施設の再編の取組みにより、本計画期間（2028年度まで）における削減目標を10%とします。この削減目標の算出方法については、第2章の末尾に示しています。

## 第2章 施設分類ごとの適正配置方針

### ◆本章の記載事項と見方の説明

#### ア. 施設概要

- ・施設分類全体の概況及び各施設の現状について記載しています。
- ・個々の施設の名称、設置する地域、複合する機能等の基本情報を記載しています。

#### イ. 現状と課題

- ・「現状」については、施設ごとの建物情報（建築年、経過年数、法定耐用年数、延床面積）、施設管理に従事する職員数、運営形態、収支状況、利用状況等を一覧化し記載するとともに、より詳細な施設情報を説明しています。なお、一覧表に記載する経過年数は令和元年現在の情報、その他の数値については、欄外に特別な説明がない限り平成28年度実績です。
- ・施設ごとの建物情報には「法定耐用年数」を記載していますが、耐用年数の考え方にはこのほかにも「物理的耐用年数」、「機能的耐用年数」、「経済的耐用根数」などがあり、その特性も様々です（下記「※耐用年数の考え方」参照）。
- ・本計画では、施設の現状等の説明の随所で「老朽化」という表現を使用していますが、施設の利用状況や立地など、施設をとりまく環境によってその程度は一概に言えるものではなく、実際の施設の状況を判断するためには詳細な調査が必要です。このため、上記耐用年数の考え方に関わらず、一般的に大規模改修が必要とされている30年を経過した施設に「老朽化」という表現を用いています。

#### ※耐用年数の考え方

法定耐用年数	税務上の原価償却率を求める場合の基となる耐用年数で、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により定められている年数です。 なお、法定耐用年数は、省令制定ときに建物を構成する主要な部位（構造躯体、外装、床等）ごとの耐用年数を総合的に勘案して算出されたといわれており、構造躯体の劣化によって建物が使用できなくなる寿命ではないとされています。
物理的耐用年数	経年による躯体の性能劣化により、構成する部材強度の確保が困難になるまでの年数です。構造物の物理的性質に由来し、躯体そのものの寿命を示すものです。
機能的耐用年数	建築物が時代の変遷とともに期待される機能を果たせなくなってしまうことで決定される年数です。しかしながら技術的には、機能を向上させることは可能なため、その費用がどの程度かかるかによって、機能的耐用年数に大きく影響します。
経済的耐用年数	建築物を存続させるために必要となる費用が、建築物を存続させることによって得られる価値を上回ってしまうことで決定される年数です。ただし、実際には公共施設の多くは、建築物を存続させることによって得られる価値の算定が難しい面があります。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

- 施設の分析・評価及び対応方針では、冒頭の「基本的な考え方」の欄において、施設分類ごとの今後の方向性の結論を記載しています。
- 以降、公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性、必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、「機能」「施設」「管理運営」の各区分に分けて分析・評価した結果を記載しています。

**機**…機能の分析・評価    **施**…建物の分析・評価    **管**…管理運営に関する分析・評価

- 分析・評価の結果から見て妥当と考えられる各施設の方向性を「施設ごとの対応方針」の欄で「機能」「施設」について記号を付すとともに、具体的な説明を記載しています。なお、符号の定義と考え方は以下のとおりです。

### 定義

「機能」について	「施設」について
<b>継続</b> 現在の施設が持つ機能(施策や事業等)や用途を、今後も市や地域、民間事業者等が引き続き実施していくこと	<b>継続</b> 現在の建物を継続して使用し、長寿命化のための改修や修繕等(大規模改修の際の減築等を含む)を行うもの
<b>統合</b> 現在の施設が持つ機能等を、「同種の機能等を持つ他の施設」にまとめて継続すること	<b>建替</b> 現在の建物を取り壊すと同時に建替え(減築含む)を行うもの、又は場所を移転して建替えを行うもの
<b>移転</b> 現在の施設が持つ機能等を、「別の機能等を持つ他の施設」に移して継続(複合化を含む)すること	<b>転用</b> 現在の建物を継続して使用するが、使用の目的(用途)を変更するもの
<b>廃止</b> 現在の施設が持つ機能や用途を、中止するとともに今後も実施しないこと	<b>譲渡</b> 有償・無償に関わらず、民間事業者、地元自治会等へ建物の所有権を移転するもの(譲渡を前提に検討するものも含む)
<b>検討</b> 現時点では施設の機能や用途の方向性を示すことが困難であり、今後継続的に検討を要すること	<b>廃止</b> 安全性等の理由により、現在の建物の使用を中止し、今後除却を行うもの(廃止を前提に検討するものも含む)
	<b>検討</b> 現時点では施設(建物)の方向性を示すことが困難なものであり、今後継続的に検討を要するもの

### 考え方

- 「施設ごとの対応方針」に記載する上記表示は、本計画期間内(令和元年度から令和10年度までの10年間)における「機能」及び「施設」の基本的な方針です。
- この「基本的な方針」についての具体的な説明を、各表示の下部に文章によって記載しています。
- 説明文章中、「当面・・・、将来的に・・・」と記述している場合、「当面」は、本計画期間内の方針、「将来的に」は、公共施設等総合管理計画の計画期間である2046年度までの間の方向性を示すものです。
- したがって、将来的な方向性が「廃止」の施設でも、本計画期間内は「継続」としている施設があります。
- ただし、個別の計画等で将来的な方針が明確な施設については、上記に関わらず本計画期間以降の方針を記載しています。(例：大和、高鷲の斎場は当面継続するものの、将来的に北部斎苑に機能統合し、施設は廃止することを決定している → 機能：「統合」 施設：「廃止」)

※ 概要版においては、分析・評価は省略します。

## エ. 展開スケジュール

・対応方針に従い着実に実践していくため、今後概ね10年間に予定するスケジュールを記載しています。

## ◎ その他

現状と課題、施設の分析・評価及び対応方針において、「修繕」、「改修」、「大規模改修」という表現を使用しています。これらの用語について法的な定義づけは存在しませんが、本計画ではそれぞれ語句を下記の意味で使用します。

修繕	施設等を、建設当時の水準に現状復旧すること ⇒機能回復
改修	施設等を、建設当時の機能を上回る水準にすること ⇒機能向上
大規模改修	施設等に、複数の改修を加えること、又は、広範囲にわたる改修

# I. 行政施設

## 1. 庁舎等

### (1) 市庁舎・支所等

#### ア. 施設概要

行政サービスの提供のほか、議会機能、防災機能などを持つ、「郡上市本庁舎」を設置し、市民の暮らしに必要な手続きや相談の窓口などを備えています。また、市民の利便性の向上を図るため、住民票や戸籍などに関する諸証明の交付や税金等の収納業務などを実施するほか、地域づくりの拠点として6か所の支所を設置しています。このほか、白鳥地域の石徹白地区には、保健福祉センター内に出張所を設置しています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上市役所 本庁舎	1994	25	50	5,680.06	(正)0.6 (他)1.0	直営	47,581	357	-
②郡上市役所 大和庁舎	1988	31	50	5,032.34	(正)0.2 (他)0	直営	18,210	1,960	-
③郡上市役所 白鳥庁舎	1971	48	50	4,319.20	(正)0.2 (他)0	直営	25,327	3,587	-
④郡上市役所 高鷲庁舎	1972	47	50	3,165.10	(正)0.2 (他)0	直営	10,094	94	-
⑤郡上市役所 美並庁舎	1975	44	50	1,804.63	(正)0.2 (他)0	直営	7,327	143	-
⑥郡上市役所 明宝庁舎	2005	14	24	859.47	(正)0.2 (他)0	直営	7,298	299	-
⑦郡上市役所 和良庁舎	2015	4	24	1,069.26	(正)0.2 (他)0	直営	5,621	394	-

対象施設	利用状況
①郡上市役所 本庁舎	市役所業務全般に使用しており、会議室貸出等の一般利用は行っていません。
②郡上市役所 大和庁舎	支所機能のほか、余剰スペースの一部は目的外使用許可により、社会福祉協議会、商工会、森林組合等が使用しています。市民協働センターや大和南公民館（地区館）の機能を設置していますが、公民館としての利用はほとんどありません。
③郡上市役所 白鳥庁舎	支所機能のほか、余剰スペースの一部を目的外使用許可により、NEXCO中日本、商工会等が使用しています。
④郡上市役所 高鷲庁舎	支所機能のほか、消防詰所機能を備え、余剰スペースの一部は目的外使用許可により商工会が使用しています。
⑤郡上市役所 美並庁舎	支所機能のほか、目的外使用許可により商工会の出張所として使用していますが、余剰スペースが生じています。会議室貸出等の一般利用は行っていません。
⑥郡上市役所 明宝庁舎	支所機能のほか、余剰スペースの一部は目的外使用許可により商工会等が使用しています。会議室貸出等の一般利用は行っていません。
⑦郡上市役所 和良庁舎	支所機能のほか、消防東詰所の機能を備え、余剰スペースの一部は目的外使用許可により、商工会、漁業協同組合、森林組合が使用しています。会議室貸出等の一般利用は行っていません。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

郡上市における行政の中核機能として、また、防災の拠点、地域振興の拠点として、本庁舎及び各支所は今後も継続します。特に、今後各地域のまちづくり、地域経営を考える上では、振興事務所である支所は、行政機能及び防災の拠点としての機能に加え、地域における「まちづくりのコーディネーター」として機能の充実を図ります。

施設については、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、より効率的な管理運営を行うため、包括的な委託など効果的な管理運営手法を検討します。美並支所については、耐震基準を満たしていないことから、施設の配置を含めて今後のあり方を検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市役所 本庁舎	機能：継続	施設：継続
○ 将来的に建て替えを検討する場合は、立地する場所も含め十分な検討を行います。		
② 郡上市役所 大和庁舎	機能：継続	施設：継続
○ 改修にあたっては、会議室等の有効活用のあり方も含めて検討します。 ○ 引き続き市民協働による窓口運営を行います。		
③ 郡上市役所 白鳥庁舎	機能：継続	施設：継続
○ 本館は、必要な改修を行い大規模改修が発生するまで当面継続しますが、その後のあり方について検討します。また、耐震基準を満たしていない棟は、廃止・除却を進めます。 ○ 本館2階部分については、施設貸付先の動向を踏まえ有効活用について検討します。		
④ 郡上市役所 高鷲庁舎	機能：継続	施設：継続
○ 施設は耐震改修済みであることから、必要な修繕を行い大規模改修が発生するまで当面継続しますが、その後のあり方について検討します。 ○ 改修にあたっては、会議室等の有効活用のあり方も含めて検討します。		
⑤ 郡上市役所 美並庁舎	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、耐震改修、建替、さつき苑を軸とした移転の3つの手法でライフサイクルコストを比較検討した上で、庁舎の整備手法について検討します。		
⑥ 郡上市役所 明宝庁舎	機能：継続	施設：継続
○ 改修にあたっては、会議室等の有効活用について検討します。		
⑦ 郡上市役所 和良庁舎	機能：継続	施設：継続
○ 支所機能は継続します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・本庁及び各振興事務所は、地域ごとの課題解決に向け、地域における「まちづくりのコーディネーター」としての機能を充実し、支所機能の強化を図ります。
- ・各庁舎の状況に応じて、長寿命化、当面の継続、移転等の状況を明確にし、将来的な建替え時期等について必要な検討を行います。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度	
全体事項	「(仮称) 地域経営計画」における振興事務所機能の充実	→→→			→→→→		→→→→	
		「(仮称) 地域経営計画」の検討・策定			→→→→		計画に基づく対応	
①郡上市役所 本庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		保全計画の策定			→→→→		計画に基づく対応	
②郡上市役所 大和庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		庁舎管理委託業務の包括化の検討			→→→→		各地域における実践・検証	
③郡上市役所 白鳥庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		保全計画の策定			→→→→		検討結果に基づく対応	
		→			→→→→		検討結果に基づく対応 (施設改修を含む)	
④郡上市役所 高鷲庁舎		→			→→→→		→→→→	
		会議室のあり方検討			→→→→		検討結果に基づく対応 (施設改修を含む)	
		→			→→→→		検討結果に基づく対応	
⑤郡上市役所 美並庁舎		→			→→→→		→→→→	
		生涯学習センター機能のやまつつじ移転を含めた庁舎のあり方検討			→→→→		検討結果に基づく対応	
		→→→			→→→→		→→→→	
⑥郡上市役所 明宝庁舎 ⑦郡上市役所 和良庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		本館2階部分の活用方法検討・入居団体との調整			→→→→		検討結果に基づく対応 (施設改修含む)	
		→→→			→→→→		→→→→	
⑧郡上市役所 白鳥庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		耐震基準を満たさない棟の廃止に向けた調整・検討			→→→→		将来的な移転・建替え等の検討	
⑨郡上市役所 高鷲庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		会議室のあり方検討			→→→→		将来的な移転・建替え等の検討	
⑩郡上市役所 美並庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		LCC 比較による庁舎のあり方検討			→→→→		検討結果に基づく対応	
⑪郡上市役所 明宝庁舎 ⑫郡上市役所 和良庁舎		→→→			→→→→		→→→→	
		保全計画の策定			→→→→		検討結果に基づく対応	
		→→→			→→→→		→→→→	
		会議室のあり方検討			→→→→		検討結果に基づく対応	

## (2) 消防署

### ア. 施設概要

市全体における消防防災行政の拠点となる施設として設置しています。

八幡地域には、全市的な指令機能と主に市域の南部を管轄する郡上市消防本部・郡上中消防署、白鳥地域には主に市域の北部を管轄する郡上北消防署を配置しています。また、美並地域に郡上中消防署南出張所、和良地域には和良庁舎に併設する郡上中消防署東詰所を配置し、市域南部の消防防災機能を補完しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上市消防本部 郡上中消防署	1987	32	50	1,479.56	正:53	直営	22,735	49	-
②郡上北消防署	1992	27	50	678.88	正:23	直営	2,367	0	-
③郡上中消防署南出張所	1994	25	38	196.00	正:10	直営	621	0	-

対象施設	利用状況
①郡上市消防本部 郡上中消防署	市全域の消防防災行政の統括と、市域南部を管轄しています。
②郡上北消防署	主に北部地域を管轄しています。
③郡上中消防署 南出張所	市域南部の消防業務を行い、郡上中消防署機能を補完しています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

広範な郡上市において、安全・安心を守るための常備消防力は今後も充実強化し、活動拠点となる消防署所の施設は、予防保全を含めた長寿命化を図ります。

また、消防設備や資機材の計画的な更新、消防防災活動に従事する職員の能力向上等により、消防力の強化を図ります。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市消防本部・郡上中消防署	機能：継続	施設：継続
○ 消防防災行政の統括と市南部地域の防災拠点として、消防防災機能を継続します。		
② 郡上北消防署	機能：継続	施設：継続
○ 市北部地域の防災の拠点として、消防防災機能を継続します。		
③ 郡上中消防署南出張所	機能：継続	施設：継続
○ 市南部地域の防災機能を補完するため、消防防災機能を継続します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 拠点となる施設について、予防保全を含めた計画的な改修により、長寿命化を図ります。
- ・ 消防設備や資機材を適正に維持管理するとともに、計画的な更新を行い消防力の強化を図ります。

施設名等	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
①郡上市消防本部・郡上中消防署 ②郡上北消防署 ③郡上中消防署南出張所	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
	→→→→→→→→→→→→→→→→ 消防設備・資機材の適正管理と計画的な更新					

## 2. 防災関連施設(消防詰所・ポンプ車庫)

### ア. 施設概要

火災や災害など有事の際に、地域防災の要として中核的な役割を果たすとともに、平常時・非常時を問わずその地域に密着して住民の安心と安全を守るため、1本部7方面隊35分団85部体制で消防団を編成し、その活動拠点として消防詰所、消防ポンプ車庫を99か所設置しています。

## イ. 現状と課題

方面 隊	分団 ・部	施設名	建築年 (年)	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	構造	延床 面積 (㎡)	複合機能	団員数	
八幡	1-1	殿町消防詰所	2012	6	27	S造	121.63		24	
	1-2	愛宕消防詰所	1982	37	27	W造	152.00	集会所(民)	31	
	1-3	栄町消防詰所	1984	35	27	S造	145.42	集会所(民)	36	
	2-1	尾崎町消防詰所	1981	38	27	S造	52.00	集会所(民)	25	
	2-2		八幡第二コミュニティ消防センター	1991	28	27	S造	313.20	公民館	20
			坪佐消防ポンプ庫	1981	38	25	S造	22.00		7
	2-3		中桐消防詰所	2016	3	27	W造	58.67		15
			河鹿消防ポンプ庫	1981	38	25	S造	22.00		8
	3-1		中野消防詰所	1985	34	27	S造	110.00		21
			東安久田消防ポンプ庫	1985	34	25	S造	25.00		5
	3-2		中山消防詰所	1991	28	27	W造	45.90		22
			西乙原消防ポンプ庫	1986	33	25	S造	22.00		15
	3-3		亀尾島消防詰所	1985	34	27	S造	36.00		7
			北消防詰所	2001	18	27	S造	52.99		17
			高畑消防ポンプ庫	1990	29	25	W造	15.00		7
	4-1		小野消防詰所	1994	25	27	W造	54.76		32
			鶴佐消防ポンプ庫	1983	36	25	S造	22.00		21
	4-2		吉田消防詰所	1973	46	27	W造	44.00		34
			有穂消防ポンプ庫	1985	34	25	S造	22.00		20
	5-1		美山西部コミュニティ消防センター	1988	31	27	W造	28.00	集会所	15
			鬼谷消防ポンプ庫	1989	30	25	S造	19.00		7
			入間消防ポンプ庫	1989	30	25	W造	16.00		4
			夕谷消防ポンプ庫	1986	33	25	W造	23.00	集会所(民)	4
洲河消防ポンプ庫			1985	34	25	S造	23.00		6	
5-2		小那比北部消防詰所	1984	35	27	S造	39.00		9	
		小那比西部消防ポンプ庫	1984	35	25	S造	22.00		8	
大和	1-1	徳永消防詰所	1994	25	27	S造	74.00		21	
	1-2	河辺消防ポンプ庫	1999	20	25	S造	27.00		14	
	1-3	牧消防詰所	1999	20	27	W造	44.00		14	
	1-4	古道消防ポンプ庫	1987	32	25	W造	30.00		15	
	1-5	神路消防詰所	1984	35	27	W造	63.00		15	
	1-6	下栗巣消防詰所	2000	19	27	S造	55.40		18	
	2-1	福田消防詰所	1984	35	27	W造	55.00		18	
	2-2	落部消防詰所	1996	23	27	W造	50.00		11	
	2-3	洞口消防詰所	1992	27	27	W造	30.00	集会所(民)	15	

方面隊	分団・部	施設名	建築年(年)	経過年数(年)	耐用年数(年)	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	複合機能	団員数
	2-4	野口消防詰所	1983	36	27	W造	50.00		16
	2-5	場皿消防詰所	1998	21	27	W造	35.00	集会所(民)	7
	2-6	名皿部消防ポンプ庫	1996	23	25	S造	50.00		14
	3-1	剣消防詰所	2000	19	27	S造	35.00		28
	3-2	大間見消防詰所	1997	22	27	W造	55.00		15
	3-3	万場消防詰所	1985	34	27	W造	40.00	集会所(民)	22
	3-4	口大間見消防詰所	1987	32	27	W造	65.00		15
	3-5	小間見消防詰所	2001	18	27	S造	35.00	集会所(民)	10
白鳥	1-1	白鳥地区コミュニティ消防センター	1987	31	27	S造	152.37		30
		白鳥消防ポンプ庫	—		25	W造	23.00		
	1-2	白鳥地区為真コミュニティ消防センター	1993	26	27	S造	85.00		28
		為真消防ポンプ庫	—		25	S造	33.00		
	1-3	白鳥町向小駄良地区コミュニティ消防センター	1990	28	27	S造	95.20		27
	2-1	白鳥町大島地区コミュニティ消防センター	1992	26	27	S造	60.28		33
		大中地区水防倉庫	1986	33	25	S造	30.00		
	2-2	白鳥町中津屋地区コミュニティ消防センター(消防詰所)	1988	30	27	S造	66.42		21
	2-3	越佐農村センター(白鳥町越佐地区コミュニティ消防センター)	1994	24	27	S造	153.09	集会所	18
	3-1	那留地区コミュニティ消防センター(消防詰所)	1989	29	27	S造	76.20		31
	3-2	恩地地区コミュニティ消防センター	1992	27	27	S造	71.55		12
	3-3	白鳥町中西コミュニティ消防センター	2000	18	27	S造	129.60		13
	3-4	白鳥町野添地区コミュニティ消防センター	1987	31	27	S造	64.80		15
	3-5	白鳥町六ノ里地区コミュニティ消防センター	1994	24	27	S造	126.05	集会所	19
	3-6	阿多岐集会所	1983	35	27	S造	236.52	集会所	8
	4-1	白鳥町前谷地区コミュニティ消防センター	1988	30	27	S造	64.80		18
	4-2	白鳥町歩岐島地区コミュニティ消防センター	1994	24	27	S造	90.75		10
	4-3	白鳥町干田野地区コミュニティ消防センター	1993	26	27	S造	61.16		14
	4-4	長滝消防詰所	1984	35	27	S造	28.80		12
	4-5	白鳥町二日町地区コミュニティ消防センター	1993	26	27	S造	80.82		20
5-1	5-2	白鳥町石徹白地区コミュニティ消防センター	1989	29	27	S造	103.68		17
									13
高鷲	1-1	向鷲見消防詰所兼車庫	2002	16	27	S造	60.70		21
	1-2	中正消防車庫	1981	38	25	S造	58.00		31

方面隊	分団・部	施設名	建築年(年)	経過年数(年)	耐用年数(年)	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	複合機能	団員数
	2-1	鮎走消防詰所兼車庫	1995	24	27	S造	94.06		35
	2-2	切立消防詰所兼車庫	不明		27	W造	61.50		13
	3-1	西洞消防詰所兼車庫	2006	12	27	W造	60.69		14
	3-2	ひるがの消防詰所	1980	38	27	W造	55.40		34
	4-1	鷲見消防詰所兼車庫	1982	36	27	W造	56.63		16
	4-2	高鷲北部除雪センター	1989	29	25	S造	290.59	除雪車両車庫	10
美並	1-1	深戸消防詰所	1992	26	27	W造	75.00		13
	1-2	くじ本消防詰所	1984	35	27	W造	52.74		12
	1-3	三日市消防詰所	1986	33	27	W造	59.62		16
	2-1	上苅安消防詰所	1981	37	27	W造	45.54		10
	2-2	苅安消防詰所	1999	19	27	W造	72.87		19
	2-3	粥川消防詰所	不明	—	27	W造	71.43		17
	3-1	福野消防詰所	1995	23	27	W造	60.71		13
	3-2	大矢消防詰所	1984	34	27	W造	51.46		17
	3-3	下田消防詰所	1982	36	27	W造	55.62		14
	4-1	根村消防詰所	不明	—	27	W造	60.68		12
	4-2	勝原消防詰所	1991	27	27	W造	69.56		12
	4-3	木尾消防詰所	1994	24	27	W造	42.41		11
明宝	1-1	大谷消防ポンプ庫	2010	9	25	S造	41.60		11
	1-2	明宝寒水消防車庫	2003	15	25	W造	34.78		23
	2-1	明宝気良消防詰所	2001	17	27	W造	81.15		40
	3-1	明宝奥住消防車庫	2001	17	25	W造	34.78		19
	3-2	明宝小川消防詰所	1993	26	27	W造	81.15		20
	4-1	畑佐消防ポンプ庫	2008	10	25	S造	41.60		24
	4-2	二間手消防ポンプ庫	2007	11	25	S造	41.60		18
和良	1-1	(下沢生きがい施設)	1997	21	25	W造	124.22		11
	1-2	下洞消防ポンプ積載車車庫	1967	52	25	S造	24.14		8
	1-3	宮地消防ポンプ積載車車庫	1993	25	25	W造	21.76		15
	2-1	野尻消防ポンプ積載車車庫	2004	15	25	W造	17.20		21
	2-2	横野消防ポンプ積載車車庫	1973	46	25	W造	22.04		5
	2-3	東野消防ポンプ積載車車庫	1993	26	25	W造	23.86		8
	3-1	下土京消防ポンプ積載車車庫	1997	22	25	W造	20.15		13
	3-2	安郷野消防ポンプ積載車車庫	1997	22	25	S造	16.61		15
	3-3	方須消防ポンプ積載車車庫	1992	27	25	W造	24.70		9

※ 和良方面隊第1分団第1部は、消防車両を和良庁舎に駐車しているため、車庫を有しません。また、詰所は地区内の集会施設(下沢生きがい施設)を活用しているため、独自の詰所はありません。

【利用状況】

消防団詰所は、消防団員の待機・打合せの場所として、また消防ポンプ車庫は消防車両等機械器具の保管・維持管理のための機能を備え、施設の光熱水費等は消防施設の所在する自治会等が負担しています。また、一部の詰所は自治会等の集会施設を兼ねています。

広大な市域を有する本市にとって、常備消防の活動を補完するため、消防団は欠かせない存在になっています。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

○ 基本的な考え方

市民の生命、財産を守る消防施設については、基本的に継続しますが、消防団を取り巻く環境の変化を考慮し、消防団員の確保対策や組織、機能・施設のあり方などについて関係者との協議を進めます。

○ 施設ごとの対応方針

消防詰所・ポンプ車庫	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化した施設は修繕を行い継続使用し、使用が不能となった段階で建て替えます。</li> <li>○ 建替えに当たっては、地区集会所が近接してある場合、これを詰所として活用し、ポンプ庫のみ整備するなど、施設機能の複合化を図ります。</li> </ul>		

エ. 展開スケジュール

○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	消防団組織及び配置のあり方の検討	→→→→→→→→→→→→ 消防団組織及び配置のあり方の検討					
	消防詰所・ポンプ庫	→→→→→→→→→→→→ 必要に応じて修繕を行い、継続使用					

3. 行政関連施設

(1) 職員宿舎等(教職員住宅)

ア. 施設概要

郡上市内の小学校又は中学校に勤務するために、遠隔地から赴任した教職員等の住宅入居の便宜を図るため、教職員住宅を整備し、市内に19か所(管理戸数95戸)設置しています。

イ. 現状と課題

対象施設	建築年(年)	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m <sup>2</sup> )	職員数(人)	運営形態	支出額(千円)	収入額(千円)	入居戸数/管理戸数(戸)
①旭教職員住宅	1988	31	47	233.28	※	直営	1,701	720	6/6

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	入居戸数/ 管理戸数 (戸)
②東町教職員住宅	1993	26	22	58.04	※	直営	194	192	2/2
③西和良教職員住宅 A	1993	26	22	139.00		直営	486	240	2/4
④西和良教職員住宅 B	1993	26	22	54.00		直営	0	0	0/1
⑤大和剣教職員住宅	1977	42	47	761.31		直営	1,792	576	5/6
⑥大和島教職員住宅	1985	34	47	373.72		直営	2,205	972	9/10
⑦為真教職員住宅	1978	41	47	352.00		直営	1,654	102	1/6
⑧恩地教職員住宅	1983	36	47	396.48		直営	1,887	300	3/6
⑨石徹白教職員住宅 南	1983	36	34	286.88		直営	1,123	240	2/4
⑩石徹白教職員住宅 北	1975	44	22	124.21		直営	98	0	0/1
⑪白鳥教職員住宅	1991	28	47	836.10		直営	3,989	1,416	11/15
⑫高鷲大鷲教職員住宅	1974	45	47	533.00		直営	1,799	120	3/6
⑬高鷲ひるがの教職員住宅	1978	41	47	520.00		直営	2,492	300	5/8
⑭美並教職員住宅	1992	27	22	291.48		直営	392	480	4/4
⑮明宝小川教職員住宅 A	1972	47	22	104.40		直営	194	30	1/2
⑯明宝小川教職員住宅 B	1976 1982	43 37	22	136.11		直営	291	60	1/3
⑰明宝大谷教職員住宅	1984	35	22	263.20		直営	196	0	1/2
⑱明宝気良教職員住宅	1993	26	22	149.06		直営	294	90	3/3
⑲和良教職員アパート	1979	40	47	405.44		直営	1,677	151	3/6

※ 教職員住宅（19 施設）を 2 人で管理

#### 【利用状況】

教職員住宅の管理戸数は 95 戸、このうち入居しているのは 62 戸（65%）で、教職員及び同居の家族のほか、地域おこし協力隊など、教育委員会が公益上及び行政上必要と認めた市民等が入居しています。

#### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

##### ○ 基本的な考え方

本市の教職員住宅は、旧耐震基準で建設し、建築から 30 年以上経過した施設が多く、全体的に施設の老朽化が目立ち、設備等も古い施設も多くあります。一方、比較的若い年齢層の教職員等は、利便性が高く、居住環境が優れた民間賃貸住宅へ入居を希望するケースが増えており、入居率も減少傾向にあります。

これらのことから、民間賃貸住宅が整備されている地域の教職員住宅で、入居率が低く、老朽化が進んだ施設については廃止し、それ以外の施設については、必要な修繕を行い耐用年数まで使い切ることを基本に施設の再配置を進めます。継続使用する施設については、教

職員住宅以外への活用について、使用料のあり方を含め検討します。

一方で、へき地、過疎地にある教職員住宅については、地域事情も考慮し、教職員住宅以外への転用も含め施設のあり方を検討します。

管理運営については当面現行どおりとしますが、市営住宅等との一体的な管理も検討します。

## ○ 施設ごとの対応方針

① 旭教職員住宅	② 東町教職員住宅	機能：継続	施設：継続
⑥ 大和島教職員住宅	⑧ 恩地教職員住宅		
⑭ 美並教職員住宅	⑰ 明宝大谷教職員住宅		
⑱ 明宝気良教職員住宅			
○ 教職員住宅として当面継続し、施設は必要な修繕を行いながら使い切ります。また、将来的には、民間賃貸住宅等の状況も踏まえ、施設のあり方について検討します。			
③ 西和良教職員住宅 A	④ 西和良教職員住宅 B	機能：継続	施設：検討
○ 和良地域の小中学校に赴任する教職員等の宿舍として、また、地域おこし協力隊等の特例入居者の受入れも含め、教職員住宅として継続しながら、入居要件の制約が少ない市有住宅への転用等について検討します。			
⑤ 大和剣教職員住宅		機能：検討	施設：検討
○ 老朽化が顕著ですが、民間賃貸住宅等での代替も見込まれることから、今後の大和地域の小学校の統合による教職員数等の推移などを見ながら、現在の入居者に配慮しつつ、廃止も含め、施設のあり方について検討します。			
⑦ 為真教職員住宅		機能：廃止	施設：廃止
○ 老朽化が顕著であり、民間賃貸住宅等での代替も見込まれることから、現在の入居者に配慮しつつ移転について協議し、廃止します。			
⑨ 石徹白教職員住宅 南		機能：継続	施設：継続
○ 教職員住宅として継続し、施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。			
⑩ 石徹白教職員住宅 北		機能：廃止	施設：廃止
○ 老朽化が顕著であり、石徹白教職員住宅(南)で住居確保が可能なことから廃止します。			
⑪ 白鳥教職員住宅		機能：継続	施設：継続
○ 教職員住宅として継続し、施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。			
⑫ 高鷲大鷲教職員住宅		機能：廃止	施設：廃止
○ 老朽化が顕著であり、民間賃貸住宅等での代替も見込まれることから廃止します。			
⑬ 高鷲ひるがの教職員住宅		機能：継続	施設：検討
○ 冬期の降雪・積雪や交通状況を踏まえ、当該地域における教職員住宅の機能は継続します。 ○ 施設は、耐震改修及び大規模改修による長寿命化、適正規模での建替の両面でライフサイクルコストを比較検討し、最も効率的な整備手法を検討するとともに、教職員住宅以外の活用を含め、施設のあり方について検討します。			
⑮ 明宝小川教職員住宅 A	⑯ 明宝小川教職員住宅 B	機能：廃止	施設：廃止
○ 明宝トンネルの開通状況を踏まえた明宝小学校と小川小学校の統合に合わせ、廃止・除却します。			
⑲ 和良教職員アパート		機能：検討	施設：検討
○ 老朽化が顕著であり、西和良教職員住宅での代替も可能なことから、廃止も含め、施設のあり方について検討します。			

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・耐震基準を満たしておらず、老朽化している教職員住宅について、入居の状況及び民間賃貸住宅等の整備状況を踏まえ、廃止について検討します。
- ・へき地、過疎地に設置する教職員住宅については、移住定住等も含めた観点から、市有住宅等への転用を検討します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度	
全体事項	老朽化住宅の廃止検討 市有住宅等への転用検討	→→→ 入居状況等調査・ 廃止及び転用検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
	①旭教職員住宅 ②東町教職員住宅 ⑥大和島教職員住宅 ⑧恩地教職員住宅 ⑭美並教職員住宅 ⑰明宝大谷教職員住宅 ⑱明宝気良教職員住宅	→→→→→→→→→→ 教職員住宅として継続するため必要な修繕の実施						
	⑨石徹白教職員住宅 南 ⑪白鳥教職員住宅	→→→ 保全計画策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応			
	⑬高鷲ひるがの教職員住宅	→→→ 耐震・大規模改修/適正規模での建替 によるライフサイクルコスト算出・ 検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
	③西和良教職員住宅 A ④西和良教職員住宅 B	→→→ 転用を含めた検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
	⑤大和剣教職員住宅	→→→ 学校統合の影響・民間賃貸住宅等の 状況確認と廃止を含めた検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
	⑲和良教職員アパート	→→→ 西和良教職員住宅の状況確認と廃止 を含めた検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
	⑦為真教職員住宅 ⑩石徹白教職員住宅 北 ⑫高鷲大鷲教職員住宅	→→→ 廃止検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
	⑮明宝小川教職員住宅 A ⑯明宝小川教職員住宅 B	→→→→→ 必要な修繕の実施（明宝トンネル開通を考慮） 廃止に向けた施設のあり方検討					→→→→→ 小川小統合に合わせた施設廃止	

## (2)職員宿舎(医師住宅等)

### ア. 施設概要

市内の公立病院及び診療所に勤務する医師や看護師の確保、及びこれらの各医療機関での救急医療などに迅速に対応するため、公立病院等施設の近くに医師住宅等を市が整備を行い、6か所（管理戸数40戸）設置しています。

なお、国保白鳥病院では、近隣の民間の賃貸住宅を借り上げ、医師等の宿舎として位置付けています。

## イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	入居戸数/ 管理戸数 (戸)
①郡上市民病院城南 医師住宅	1980	39	47	913.41	—	直営	4,792	864	6/8
②郡上市民病院医師・ 看護師住宅	1999	20	47	782.29	—	直営	7,126	1,563	医 1/6 看 5/10
③郡上市民病院小野 医師住宅	1988	31	47	534.96	—	直営	3,373	1,169	2/6
④国保高鷲診療所 医師住宅	1984	35	22	111.78	—	直営	395	120	1/1
⑤国保和良診療所 医師住宅	1984 1998 2004 2017	35 21 15 2	22	524.87	—	直営	606	364	3/3 (5/5)
⑥国保和良診療所 職員アパート	1981	38	47	223.00	—	直営	720	152	1/1 (4/4)

### 【利用状況】

市が設置・管理している6施設・40戸のうち、国保和良診療所医師住宅の一部(2号棟2戸)と国保和良診療所職員アパートの一部(3部屋)は、研修医、医学部生、看護学生の宿泊施設として使用しており、これらの部屋を除く35戸の入居戸数は平成29年4月1日現在で19戸(入居率54%)となっています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

地域医療を支えるための医師住宅等の機能は継続します。医師住宅等の設置については、当面、必要な修繕を行い継続するものの、既に家賃補助を含む民間施設の活用を行っている状況もあることから、設置のあり方について検討します。

また、診療所の医師確保のための住宅についても当面必要な修繕を行い継続するものの、地域内の他の公共賃貸住宅等のあり方を含め、今後のあり方について検討します。

管理運営について、費用対効果を検証し、公営住宅と一体的に、民間活力の活用を含めて効率的な手法を検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市民病院城南医師住宅		
② 郡上市民病院医師・看護師住宅	機能：継続	施設：継続
③ 郡上市民病院小野医師住宅		
○ 医師等の住宅として、必要な修繕を行い当面継続し、今後の施設のあり方について検討します。		
④ 国保高鷲診療所医師住宅	機能：継続	施設：継続
○ 医師等の住宅として、必要な修繕を行い当面継続するものの、近隣の公共賃貸住宅のあり方を含め、今後の施設のあり方について検討します。		

⑤ 国保和良診療所医師住宅	機能：継続	施設：継続
○ 医師等の住宅として、また、研修医の研修期間中の宿舎として当面継続するものの、老朽化した 4 号棟は必要な修繕を行い使い切ります。1～3 号棟は、長寿命化を含めた改修や修繕、近隣の公共賃貸住宅のあり方を含め、今後の施設のあり方について検討します。		
⑥ 和良診療所職員アパート	機能：継続	施設：継続
○ 医師等の住宅として、また、医学部生や看護学生の研修期間中の宿舎として、必要な修繕を行い当面継続するものの、近隣の公共賃貸住宅の活用を含め、今後の施設のあり方について検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10 年間(令和元年度～令和 10 年度)の取組み《主なもの》

- ・ 公立病院や公立診療所に勤務する医師等が入居する医師住宅等については、建物の老朽化状況や入居状況に鑑み、当面必要な修繕を行い継続使用するものの、他の公共賃貸住宅等の活用や民間賃貸住宅の借り上げ、民間賃貸住宅入居医師等への家賃補助を含め、施設のあり方について検討します。
- ・ 管理運営については、公営住宅と一体的に、民間活力の活用も含めた、効果的・効率的な管理運営方法について検討します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	公共賃貸住宅等の活用、民間賃貸住宅の借り上げ、家賃補助の検討・実施	→→→ 医師住宅等のあり方検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	管理運営方法の検討	→→→ 費用対効果を含めた、民間活力活用による管理運営手法の検討					
①郡上市民病院城南医師住宅 ②郡上市民病院医師・看護師住宅 ③郡上市民病院小野医師住宅 ④国保高鷲診療所医師住宅 ⑤国保和良診療所医師住宅 ⑥国保和良診療所職員アパート		→→→ 今後の施設のあり方検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

## II. 集会施設

### 1. 地区集会施設（地区集会所）

#### ア. 施設概要

自治会や地区会など、地域コミュニティの活動拠点として、地区集会施設 54 施設を設置しています。なお、これまでに 61 施設を地元自治会・地区会に譲渡しています。

#### イ. 現状と課題

地域	施設名	建築年 (年)	経過年 数(年)	耐用年 数(年)	構造	延床 面積 (㎡)	複合機能
八幡	郡上八幡中央コミュニティ消防センター	1996	23	38	S造	213.89	
	郡上八幡南部コミュニティ消防センター	2007	12	24	W造	173.60	
	郡上八幡新宮の森多目的管理棟	1996	23	24	W造	78.00	
	美山西部コミュニティ消防センター	1988	31	24	W造	28.00	消防詰所
大和	神路公民館	1985	34	38	S造	151.00	
	福田研修所	1996	23	24	W造	261.00	
	郡上大和ほたるの里蛍光館	2004	15	38	S造	233.77	公民館
白鳥	中津屋地区コミュニティ消防センター(旧中津屋地区第2コミュニティ消防センター)	2002	17	38	S造	155.68	
	六ノ里地区防災拠点施設	2003	16	38	S造	130.87	
	那留地区コミュニティ消防センター(旧那留地区第2コミュニティ消防センター)	2000	19	38	S造	141.61	
	二日町地区防災拠点施設	2004	15	38	S造	183.53	
	向小駄良コミュニティ防災センター	1983	35	50	RC造	324.00	
	白鳥地区介護予防拠点施設	2001	17	38	S造	176.19	
	白鳥東部農業技術研修センター	1982	37	38	S造	113.40	
	白鳥北部農業センター	1996	23	24	W造	215.84	
	白鳥商工コミュニティセンター	1997	22	38	S造	193.05	
	為真中央生活改善センター	2005	14	38	S造	326.09	
	為真小向集会所	1982	37	38	S造	230.87	
	中津屋上切コミュニティセンター	1993	25	38	S造	166.05	
	越佐農村センター(白鳥町越佐地区コミュニティ消防センター)	1994	24	38	S造	153.09	消防詰所
	野添集会所	1985	34	38	S造	188.42	
	六ノ里集会所	1985	34	38	S造	175.24	
	白鳥町六ノ里地区コミュニティ消防センター	1994	24	38	S造	126.05	消防詰所
	中西区民センター	1983	35	38	S造	194.31	
	阿多岐集会所	1983	35	38	S造	236.52	消防詰所
	恩地農村センター	1985	34	38	S造	158.46	
	千田野集会所(旧北濃第一体育館)	1988	31	38	S造	327.80	
長滝コミュニティセンター	1985	33	38	S造	193.28		

地域	施設名	建築年 (年)	経過年 数(年)	耐用年 数(年)	構造	延床 面積 (㎡)	複合機能
	二日町農村センター	1981	38	38	S造	266.49	
	北濃地区介護予防拠点施設	2001	17	38	S造	176.80	
	大中農村総合センター	1980	39	38	S造	405.36	公民館
	牛道生活改善センター	1973	45	38	S造	453.78	公民館
	那留農業技術研修センター	1981	38	38	S造	342.92	公民館
	白鳥町北部豪雪管理センター	1981	37	31	S造	356.32	除雪車両車庫
高鷲	高鷲鮎走公民館	1994	24	38	S造	336.21	
	高鷲鮎走老人憩いの家	1991	27	24	W造	197.70	
	高鷲神道集会所	2003	15	24	W造	186.08	
	高鷲中洞老人憩いの家	1991	27	24	W造	162.00	
	高鷲鷲見老人憩いの家	1991	27	24	W造	142.75	
	高鷲ひるがの老人憩いの家	1992	26	24	W造	239.62	公民館
美並	美並杉原集会所	1995	23	24	W造	101.67	
	美並円山集会所	2006	13	24	W造	132.49	
	美並コミュニティセンター	1988	31	38	S造	324.00	
明宝	明宝大谷やすらぎの家(介護予防拠点施設)	2003	16	38	S造	171.32	消防詰所
	寒水掛踊伝承館	2003	15	38	S造	184.68	消防詰所
	明宝気良いこいの家(介護予防拠点施設)	2000	18	38	S造	124.42	
	明宝西気良するすみの家(介護予防拠点施設)	2005	13	38	S造	240.24	
	明宝奥住ふれあいの家(介護予防拠点施設)	1999	19	38	S造	206.30	消防詰所
	明宝小川交流センター	2001	17	24	W造	222.27	
	明宝畑佐ほほえみの家(介護予防拠点施設)	2005	14	38	S造	175.00	消防詰所
	明宝二間手ぬくもりの家(介護予防拠点施設)	2005	14	38	S造	181.33	消防詰所
和良	鹿倉ひまわりプラザ(介護予防拠点施設)	2003	16	24	W造	103.50	
	横野ふれあいプラザ(介護予防拠点施設)	2001	17	24	W造	99.37	
	下沢生きがい施設	1997	21	24	W造	124.22	消防詰所

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

集会施設の多くは、地域コミュニティの核となる地区集会施設であり、利用者がその地区の住民に限定されることから、原則として該当する自治会等への無償譲渡を進めます。

○ 施設ごとの対応方針

地区集会施設	機能：継続	施設：譲渡
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区集会施設として単独で設置している建物は、補助金や起債等による制限がなくなった段階で順次無償譲渡を進めます。</li> <li>○ 公民館に併設される5つの地区集会施設は、「Ⅲ-(1) 公民館」の方針に従い建物のあり方を決定します。</li> <li>○ 白鳥町北部豪雪管理センターは、除雪機車庫として使用するため、これに併設する地区集会施設は、現行どおり継続します。</li> <li>○ 郡上八幡中央コミュニティ消防センター及び郡上八幡南部コミュニティ消防センターは、利用範囲が複数の地区会にまたがっていること、特定の団体の利用が主となっていることなどから、施設のあり方について検討します。</li> </ul>		

エ. 展開スケジュール

○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	自治会等との譲渡についての協議	→→→→→→→→→→ 補助金や起債、耐用年数等による制限がなくなった施設から順次協議を実施					
	郡上八幡中央コミュニティ消防センター 郡上八幡南部コミュニティ消防センター	→→→ 施設の方向性の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

### Ⅲ. 社会教育施設

#### 1. 公民館

##### ア. 施設概要

市民の学習の場・集会などの自主的な活動の場を提供するとともに、各種講座や教室など学習の機会を提供するため、市内に34館（中央公民館1館、地域公民館7館、地区公民館26館）を設置しています。

このうち、公民館機能を主として設置している施設（公民館単独施設）は15施設（八幡地域9施設、大和地域2施設、白鳥地域3施設、高鷲地域1施設）で、他の19施設は他の設置目的で整備した施設との複合化となっています。

##### イ. 現状と課題

公民館の名称	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	常駐する 職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上市中央公民館 ②八幡地域公民館 (市総合文化センター)	1988	31	50	5,001.51	(館)1 (専)1 (専)1	直営	本体の管理運営費、利用者数に含む (郡上市総合文化センター参照)		
③大和地域公民館 ⑳大和北公民館 (大和生涯学習センター)	1976	43	50	1,778.47	(専)2 0	直営	本体の管理運営費、利用者数に含む (大和生涯学習センター参照)		
④白鳥地域公民館 ㉑白鳥公民館 (白鳥ふれあい創造館)	1994	25	50	3,954.91	(専)3 0	直営	本体の管理運営費、利用者数に含む (白鳥ふれあい創造館参照)		
⑤高鷲地域公民館 ㉒高鷲南部公民館 (たかす町民センター)	2001	18	50	3,442.70	(専)1 0	直営	本体の管理運営費、利用者数に含む (たかす町民センター参照)		
⑥美並地域公民館 ㉓美並中部公民館 (まん真ん中センター)	1997	22	50	3,447.27	(専)2 0	直営	本体の管理運営費、利用者数に含む (日本まん真ん中センター参照)		
⑦明宝地域公民館 ㉔明宝公民館 (明宝コミュニティセンター)	1981	38	50	1,601.04	(専)1 0	直営	本体の管理運営費、利用者数に含む (明宝コミュニティセンター参照)		
⑧和良地域公民館 ㉕和良公民館 (和良町民センター)	1979	40	50	3,260.24	(専)1 0	直営	本体の管理運営費に含む (和良町民センター参照)		
⑨八幡公民館	1981	38	50	693.13	(専)1	直営	4,322	562	1,020
⑩川合公民館	1996	23	38	699.89	(専)1	直営	4,238	101	1,800
⑪八幡第2公民館	1991	28	38	313.20		直営	1,100	0	650
⑫相生公民館	1988	31	38	922.33	(専)1	直営	4,076	104	1,900
⑬那比公民館	1986	33	38	1,659.60	(専)1	直営	5,439	230	1,360
⑭口明方公民館	1998	21	38	569.16	(専)1	直営	2,802	44	1,680
⑮西和良公民館	1986	33	38	607.25	(専)1	直営	3,740	25	1,240
⑯小那比公民館	1988	31	38	412.43	(専)1	直営	3,628	6	1,020
⑰小野公民館	2002	17	38	937.15	(専)1	直営	3,702	352	1,980

公民館の名称	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	常駐する 職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
⑱大和南公民館	市役所大和庁舎の施設情報参照				0	直営	本体の管理運営費、利用者数を含む (市役所大和庁舎参照)		
⑲大和西公民館	2005	14	24	206.95	0	直営	0	0	2,903
㉑万場公民館	1983 2004	36 15	38	233.77	0	直営	189	39	871
㉓大中公民館	1980	39	38	405.36	0	直営	647	70	4,093
㉔牛道公民館	1973	46	38	453.78	0	直営	0	0	不明
㉕北濃公民館	北濃小学校の施設情報参照				0	直営	本体の管理運営費を含む。公民館の 利用者数は不明。 (北濃小学校参照)		
㉖石徹白公民館	自治会所有施設のため施設情報 不明				0	直営	0	0	不明
㉗那留公民館	1981	38	38	342.92	0	直営	0	0	不明
㉙高鷲北部公民館	1992	27	24	239.62	0	直営	0	0	740
㊿美並北部公民館	美並健康増進センターの施設情 報参照				0	直営	本体の管理運営費、利用者数を含む (美並健康増進センター参照)		
㊿美並南部公民館	美並南部体育館の施設情報参照				0	直営	本体の管理運営費、利用者数を含む (美並南部体育館参照)		

※ 常駐する職員数の欄における(館)は公民館長を、(専)は公民館専任主事を指します。

※ 公民館単独施設以外の管理運営費及び利用者数は、公民館機能を複合化している施設の数値に含まれます。

公民館の名称	利用状況
①郡上市中央公民館 ②八幡地域公民館 (市総合文化センター)	八幡地域公民館では、八幡地域の市民を対象とした子ども講座や高齢者講座、郡上おどりの演奏者の担い手育成のための「おはやし講座」などを企画・運営しています。
③大和地域公民館 ⑳大和北公民館 (大和生涯学習センター)	大和地域公民館では、大和地域の市民を対象としたスポーツ大会やイベント、各種講座を企画運営しています。 大和北公民館では、夏祭り、運動会、しめ縄教室、どんど焼きなどを開催しています。
④白鳥地域公民館 ㉑白鳥公民館 (白鳥ふれあい創造館)	白鳥地域公民館では、白鳥地域の市民を対象とした子ども向け講座やイベント、高齢者講座、MY下駄づくり、あなたの漢字1文字、新春ふれあい祭などを企画・運営しています。 白鳥公民館では、白鳥おどりのタベ、軽スポーツフェスタ、篠笛体験教室、白鳥の味を学ぶなどを開催しています。
⑤高鷲地域公民館 ㉒高鷲南部公民館 (たかす町民センター)	高鷲地域公民館では、高鷲地域の市民を対象とした一般向け講座やイベント、子ども向けイベントを企画運営するとともに、これらの事業を地区公民館である高鷲南部公民館、高鷲北部公民館と合同で実施しています。
⑥美並地域公民館 ㉓美並中部公民館 (まん真ん中センター)	美並地域公民館では、美並地域の市民を対象とした一般向け講座、イベントや子ども講座を企画運営しています。 美並中部公民館では、けんこう講座、文芸祭、夏祭り、スポーツ大会、郡上かるた大会等を開催しています。
⑦明宝地域公民館 ㉔明宝公民館 (明宝コミュニティセンター)	明宝公民館の事業は、明宝地域の市民を対象とした一般向け講座やスポーツ大会・イベント、子ども講座・行事を開催しています。
⑧和良地域公民館 ㉕和良公民館 (和良町民センター)	和良地域公民館では、和良地域の市民を対象とした一般向け講座、スポーツ大会・イベント、子ども向け事業を企画運営しています。

公民館の名称	利用状況
⑨八幡公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、子ども教室や餅つき大会などが行われています。
⑩川合公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、ふれあい夏まつり、ふれあいサロンなどが行われています。
⑪八幡第2公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、踊りのゆうべなどが行われています。
⑫相生公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、夏休み子ども講座や「あいおいマルシェ」などが行われています。
⑬那比公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、夏祭りなどが行われています。
⑭口明方公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、盆踊りのゆうべや振興大会・文化作品展などが行われています。
⑮西和良公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、西和良ふるさと祭りや敬老会などが行われています。
⑯小那比公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、納涼大会や敬老会などが行われています。
⑰小野公民館	公民館講座を開催しています。その他地域行事として、文化講演会や郡上かるた大会、文化芸能祭などが行われています。
⑱大和南公民館	大和南公民館の事業は、古今伝授の里祭り、郡上かるた大会、ふれあいウォーキングを開催しています。
⑲大和西公民館	地域のサークル活動の拠点や子育てサロン、会議などでの利用が主となっています。
㉑万場公民館	地域のサークル活動や公民館行事を行っています。その他ホタル研究会や、書道教室などで利用されています。
㉓大中公民館	地域のサークル活動や公民館の会議等で利用されています。
㉔牛道公民館	管理運営は、費用負担を含め地元が行っていることから、利用実態は把握できていません。
㉕北濃公民館	運動会、フラ教室、夏祭り、文化の集いを開催しています。
㉖石徹白公民館	白山道清掃登山、運動会、ソフトバレー大会、文化祭、キャンドルナイト等を開催しています。
㉗那留公民館	管理運営は、費用負担を含め地元が行っていることから、利用実態は把握できていません。
㉙高鷲北部公民館	健康づくり運動、ふれあいサロン、子ども会、子育てママの交流会などや地域活動やサークル活動で利用され、
㉚美並北部公民館	清掃・奉仕作業、田植え体験、カローリング大会、夏祭り、山の講等を開催しています。
㉛美並南部公民館	リサイクル活動、バーベキュー大会、夏祭り、山の講、ボウリング大会等を開催しています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

公民館には、これまでの市民の学習活動や趣味・生きがい活動の場や機会の提供に加え、地域福祉や地域防災、地域振興、地域人材の確保などの地域課題解決のための学習活動や実践活動の場としての役割が求められているとともに、「小さな拠点ネットワーク」の考え方に基づく中核的な施設としての役割も必要となっています。

こうしたことを念頭に、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置づけから、生涯学習施設及び地域の活動拠点への変更を含め、新しい時代の公民館の役割や配置、管理運営のあり方について、以下の視点から検討します。

- i 中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の生涯学習に関する講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。
- ii 地域公民館は、「各地域の総合的な活動拠点」として位置づける生涯学習センター内に併設し、市民の多様で多彩な学習活動の場・機会の提供機能に加え、地域課題の解決に向けた実践機能を担います。また、併せて「小さな拠点とネットワーク」の考え方に基づく地域経営の機能も果たすため、経営主体の組織化も含め管理運営のあり方を検討します。
- iii 地区公民館は、現在の小学校区を基本として配置していますが、これまでの学習活動に加え、地域課題解決のための実践活動の場としての役割が必要なことから「小さな拠点とネットワーク」との整合を図り、地域の広さや人口などの観点からサブエリアに公民館機能を備えた「(仮称)地区活動センター」を設置し、パートナーシップの理念に基づき、行政の役割を明確にした上で、管理運営の主体については、各地区の実情に応じて組織のあり方を含め検討します。
- iv 上記以外の公民館については、地域コミュニティ活動の場として使用されている実態に鑑み、地元自治等への譲渡について協議します。

地域の活動拠点の地域公民館及び地区公民館の活動や運営を円滑にするため、振興事務所を「まちづくりのコーディネーター」として位置づけ、地域課題の整理や解決のための調査研究を生涯学習センターと連携して取り組むとともに、課題解決を図るための支援の仕組みづくりに取り組みます。

施設使用料や講座の参加費について、減額免除規定の見直しを含め、受益者負担の適正化について検討します。

## ○ 施設ごとの対応方針

### i 「中央公民館」

### ii 「地域公民館」

① 郡上市中央公民館（郡上市総合文化センター）	機能：継続	施設：継続
② 八幡地域公民館（郡上市総合文化センター）	機能：継続	施設：継続
③ 大和地域公民館（大和生涯学習センター）	機能：移転	施設：廃止
④ 白鳥地域公民館（白鳥ふれあい創造館）	機能：継続	施設：継続
⑤ 高鷲地域公民館（たかす町民センター）	機能：継続	施設：継続
⑥ 美並地域公民館（日本まん真ん中センター）	機能：継続	施設：継続
⑦ 明宝地域公民館（明宝コミュニティセンター）	機能：移転	施設：廃止
⑧ 和良地域公民館（和良町民センター）	機能：移転	施設：廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央公民館は、市民の生涯学習活動の中核機能を担い、総合文化センター内に引き続き配置します。</li> <li>○ 大和、明宝、和良の地域公民館機能については、既存施設の老朽化等により他の公共施設への移転・統合を検討します。</li> </ul>		

### iii 「(仮称)地区活動センター」

### iv 「i～iii以外」

八幡地域		
⑨ 八幡公民館	機能：継続	施設：継続
⑩ 川合公民館（川合農村環境改善センター）	機能：継続	施設：継続
⑪ 八幡第2公民館（八幡第2コミュニティ消防センター）	機能：継続	施設：譲渡
⑫ 相生公民館	機能：継続	施設：継続
⑬ 那比公民館（那比社会教育施設）	機能：継続	施設：検討

⑭ 口明方公民館（口明方コミュニティ消防センター）	機能：継続	施設：継続
⑮ 西和良公民館	機能：継続	施設：譲渡
⑯ 小那比公民館	機能：継続	施設：譲渡
⑰ 小野公民館（郡上八幡青少年センター）	機能：継続	施設：継続
<p>○ 八幡公民館、川合公民館、口明方公民館、相生公民館、小野公民館についてはサブエリアにおける「(仮称)地区活動センター」に位置付け、公民館機能は継続し、施設は予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</p> <p>○ 八幡第2公民館は、耐震基準を満たしているものの建築から28年経過しており、利用実態に鑑み、公民館としての機能は維持しつつ、施設は地域への譲渡について協議します。</p> <p>○ 那比公民館は、耐震基準を満たしているものの、建築から33年経過し老朽化が進んでいます。小学校を転用した施設であり、県の特別支援学校が継続される間は、公民館としての機能は維持しつつ、地域利用施設として地元による管理運営手法への移行について協議します。</p> <p>○ 西和良公民館、小那比公民館は、耐震基準を満たしているものの、建築からそれぞれ33年、31年が経過し老朽化が進んでいます。利用実態に鑑み、公民館としての機能は維持しつつ、施設は地域への譲渡について施設改修のあり方を含めて協議します。</p>		
<b>大和地域</b>		
⑱ 大和南公民館（郡上市役所大和庁舎）	機能：検討	施設：継続
⑲ 大和西公民館	機能：継続	施設：譲渡
⑳ 大和北公民館（大和生涯学習センター）	機能：移転	施設：廃止
㉑ 万場公民館（郡上大和ほたるの里蛍光館）	機能：継続	施設：譲渡
<p>○ 大和南公民館は、大和庁舎内に設置されていることから、大和北公民館の移転先の一つとして機能の統合を含め検討します。</p> <p>○ 大和西公民館は、耐震基準を満たした平成17年の建築であり、利用実態に鑑み、公民館としての機能は維持しつつ、施設は地域への譲渡について協議します。</p> <p>○ 大和北公民館は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著な大和生涯学習センター内に設置されていることから、周辺施設への移転とともに他の公民館との統合も含め検討し、施設は廃止します。</p> <p>○ 万場公民館は、耐震基準を満たしているものの、建築から36年経過し老朽化が進んでいる部分も生じており、公民館としての機能は維持しつつ、蛍の研究活動や地域活動のための施設として、施設及び管理運営のあり方について地元団体への譲渡を含めて検討します。</p>		
<b>白鳥地域</b>		
㉒ 白鳥公民館（白鳥ふれあい創造館）	機能：継続	施設：継続
㉓ 大中公民館（大中農村総合センター）	機能：移転	施設：廃止
㉔ 牛道公民館（牛道生活改善センター）	機能：移転	施設：廃止
㉕ 北濃公民館（北濃小学校）	機能：継続	施設：継続
㉖ 石徹白公民館（石徹白農村センター）	機能：継続	施設：—
㉗ 那留公民館（那留農業技術研修センター）	機能：移転	施設：検討
<p>○ 白鳥公民館は、白鳥ふれあい創造館内に設置されていることから、白鳥地域公民館の機能とともに継続します。</p> <p>○ 牛道公民館は、耐震基準を満たしておらず、建築から40年以上が経過し老朽化が進んでいることから、公民館機能を周辺公共施設に移転し、施設は廃止します。</p> <p>○ 北濃公民館は、北濃小学校内に設置されていることから当面継続し、北濃小学校のあり方にあわせて将来的なあり方を検討します。</p> <p>○ 石徹白公民館は、現行どおりとします。</p> <p>○ 大中公民館、那留公民館は、耐震基準を満たしているものの、建築から40年前後が経過し老朽化が進んでいます。利用実態に鑑み、公民館としての機能は自治会所有等の施設に移転し維持しつつ、施設は廃止を含めて検討します。</p>		
<b>高鷲地域</b>		
㉘ 高鷲南部公民館（たかす町民センター）	機能：継続	施設：継続
㉙ 高鷲北部公民館（高鷲ひるがの老人憩いの家）	機能：継続	施設：譲渡

<p>○ 高鷲南部公民館は、たかす町民センター内に設置されていることから、高鷲地域公民館の機能とともに継続します。</p> <p>○ 高鷲北部公民館は、耐震規準を満たしているものの建築から 27 年経過しており、利用実態に鑑み、公民館としての機能は維持しつつ、施設は地域への譲渡について協議します。</p>		
<b>美並地域</b>		
⑳ 美並北部公民館（美並健康増進センター）	機能：統合	施設：検討
㉑ 美並中部公民館（日本まん真ん中センター）	機能：継続	施設：継続
㉒ 美並南部公民館（美並南部体育館）	機能：統合	施設：検討
<p>○ 美並中部公民館は、日本まん真ん中センター内に設置されていることから、美並地域公民館の機能とともに継続します。</p> <p>○ 美並北部公民館は、美並南部公民館は、それぞれ美並健康増進センター内、美並南部体育館内に設置されていますが、利用実態に鑑み、美並中部公民館に機能統合し、施設は美並健康増進センター及び美並南部体育館のあり方（大規模改修時点で廃止又は地元に譲渡）に合わせて検討します。</p>		
<b>明宝地域</b>		
㉓ 明宝公民館（明宝コミュニティセンター）	機能：移転	施設：廃止
<p>○ 明宝コミュニティセンターは、老朽化が著しいことから廃止し、明宝地域の生涯学習の拠点機能（地域公民館機能）は、周辺の他の公共施設へ移転し継続します。</p>		
<b>和良地域</b>		
㉔ 和良公民館（和良町民センター）	機能：移転	施設：廃止
<p>○ 和良町民センターは、耐震基準を満たしているものの、老朽化が著しいこと、体育館内にアスベストが散見されることから施設は廃止し、図書館と公民館機能を、周辺の公共施設へ移転します。なお、和良地域のスポーツの拠点施設機能は、郡上東中学校体育館の学校開放により継続します。</p>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10 年間(令和元年度～令和 10 年度)の取組み《主なもの》

- ・「地域の総合的な活動拠点」として、生涯学習センターのあり方と公民館との関係を検討・整理し、地域課題の解決に向けた、新しい時代の公民館のあり方を検討します。
- ・地域公民館が、「小さな拠点の中核施設」としての役割を果たすことができるよう、地域の課題に直接アプローチし、活動で応える分野横断型の地域活動組織（生涯学習・地域づくり、地域福祉など、住民自らが企画・運営する組織）を構築します。
- ・地区公民館については名称を「（仮称）地区活動センター」に改め、公民館としての機能は維持しつつ、施設の配置及びあり方、また、実践活動組織のあり方について検討し、検討結果に基づき活動を推進します。
- ・地域公民館、「（仮称）地区活動センター」及びこれ以外の既存の公民館の活動を円滑に推進するため、振興事務所の役割を明確にするとともに、支援の仕組みを構築します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	生涯学習センターとの関係整理と、地域課題解決に向けた公民館のあり方の検討・再構築	→→→			→→→→→→		
	地域公民館の役割に基づく地域経営の仕組み・組織体制づくり	→→→			→→→→→→		
	「（仮称）地区活動センター」の配置及び施設のあり方・活動組織等のあり方	→→→			→→→→→→		
	新たな公民館活動等に対する支援策の検討、実施	→→→			→→→→		
	地域における生涯学習センター・公民館のあり方、振興事務所との役割分担検討				検討結果に基づく実施・検証		
	地域公民館の役割に基づく地域経営の仕組み・組織体制の検討				検討結果に基づく実施・検証		
	学校の適正規模・適正配置を踏まえた「（仮称）地区活動センター」の配置及び施設のあり方検討 「（仮称）地区活動センター」の活動組織等のあり方検討				検討結果に基づく実施		
	支援のあり方検討				検討結果に基づく実施		

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
中央公民館、地域公民館						
郡上市総合文化センター ①郡上市中央公民館 ②八幡地域公民館	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		
大和生涯学習センター ③大和地域公民館 ⑩大和北公民館	→→→ 他施設への機能移転			→→→→→→→ 施設の廃止・除却		
白鳥ふれあい創造館 ④白鳥地域公民館 ⑫白鳥公民館	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		
	→→→ 白鳥文化ホールとの統合の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
たかす町民センター ⑤高鷲地域公民館 ⑮高鷲南部公民館	→→→ 文化活動拠点を含め将来的な施設の 方向性検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	→→→ 継続使用のための修繕のあり方検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく改修計画の検討、計画に基 づく修繕		
日本まん真ん中センター ⑥美並地域公民館 ⑪美並中部公民館	→→→ 円空研究センター機能の移転と移 転後のスペース活用検討			→→→→→→→ 円空研究センター機能移転・スペース活用の 実施		
	→→→ 継続使用のための修繕のあり方検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく改修計画の検討、計画に基 づく修繕		
明宝コミュニティセンター ⑦明宝地域公民館 ⑬明宝公民館	→→→ 他施設への機能移転調整・諸課題 の解決			→→→→→→→ 施設機能の移転及び施設の廃止・除却		
和良町民センター ⑧和良地域公民館 ⑭和良公民館	→→→ 他施設への機能移転調整・諸課題 の解決			→→→→→→→ 施設機能の移転及び施設の廃止・除却		
地区公民館						
⑨八幡公民館 ((仮)地区活動センター) ⑩川合公民館 ((仮)地区活動センター) ⑫相生公民館 ((仮)地区活動センター) ⑭口明方公民館 ((仮)地区活動センター) ⑰小野公民館 ((仮)地区活動センター)	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		
⑬那比公民館	→→→→→→→→→→ 特別支援学校の継続期間は公民館機能継続・将来的な地元による管理運営の協議・ 検討					
⑱大和南公民館	→→→ 大和北公民館機能の統合検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑳美並北部公民館 ㉑美並南部公民館	→→→ 美並中部公民館への機能統合検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
㉒北濃公民館 ((仮)地区活動センター)	→→→→→→→→→→ 北濃小学校に合わせて対応					
⑪八幡第2公民館 ⑮西和良公民館 ⑯小那比公民館 ⑰大和西公民館 ㉑万場公民館 ㉒高鷲北部公民館	→→→ 譲渡の検討・協議			→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく譲渡への対応		
㉓牛道公民館 ((仮)地区活動センター)	→→→ 地区活動センター機能移転に関す る施設の協議・検討			→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		
㉔大中公民館 ㉕那留公民館	→→→ 施設の廃止及び機能移転の協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
㉖石徹白公民館 ((仮)地区活動センター)	→→→→→→→→→→ 現行通り継続					

## 2. 市民会館(ホール・公会堂)

### ア. 施設概要

固定席を備えたホール機能を有する施設であり、市民に質の高い文化・芸術に触れる機会や、様々な活動の場や機会を提供し、地域文化の振興を図るための拠点として、市内に5館設置しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上市総合文化センター	1988	31	50	5,001.51	正:25 臨:18	直営	57,062	4,447	90,428
②白鳥文化ホール	1984	35	50	1,757.53	—	直営	9,255	412	6,300
③たかす町民センター	2001	18	50	3,442.70	正:0 臨:1	直営	18,119	375	9,416
④日本まん真ん中センター	1997	22	50	3,447.27	正:3 臨:0	直営	42,190	1,504	21,255
⑤やまと総合センター	1999	20	50	3,857.88	—	指定 管理	11,680 (11,991)	0 (13,191)	41,052

※ ①郡上総合文化センターの職員数は、教育委員会事務局職員及び市図書館はちまん分館職員の合計

対象施設	利用状況
①郡上市総合文化センター	コンサートなど自主事業の実施はなく、主に市民の練習・発表の場として貸館利用されています。
②白鳥文化ホール	自主事業の実施はなく、成人式や講演会、発表会などに貸館利用されています。
③たかす町民センター	自主事業の実施はなく、市民の練習・発表の場や、研修・会議などに貸館利用されています。
④日本まん真ん中センター	振興事務所(教育委員会関係)機能を併設しています。市民との協働により、JAZZ コンサート、映画鑑賞会などの自主事業を実施するとともに、貸館として利用されています。
⑤やまと総合センター	基本的にはスポーツ団体の定期利用や大会などで貸館として利用されています。指定管理者は、市の指定事業としてトレーニングジムの運営等を実施し、自主事業として健康増進のプログラムやスポーツ大会などを行っています。

### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

#### ○ 基本的な考え方

市民の芸術・文化活動の練習・発表の場の機能に加え、質の高い芸術・文化に触れる機会を提供する文化振興のための拠点として必要な施設であるものの、各施設の利用実態や稼働率、管理運営費の状況などから、市内5か所の文化ホールについては、地理的な状況や交通環境などを考慮し、2か所程度への集約化を検討します。

今後も文化ホールとして継続する施設については、設備を含め計画的に改修を行い、長寿命化を図るとともに、質の高い芸術・文化の鑑賞の機会を定期的で開催するなど、文化創造の役割を果たすため、民間活力を活用した管理運営手法の導入について検討し、効果的かつ効率的な管理運営に努めます。

なお、施設使用料、講座等の受講料について、受益者負担の適正化を図ります。

○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市総合文化センター	機能：継続	施設：継続
○ 郡上市における芸術・文化活動の拠点として、また、八幡地域の生涯学習、文化活動等の拠点として今後も継続します。		
② 白鳥文化ホール	機能：統合	施設：廃止
○ 老朽化が著しいこと、利用実績が極めて低いことから、当該施設は廃止します。 ○ ホール機能は、近隣の公共施設を活用する一方、会議室の機能は白鳥ふれあい創造館へ統合します。		
③ たかす町民センター	機能：継続	施設：継続
○ 高鷲地域の生涯学習の拠点機能、及び歴史展示機能は継続します。また、ホール機能は郡上市北部における文化活動の拠点として継続します。 ○ 施設は、比較的新しいため必要な修繕を行いながら当面継続しますが、立地や稼働状況等を見極めた上で、将来的な方向性を検討します。		
④ 日本まん真ん中センター	機能：継続	施設：継続
○ 美並地域の生涯学習の拠点機能は継続する一方、当センター内の「円空研究センター」機能は美並ふるさと館との役割分担を見直し、美並ふるさと館への集約化について検討します。 ○ 施設は、必要な修繕を行いながら当面継続します。		
⑤ やまと総合センター	機能：継続	施設：継続
○ 基幹体育館として、また、大和地域の拠点体育館として、同地域の文化ホールとしての役割もあわせ、当該施設とともに機能を継続します。		

エ. 展開スケジュール

○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 市民会館の将来的な集約化に向け、ホール機能の整理及び役割分担を行い、一部施設の集約化に着手します。
- ・ 施設の有効活用及び収益性向上に向け、民間活力を活用した管理運営手法について検討するとともに、使用料の見直しを行います。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	ホール機能の整理及び役割分担、集約化の検討・実施	→→→ 集約化の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	施設有効活用、収益性向上に向けた検討・実施	→→→ 自主事業のあり方検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
		→→→ 管理運営手法・体制の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
		→→→ 使用料見直しの検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
①郡上市総合文化センター	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 計画に基づく対応			
②白鳥文化ホール	→→→ 廃止及び統合の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
③たかす町民センター	→→→ 文化活動拠点を含め将来的な施設のあり方検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
④日本まん真ん中センター	→→→ 円空研究センター機能の移転の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
	→→→ 継続使用のための修繕のあり方検討						
⑤やまと総合センター	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 計画に基づく対応			
	→→→ 指定管理者業務仕様書、募集方法の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応			

### 3. 文化施設(博物館等)

#### ア. 施設概要

郡上市の歴史遺産及び郷土の歴史、民俗等を広く紹介するとともに次代の市民に継承し、市民の知識教養の向上を図ることを目的として市内に12施設を設置しています。

また、生涯学習施設及び観光施設の一部には、博物館等と類似の機能を持つ施設があります。(たかす町民センター内に設置しているたかす開拓記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡城)

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年(年)	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m <sup>2</sup> )	職員数(人)	運営形態	支出額(千円)	収入額(千円)	利用者数(人)
①郡上八幡楽藝館	1904	115	24	367.74	正:0 臨:1	直営	3,378	465	2,410
②郡上市歴史資料館	2017	2	24	1,387.90	正:2 嘱:2 臨:3	直営	8,634	33	2,951
③郡上八幡 町屋敷越前屋	明治初期	不明	24	580.43	正:0 委:1	直営	15,192	2,990	-
④古今伝授の里フィールドミュージアム	1987 ～ 2019	1 ～ 32	24 38	2,273.03	正:2 臨:1	直営・ 指定管理	13,892 (45,704)	1,256 (43,914)	24,358
⑤大和万場社会教育施設	1958	61	17	1,255.00	常駐 なし	直営	133	0	0
⑥白山文化博物館	1983 1997	36 22	38	2,954.86	正:1 委:1	直営	11,779	693	2,500
⑦白山瀧宝殿	1986	33	38	607.25	正:0 臨:1	直営	3,740	25	1,500
⑧白鳥郷土芸能伝承センター	1982	37	50	423.10	常駐 なし	直営	773	22	2,426
⑨美並ふるさと館	1984 ～ 1990	29 ～ 35	24	974.36	正:0 臨:1	直営	6,093	385	2,200
⑩明宝歴史民俗資料館	1937	82	22	1,910.29	正:0 委:1	直営	2,591	124	1,000
道の駅明宝	-	-	-	1,845.60	-	指定 管理	3,224 (280,633)	0 (278,962)	288,000
道の駅明宝磨墨の里公園	1989	30	39	1,634.94	-	指定 管理	3,224 (280,633)	0 (278,962)	286,000
⑪磨墨会館	1993	26	38	210.60	常駐 なし	指定 管理	上記に含む	上記に含む	1,900
⑫和良歴史資料館	2000	19	50	692.96	正:0 臨:1	直営	2,825	248	1,292

※ 職員数の欄は、施設に常駐する職員の数。

正…正職員 嘱…嘱託職員 臨…臨時職員 委…業務委託 指…指定管理者

※ ④古今伝授の里フィールドミュージアム内の観光要素を持った施設は、指定管理者制度により管理運営していることから、指定管理者の括弧書きで併記(市の収支は含まない)。

※ ③郡上八幡 町屋敷越前屋は、令和元年11月に改修が完了し竣工となったため、支出額、収入額については、令和2年当初予算概算要求額を記載。

対象施設	利用状況
①郡上八幡楽藝館	旧林療院で使用していた医療機器等の保存・展示や、市民等が制作した郡上に 関わる文芸や美術作品等を展示しています。

対象施設	利用状況
②郡上市歴史資料館	郡上に関する史料の収集保管と、資料の整理や調査研究、これらの展示や講座等を通じた普及啓発活動事業を実施しています。
③郡上八幡 町屋敷越前屋	町屋見学のほか、チャレンジショップやアトリエ等としての活用、まちなか散策での休憩スペースや赤ちゃんの駅、集会やサロンとして利用しています。
④古今伝授の里フィールドミュージアム	現代短歌フォーラム、新春歌合せなどの事業や実行委員会形式で行う短歌大会など、和歌に関する事業を中心に地域の特色ある催しを行っています。
⑤大和万場社会教育施設	民俗資料（昔の農機具等の民具など）の収蔵・保管場所として活用し、展示は行っていません。
⑥白山文化博物館	白山文化に関する各種文化財や資料を保管するとともに、常設展示や特別展などを行います。
⑦白山瀧宝殿	国重要文化財「宋版一切経」をはじめとする長滝三社寺所有の白山文化に関する各種文化財や資料を保管するとともに、常設展示や特別展などを開催しています。
⑧白鳥郷土芸能伝承センター	白鳥おどりや郡上宝暦義民太鼓などの練習を実施しています。
⑨美並ふるさと館	美並町の昔の生活を再現した「生活資料館」と修行僧「円空」が残した仏像を展示した「円空ふるさと館」で構成し、常設展示を行っています。
⑩明宝歴史民俗資料館	国の重要有形民俗文化財 3,541 点（指定上は 2 件）を含む歴史的に貴重な文化財 47,000 点を保管・展示しているほか、学習会などを開催しています。
⑪磨墨会館	磨墨太鼓保存会や少年磨墨太鼓の活動拠点として使用されているほか、道の駅との一体的な活用として、市外や外国人観光客に向けた太鼓の体験ツアーも実施しています。
⑫和良歴史資料館	郷土史料の展示のほか、オオサンショウウオの飼育管理も行ってきます。また、郷土芸能の陣屋太鼓の練習を行っています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

郡上市の文化施設は、

- i 「重要文化財を収蔵している施設」（類似施設を含め 8 施設該当）、
- ii 「地域の特徴的な文化や伝統芸能を継承するための施設」（類似施設を含め 9 施設該当）、
- iii 「歴史資料や生活文化に関わる民具等を収蔵・展示する施設」（類似施設を含め 10 施設該当）、
- iv 「建物自体が重要文化財や歴史的建造物に指定されている施設」（類似施設を含め 4 施設該当）

に整理できます。

郡上市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引継ぐ役割は行政の使命であることから、基本的に博物館等施設は継続します。

その上で、i については、文化財等の文化遺産が散逸しないよう、保管の最適化や有効な収蔵・展示の方法を含め、施設の計画的な改修を検討します。

ii については、テーマ性や当該施設での事業実施の必要性を検証し、他施設の活用や機材等の保管場所の確保を含め、施設のあり方を検討します。

iii については、観覧者の利便性を考慮し、歴史資料や民具等の一括した収蔵・展示方法を検討し、集約を図ります。

iv については、建物自体が文化財であるため、法令等に基づき必要な補修を行い、保存・活用を図ります。

なお、文化施設においては上記の機能に加え、体験・交流型の事業展開を行うことにより、多くの観覧ができる工夫が必要なことから、調査研究を主たる業務とする学芸員の役割を明確にし、施設の管理運営のあり方について、民間活力の活用も含め検討します。

## ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上八幡楽藝館	機能：継続	施設：継続
○ 博物館機能、展示機能ともに継続します。		
② 郡上市歴史資料館	機能：継続	施設：継続
○ 市の中核的な歴史資料館として、各種機能を継続します。 ○ 施設は、今後の長期的な使用を考え、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		
③ 郡上八幡 町屋敷越前屋	機能：継続	施設：継続
○ まちづくりの拠点としての各種機能を継続します。		
④ 古今伝授の里 フィールドミュージアム	機能：継続	施設：継続
○ 地域の特色ある文化資料を保存・活用するため、古今伝授の里に関する機能を継続します。 ○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		
⑤ 大和万場社会教育施設	機能：廃止	施設：廃止
○ 収蔵している地域の民俗資料については、他の施設との一体的な展示方法について検討し、施設は廃止・除却します。		
⑥ 白山文化博物館	機能：継続	施設：継続
○ 地域の特色である白山文化の振興に関する機能を継続します。 ○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		
⑦ 白山瀧宝殿	機能：継続	施設：継続
○ 地域の特色である白山文化に関連する長滝三社寺の文化財等の保存・展示・活用機能を継続します。 ○ 施設は、耐震診断の必要性を含め、安全性の確保について検討します。		
⑧ 白鳥郷土芸能伝承センター	機能：移転	施設：廃止
○ 白鳥おどりの保存・伝習については、白鳥ふれあい創造館を活用する一方、宝暦義民太鼓については機能の移転先を検討した上で施設を廃止します。		
⑨ 美並ふるさと館	機能：継続	施設：継続
○ 円空に関する文化資源の保存・展示・活用のため、日本まん真ん中センターにある円空研究センター機能を集約します。 ○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		
⑩ 明宝歴史民俗資料館	機能：継続	施設：検討
○ 市重要文化財に指定している現在の施設は、歴史的建造物として法令等に基づき必要な補修を行う一方、収蔵機能を持つ施設の今後のあり方について検討します。		
⑪ 磨墨会館（道の駅明宝【明宝磨墨の里公園】内）	機能：継続	施設：検討
○ 機能を継続するとともに、施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		
⑫ 和良歴史資料館	機能：検討	施設：継続
○ 和良地域の生涯学習機能の複合化について検討します。 ○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・博物館等における学芸員の役割と、民間活力の活用のあり方について明確にし、各地域の特徴的な歴史・文化の保存・展示はもとより、これらを活用するための方策を検討・展開します。
- ・民俗資料について、他の施設との一体的な展示方法について検討し、効果的な活用を行います。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	博物館等における学芸員の役割、民間活力のあり方の明確化	→→→→			→→→→→→→→		
	学芸員あり方検討・明確化、民間活力活用の検討	学芸員あり方検討・明確化、民間活力活用の検討			検討結果に基づく実施		
	地域の特徴的な文化資源の保存・展示・活用のあり方検討	→→→→			→→→→→→→→		
	保存・展示及び、体験型を含めた活用検討	保存・展示及び、体験型を含めた活用検討			検討結果に基づく実施		
	民俗資料の整理と集約、活用方法の検討	→→→→			→→→→→→→→		
	民俗資料の整理・集約、体験型を含めた活用検討	民俗資料の整理・集約、体験型を含めた活用検討			検討結果に基づく実施		
①郡上八幡楽藝館		→→→→→→→→→→ 法令等に基づく必要な補修等を行い保存・活用					
②郡上市歴史資料館		→→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
③郡上八幡 町屋敷越前屋		→→→→→→→→→→ 法令等に基づく必要な補修等を行い保存・活用					
④古今伝授の里フィールドミュージアム		→→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
⑤大和万場社会教育施設		→→→→ 収蔵民具の状態や種別の確認・分類、個々の民具の方向性の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑥白山文化博物館		→→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
		→→→→ 収蔵民具の状態や種別の確認・分類、個々の民具の方向性の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑦白山瀧宝殿		→→→→ 耐震診断を含めた安全性確保の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑧白鳥郷土芸能伝承センター		→→→→ 他施設との統合検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑨美並ふるさと館		→→→→ 円空研究センター機能統合の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
		→→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
⑩明宝歴史民俗資料館		→→→→→→→→→→ 法令等に基づく必要な補修等を行い保存・活用					
		→→→→ 文化財収蔵機能の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく実施		
		→→→→ 収蔵民具の状態や種別の確認・分類、個々の民具の方向性の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑪磨墨会館		→→→→ 道の駅と一体的に施設のあり方検討		→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
⑫和良歴史資料館		→→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
		→→→→ 近隣施設（生涯学習施設等）を含めた施設複合化等の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

#### 4. 生涯学習施設(生涯学習センター等)

##### ア. 施設概要

市民の身近な学習や文化活動、交流の拠点施設として、また地域課題解決のための学習・情報収集の場となる生涯学習振興拠点として設置しています。

郡上市総合文化センター、たかす町民センター、日本まん真ん中センターはホールを備えているほか、一部施設には公民館機能を併設しています。また、図書館は各地域に配置することとし、白鳥ふれあい創造館に本館を、市総合文化センター、大和生涯学習センター、図書館たかす分室、日本まん真ん中センター、明宝コミュニティセンター、和良町民センターに分館又は分室を設置しています。

## イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上市総合文化センター	1988	31	50	5,001.51	(正)1.0 (他)2.0	直営	57,062	4,447	90,428
②大和生涯学習センター	1976	43	50	1,778.47	(正)0.1 (他)1.0	直営	18,067	784	22,358
③白鳥ふれあい創造館	1994	25	50	3,954.91	(正)0.8 (他)1.0	直営	28,943	1,877	75,036
④たかす町民センター	2001	18	50	3,442.70	(正)0.2 (他)1.0	直営	18,119	375	9,416
⑤郡上市図書館たかす分室	1984	35	40	508.78	(正)0.1 (他)0.2	直営	6,706	0	6,043
⑥日本まん真ん中センター	1997	22	50	3,447.27	(正)0.4 (他)1.0	直営	42,190	1,504	21,255
⑦美並北部コミュニティセンター	1983	36	50	699.00	(正)0 (他)0	直営	905	0	—
⑧美並南部コミュニティセンター	1982	37	50	693.50	(正)0 (他)0	直営	1,292	137	—
⑨明宝コミュニティセンター	1981	38	50	1,601.04	(正)0.1 (他)1.0	直営	5,056	728	7,696
⑩和良町民センター	1979	40	50	3,260.24	(正)0.4 (他)1.0	直営	11,134	57	8,568

対象施設	利用状況
①郡上市総合文化センター	※概要版 33 ページ参照
②大和生涯学習センター	主に地域住民の小規模のサークル活動や会議等の利用が多く、児童・生徒のための学習室としても開放しています。
③白鳥ふれあい創造館	主に各種団体の会議や講習会、サークル活動等の生涯学習活動、公民館活動などで利用しており、夏休み期間において学習室として会議室を開放しています。
④たかす町民センター	※概要版 33 ページ参照
⑤郡上市図書館たかす分室	館内における図書の貸出を行っていますが、特に、子どもの読書に重点を置き、たかす分室を拠点に高鷲地域の 2 小学校、1 保育園に移動図書で貸出を行っており、子どもの貸出数は一般の 3 倍近くになっています。
⑥日本まん真ん中センター	※概要版 33 ページ参照
⑦美並北部コミュニティセンター	施設内の 1 室を NPO 法人の事務所として通年で貸しているほか、その他の部屋は市の備品や史料・民具等の倉庫及びエコプラザ（資源ゴミの収集場所）として利用しています。
⑧美並南部コミュニティセンター	シルバー人材センターや地元高齢者のサロン等が利用しています。また、施設内の 1 室を営農団体が通年使用しているほか、資源ごみの集積場所としても使用しています。
⑨明宝コミュニティセンター	市、地域の教育機能のほか、明宝公民館、図書館分室の機能を有しており、会議や公民館活動での利用があります。近年は、自然体験ツアーでの利用も増えています。
⑩和良町民センター	公民館活動のほか、講演会や研修会、イベント等に利用されています。体育館は小中学生のバスケットボールクラブでの利用が多くなっています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

市民の学習や文化活動、趣味や生きがい活動に加え、地域課題の整理・解決のための情報収集・提供とともに、課題解決に向けた実践活動を行う「地域の総合的な活動拠点」として生涯学習センター（図書館機能含む）を位置づけ、各地域（旧町村ごと）に1か所設置します。

特に、地域課題を解決するためには、地域団体等の主体的な取組みに加え、活動の調整や支援を行う「まちづくりのコーディネーター」としての振興事務所の役割は重要であることから、地域に必要なセンター機能のあり方について、公民館との関係、運営組織と体制、管理運営方法などを含め検討します。

また、施設で実施する事業の受講料等のあり方を検討するとともに、施設の使用料については、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、減免のあり方を含め受益者負担の適正化について検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市総合文化センター	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郡上市における芸術・文化活動の拠点として、また、八幡地域の生涯学習、文化活動等の拠点として今後も継続し、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ ホール機能を十分に活かすことができるよう、民間活力を活用した管理運営方法の導入を検討します。</li> </ul>		
② 大和生涯学習センター	機能：移転	施設：廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化が著しいことから、施設は廃止することとし、当該施設が有する機能は大和保健福祉センターやまつつじを軸に移転を進めます。</li> </ul>		
③ 白鳥ふれあい創造館	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 白鳥地域の生涯学習の拠点施設として継続します。施設は、予防保全を含め計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 図書館は、市の図書館の中核機能として更なる充実を図ります。</li> <li>○ 施設全体の利用を高めるため、民間活力を活用した管理運営手法の導入を検討します。</li> </ul>		
④ たかす町民センター	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高鷲地域の生涯学習の拠点機能、及び歴史展示機能は継続します。また、ホール機能は郡上市北部における文化活動の拠点として継続します。</li> <li>○ 施設は、比較的新しいため必要な修繕を行いながら当面継続しますが、立地や稼働状況等を見極めた上で、将来的な方向性を検討します。</li> <li>○ ホール機能を十分に活かすことができるよう、民間活力を活用した管理運営手法について検討します。</li> </ul>		
⑤ 郡上市図書館たかす分室	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震基準を満たしており、平成26年にリニューアルしたことから、大規模改修が必要となるまで継続します。</li> <li>○ さらに利用者の拡大を図るため管理運営のあり方について検討します。</li> </ul>		
⑥ 日本まん真ん中センター	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美並地域の生涯学習の拠点機能は継続する一方、当センター内の「円空研究センター」機能は美並ふるさと館との役割分担を見直し、美並ふるさと館への集約化について検討します。</li> <li>○ 施設は、必要な修繕を行いながら当面継続します。</li> <li>○ 施設の管理も含め、民間活力を活用した管理運営手法の導入を検討します。</li> </ul>		
⑦ 美並北部コミュニティセンター	機能：廃止	施設：廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化が著しいこと、利用実態は倉庫等として使用されていることから、当該施設は廃止します。なお、施設に収蔵している民具等歴史資料については別途整理し移転します。</li> </ul>		
⑧ 美並南部コミュニティセンター	機能：廃止	施設：廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化が著しいこと、他の利用目的で使用されていることから、当該施設は廃止します。なお、廃止に伴い、コミュニティセンター機能は日本まん真ん中センターへ集約するとともに、廃止後の施設は、譲渡を含め関係団体と協議します。</li> </ul>		

⑨ 明宝コミュニティセンター	機能：移転	施設：廃止
○ 明宝地域の生涯学習の拠点機能は、明宝保健センターを軸に移転を検討します。施設は、耐震基準を満たしているものの、建築から38年が経過し老朽化が進んでおり、本館については廃止について検討するとともに、多目的ホールについては継続し改修を含め機能強化を検討します。		
⑩ 和良町民センター	機能：移転	施設：廃止
○ 老朽化が著しいこと、体育館内にアスベストが散見されることから廃止し、和良地域の生涯学習の拠点機能は、周辺の他の公共施設へ移転し継続します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・「地域の総合的な活動拠点」として、生涯学習センターのあり方を検討するとともに、公民館との関係を整理し、地域課題の解決に向けた、地域団体と振興事務所との役割分担について検討します。
- ・耐震状況や老朽化に課題がある施設の機能移転や集約化を早期に図り、地域における生涯学習の拠点整備を進めます。
- ・地域の総合的な活動拠点としての位置づけを踏まえ、管理運営手法について検討するとともに、受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを行います。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	地域の総合的な活動拠点としての生涯学習センターのあり方等検討	→→→→			→→→→→→→→		
	生涯学習センターを中心とした公共施設のエリア別再編の具体的検討	→→→→			→→→→→→→→		
	施設有効活用に向けた検討・実施	→→→→			→→→→→→→→		
	地域における生涯学習センターのあり方・公民館体制・振興事務所との役割分担検討				検討結果に基づく実施・検証		
	適正配置計画に基づくエリア別再編の具体的検討				検討結果に基づく対応		
	管理運営手法・体制の検討				→→→→→→→→		
	使用料見直しの検討				検討結果に基づく対応		
①郡上市総合文化センター	→→→→	保全計画の策定			→→→→→→→→		
					計画に基づく対応		
②大和生涯学習センター	→→→→	他施設への機能移転・施設廃止の協議			→→→→→→→→		
					協議結果に基づく対応		
③白鳥ふれあい創造館	→→→→	保全計画の検討			→→→→→→→→		
	→→→→	白鳥文化ホール機能の受入検討			→→→→→→→→		
					検討結果に基づく具体的な対応		
④たかす町民センター	→→→→	文化活動拠点を含め将来的な施設のあり方検討			→→→→→→→→		
					検討結果に基づく対応		
⑤郡上市図書館たかす分室	→→→→→→→→→→						利用者増の方策検討・当面継続
⑥日本まん真ん中センター	→→→→	円空研究センター機能の移転の検討			→→→→→→→→		
	→→→→	継続使用のための修繕のあり方検討			→→→→→→→→		
					検討結果に基づく対応		
⑦美並北部コミュニティセンター ⑧美並南部コミュニティセンター	→→→→	廃止に向けた協議			→→→→→→→→		
					協議結果に基づく対応		
⑨明宝コミュニティセンター	→→→→	他施設への機能移転・施設廃止の協議			→→→→→→→→		
					協議結果に基づく対応		
⑩和良町民センター	→→→→	他施設への機能移転・施設廃止の協議			→→→→→→→→		
					協議結果に基づく対応		

## IV. スポーツ施設

### 1. 体育館(体育館等)

#### ア. 施設概要

市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育の普及及び振興を図り、市民の健康の増進に寄与する施設として、市内に24か所設置しています（八幡地域4か所、大和地域5か所、白鳥地域7か所、高鷲地域2か所、美並地域3か所、明宝地域2か所、和良地域1か所）。

このほか、市民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動、地域活動等を推進するため、郡上市立小中学校の体育施設（体育館）を29か所開放しています（八幡地域6か所、大和地域5か所、白鳥地域7か所、高鷲地域3か所、美並地域3か所、明宝地域3か所、和良地域2か所）。また、市民会館の部屋の一部や公民館等に付属する施設、また各地域に設置されている地区集会所などには、軽スポーツや健康体操等の日常的なレクリエーションや体力作りができる場（スペース）を設置しています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者 数 (人)
①五町社会体育施設	1969 2018	50 1	34 34	665.00	—	直営	818	0	4,913
②郡上市総合スポーツ センター	2001	18	47	6,284.86	—	指定 管理	46,703 (97,071)	0 (105,072)	148,041
③那比社会体育施設	1980	39	34	612.00	—	直営	449	0	562
④西和良社会体育施設	1996	23	47	799.57	—	直営	802	7	241
⑤やまと総合センター	1999	20	47	3,857.88	—	指定 管理	11,680 (11,991)	0 (13,191)	41,052
⑥大和神路体育館	1985	34	34	500.00	—	直営	221	78	3,170
⑦大和上栗巣体育館	1984	35	34	361.00	—	直営	175	8	930
⑧大和東弥体育館	1982	37	47	666.00	—	直営	624	12	3,445
⑨大和大間見体育館	1986	33	34	703.98	—	直営	180	4	827
⑩白鳥体育館	1975	44	50	2,232.43	—	直営	6,390	305	22,166
⑪白鳥格技場	1976	43	38	631.48	—	直営	1,823	9	6,788
⑫為真農村トレーニング センター	1988	31	38	327.80	—	直営	295	0	827
⑬郡上市合併記念公園 白鳥第2体育館	1969	50	38	1,246.81	—	直営	3,473	66	12,038
⑭牛道地区第2体育館	1985	34	38	295.50	—	直営	295	0	256

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者 数 (人)
⑮牛道地区第1体育館	1986	33	38	327.80	—	直営	295	0	323
⑯北濃地区第2体育館	1989	30	24	360.50	—	直営	295	0	56
⑰高鷲上野ふれあい 体育館	2000	19	34	780.00	—	直営	1,697	213	2,832
⑱高鷲西洞体育館	1999	20	34	631.81	—	直営	1,752	0	1,551
⑲美並健康増進センター	1983	36	34	625.86	—	直営	1,015	11	1,168
⑳美並総合体育館	1986	33	22	1,024.91	—	直営	1,028	171	5,700
㉑美並南部体育館	1984	35	34	652.50	—	直営	1,140	11	1,488
㉒明宝スポーツセンター	1989	30	47	444.20	—	直営	193	35	2,859
㉓明宝土間付体育館	1999	20	38	976.16	—	直営	554	2	4,279
㉔和良町民センター	1979	40	50	3,260.24	—	直営	11,134	57	8,568

対象施設	利用状況
①五町社会体育施設	施設は、アリーナー室のみで構成し、貸館として主に地域の住民や団体（小中学生の器械体操、軽スポーツ、木彫り等）が中心に利用しています。
②郡上市総合スポーツセンター	施設は、体育館、セミナールーム、エクササイズスタジオ、トレーニングルーム、プールで構成し、市の指定事業としてスイミングスクールやトレーニングジムを活用したエクササイズなどを実施しているほか、指定管理者の自主事業として健康増進のプログラムやスポーツ大会、スポーツ教室等を行っています。
③那比社会体育施設	施設は、アリーナー室のみで構成し、平日昼間は隣接する特別支援学校那比校舎の体育館として利用されているほか、社会体育施設として、ジュニア野球クラブの雨天時練習場や地元公民館が中心に利用しています。
④西和良社会体育施設	施設は、アリーナー室のみで構成し、地域の住民や団体（公民館事業、サークル活動等）が中心に利用しています。
⑤やまと総合センター	施設は、体育館とトレーニングジム、会議室で構成し、体育館ではステージと可動式の観覧席（300席）を活用して市民が舞台発表やギャラリー展示を行っているほか、基本的にはスポーツ団体の定期利用や大会などで貸館として利用されています。指定管理者は、市の指定事業としてトレーニングジムの運営等を実施し、自主事業として健康増進のプログラムやスポーツ大会などを行っています。
⑥大和神路体育館	施設は、体育館に集会所を併設し、貸館として主に地域の住民や団体を中心に利用しています。
⑦大和上栗巣体育館	施設は、体育館のみで構成し、地域の住民や団体を中心に利用され、近隣で合宿を行う市外の団体等も利用しています。
⑧大和東弥体育館	施設は、体育館のみで構成し、地域の住民や団体（サークル、イベント等）が中心に利用しています。
⑨大和大間見体育館	施設は、体育館のみで構成し地域の住民や団体（サークルやクラブ活動等）が中心に利用しています。

対象施設	利用状況
⑩白鳥体育館	施設は、体育場、事務室で構成し、夜間及び土日祝日は、小中学生・一般団体の定期活動や各種大会で多く利用され、平日日中についても、シニアクラブ、幼保育園、白鳥小学校の行事等で比較的多く利用されています。
⑪白鳥格技場	施設は、柔剣道場、射撃場で構成しています。学校施設以外では地域内唯一の格技場であり、市民が利用できる市内唯一のビームライフル場を有していますが、トイレがなく利用者は隣接する白鳥体育館のトイレを使用しています。また、施設の性質上特定の利用に限定されますが、小中学生・一般の武道（柔道や空手等）を中心に利用されています。
⑫為真農村トレーニングセンター	施設は、体育館のみで構成し、地域の住民や団体（ソフトボールの屋内練習等）が中心に利用しています。
⑬郡上市合併記念公園 白鳥第2体育館	施設は、体育場のみで構成し、夜間及び土日祝日は、団体の定期活動や各種大会で多く利用され、平日日中についても、幼児から高齢者まで幅広い年代の利用や、隣接する総合運動広場の雨天会場及び白鳥中学校の授業、部活動などで利用されています。
⑭牛道地区第2体育館	施設は、体育場に地区集会所を併設し、地域の住民や団体（軽スポーツ等）が中心に利用しています。
⑮牛道地区第1体育館	施設は、体育場のみで構成し、地域の住民や団体（軽スポーツ等）が中心に利用しています。
⑯北濃地区第2体育館	施設は、体育場のみで構成し、地域の住民や団体（軽スポーツ等）が中心に利用しています。
⑰高鷲上野ふれあい 体育館	施設は、健康増進室、ミーティングルームで構成し、地域の住民や団体（社会人のバレーボールやゲートボール等）を中心に利用されているほか、近隣ホテルに宿泊する市外のスポーツ団体等の利用があります。
⑱高鷲西洞体育館	施設は、健康増進室、ミーティングルームで構成し、地域の住民や団体（小中学生の剣道、子ども会活動、地域の祭礼の練習）が中心に利用しています。
⑲美並健康増進センター	施設は、体育館、トレーニング室、和室で構成し、地域の住民や団体（スポーツ活動や一般の健康体操、剣詩舞等）を中心に利用され、地区公民館として位置づけられているため公民館事業も行っています。
⑳美並総合体育館	施設は、体育室のみで構成し、地域の住民や団体（小学生から一般のバレーや健康体操等）の定期利用や、各種大会にも利用されています。また、体育館としての機能のほか、保健福祉施設、高齢福祉施設である美並健康福祉センターさつき苑と同一敷地内で併設されていることから、福祉センターの運動施設の機能も兼ねています。
㉑美並南部体育館	施設は、体育室、トレーニング室、和室で構成し、地域の住民や団体（一般の卓球、健康体操、軽スポーツ等）を中心に利用されているほか、地区の集会所としても活用されています。
㉒明宝スポーツセンター	施設は、多目的会場、会議室で構成し、多目的会場は地域の住民や団体（剣道や空手、スポーツダンス等）を中心に利用されているほか、会議室は、平日午後は放課後児童クラブとして利用されています。
㉓明宝土間付体育館	施設は、屋根つきのグラウンドであり、地域の住民や団体（高齢者を中心としたスポーツ活動や小中学生のテニスクラブ等）が利用しています。
㉔和良町民センター	※概要版 39 ページ参照

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

市民の健康づくり、市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツをはじめきっかけづくり、競技力向上のための施策を展開し、社会体育の振興を図るための施設として、体育館を設置します。

体育館の分類として、全国・全県レベルや全市的な大会等を開催する体育館を「基幹体育館」として市内に複数箇所配置するほか、基本的に、各地域（旧町村ごと）に1か所の市民の

生涯スポーツ活動の拠点となる体育館を「拠点体育館」として配置します。また、「基幹体育館」が「拠点体育館」を兼ねている地域は、大会利用等により地域のスポーツ活動に制約が生じる可能性があることから、「サブ拠点体育館」を配置し拠点機能を補います。一方、現在各地域に配置している小規模な体育館等については、学校開放の体育館などの配置状況を踏まえ、大規模改修が必要となった段階で、原則廃止とします。ただし、多くの体育館が災害時の避難所に位置づけられている状況から、体育館を廃止する場合は、避難所のあり方について別途検討します。

今後も継続する施設の管理運営方法については、効率的かつ効果的な運営を行うため、施設の管理業務に加えて健康づくりや競技力向上などに寄与する施策を展開し、屋外スポーツ施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討するとともに、既に指定管理者制度を導入している施設は、モニタリング制度を充実させるなど指定管理者制度の適正な運用を図ります。また、施設を利用する人と利用しない人との公平性に鑑み、受益者負担の適正化について検討します。

## ○ 施設ごとの対応方針

② 郡上市総合スポーツセンター	機能：継続	施設：継続
○ 基幹体育館として、また、八幡地域の拠点体育館として継続しますが、構造上大規模改修や長寿命化には大きな投資が想定されることから、予防保全と安全確保のための改修にとどめ、使い切るものとします。		
① 五町社会体育施設	機能：継続	施設：継続
○ 耐震化及び増築の完了に伴い施設を継続し、八幡地域における拠点体育館機能を補完します。 ○ 耐震化、増築工事後の施設の利用や管理運営のあり方について、現状の主な利用者や地元自治会等とともに検討します。		
③ 那比社会体育施設	機能：継続	施設：検討
○ 当面は施設及び機能は継続し、特別支援学校の配置方針に従い、今後の施設の方向性を検討します。		
④ 西和良社会体育施設	機能：統合	施設：廃止
○ 当面は継続し、大規模改修が必要となった段階で八幡・和良地域内の他の体育館との機能統合を図り、施設については廃止します。		
⑤ やまと総合センター	機能：継続	施設：継続
○ 基幹体育館として、また、大和地域の拠点体育館として、同地域の文化ホールとしての役割もあわせ、機能を継続します。施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		
⑧ 大和東弥体育館	機能：継続	施設：検討
○ 大和地域における拠点体育館機能の補完施設(サブ拠点体育館)の機能は継続するものの、施設の老朽化が進んでいること、設置場所が土砂災害特別警戒区域であることから、学校施設の活用も含め施設のあり方を検討します。 ○ サブ拠点体育館としての位置づけから、民間活力の活用を含め、効率的な管理運営手法について検討します。		
⑥ 大和神路体育館	⑦ 大和上栗巣体育館	機能：統合
⑨ 大和大間見体育館		
○ 当面は継続し、大規模改修が必要となった段階で大和地域内の他の体育館との機能統合を図り、施設については廃止します。		
⑩ 白鳥体育館	⑪ 白鳥格技場	機能：継続
⑬ 郡上市合併記念公園白鳥第2体育館		
○ 耐震性がなく老朽化も進んでいることから施設は廃止します。 ○ 白鳥地域における拠点体育館としての機能は、白鳥体育館、白鳥格技場、郡上市合併記念公園白鳥第2体育館、その他の体育館の廃止及び学校体育館の配置状況を勘案し、施設配置のあり方を含め検討します。		
⑫ 為真農村トレーニングセンター	⑭ 牛道地区第2体育館	機能：統合
⑮ 牛道地区第1体育館		
○ 当面は継続し、大規模改修が必要となった段階で白鳥地域内の他の体育館との機能統合を図り、施設については廃止します。		

⑰ 高鷲上野ふれあい体育館	機能：検討	施設：検討
⑱ 高鷲西洞体育館		
<p>○ 高鷲地域の拠点施設として、高鷲上野ふれあい体育館又は高鷲西洞体育館のどちらか一方を継続し、予防保全を含めて長寿命化を図ります。</p> <p>○ 拠点施設としない体育館は廃止後、地元と協議し地元が必要とする場合は譲渡します。</p>		
⑳ 美並総合体育館	機能：継続	施設：継続
<p>○ 美並地域の拠点体育館として継続するとともに、施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</p>		
⑲ 美並健康増進センター	機能：統合	施設：検討
㉑ 美並南部体育館		
<p>○ 当面は継続し、大規模改修が必要となった段階で美並地域内の他の体育館との機能統合を図り、施設については廃止します。</p>		
㉒ 明宝スポーツセンター	機能：統合	施設：検討
<p>○ 当面は継続し、大規模改修が必要となった段階で明宝地域の拠点体育館との機能統合を進め、施設については地域利用施設への転用や譲渡を検討します。</p>		
㉓ 明宝土間付体育館	機能：継続	施設：継続
<p>○ 雨天時や冬季の屋根付きグラウンドとして、必要な修繕を行い継続使用します。</p>		
㉔ 和良町民センター	機能：移転	施設：廃止
<p>○ 老朽化が著しいこと、体育館内にアスベストが散見されることから施設は廃止し、和良地域のスポーツの拠点施設能は、郡上東中学校体育館の学校開放により継続します。</p>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 体育館等の将来的な集約化に向け、地域(旧町村)ごとに拠点体育館を中心とした再編について検討を行い、施設の集約化に着手します。
- ・ 将来的に維持する施設について、保全計画を策定し計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- ・ 施設の有効活用を図るため、民間活力の活用も含めて、管理運営手法について検討するとともに、受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを行います。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	学校体育館も含めた体育館機能の役割分担、集約化の検討・実施	→→→ 構想の検討・実施計画策定			→→→→→→ 計画に基づく実施・検証・見直し		
	施設有効活用、受益者負担と適正化に向けた検討・実施	→→→ 管理運営手法・体制の検討			→→ 検討結果に基づく対応	→→→→→ 実施・検証・見直し	
		→→→ 使用料見直しの検討			→→ 検討結果に基づく対応	→→→→→ 実施・検証・見直し	
(兼拠点体育館) 基幹体育館	②郡上市総合スポーツセンター	→→→→→→→→→ 予防保全・安全確保のための改修					
		→→→ 指定管理者業務仕様書、募集方法の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑤やまと総合センター	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 計画に基づく対応		
		→→→ 指定管理者業務仕様書、募集方法の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
拠点 体育館	⑩白鳥体育館 ⑪白鳥格技場 ⑬郡上市合併記念公園白鳥 第2体育館	→→→ 施設の統合及び建替えの検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑰高鷲上野ふれあい体育館 ⑱高鷲西洞体育館	→→→ 拠点体育館の選択・施設のあり方検 討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑳美並総合体育館	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		
	㉔和良町民センター	→→→ 施設の廃止の協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
	※明宝中学校体育館 ※郡上東中学校体育館	→→→ 拠点体育館としての施設のあり方検 討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
サブ 拠点 体育館	①五町社会体育施設	→→→ 管理運営のあり方検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑧大和東弥体育館	→→→ サブ拠点体育館としての施設のあり 方検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
地域 体育館	④西和良社会体育施設 ⑥大和神路体育館 ⑦大和神栗巣体育館 ⑨大和大間見体育館 ⑫為真農村トレーニングセ ンター ⑭牛道地区第2体育館 ⑮牛道地区第1体育館 ⑯北濃地区第2体育館 ⑰美並健康増進センター ⑱美並南部体育館 ㉒明宝スポーツセンター	→→→ 廃止に向けた地元との協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
	③那比社会体育施設	→→→→→→→→→→→ 当面継続・特別支援学校のあり方を踏まえた施設の検討					
	㉓明宝土間付体育館	→→→→→→→→→→→ 当面継続するための修繕					

※ 学校開放施設については、概要版 102～103 ページを参照。

## V. 保健福祉施設

### 1. 保育・子育て支援施設

#### (1) 保育園

##### ア. 施設の概要

児童福祉法に基づき、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなど家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的に9つの保育園を設置しています。なお、このうち2園には幼稚園、3園には児童館、2園には小学校の機能をそれぞれ併設しています。

また、市内には、市立の幼稚園を1園（はちまん幼稚園）設置しているほか、私立の保育園が7園（認定こども園2園含む）、私立幼稚園が2園（2園ともに認定こども園）設置されています。

##### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員 数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	園児数 /定員 (人)
①北濃保育園	1975	44	47	451.51	正:3 臨:2	直営	30,056	3,321	23/45
②たかす保育園	2005	14	47	1,285.47	正:5 臨:6	直営	50,450	10,570	66/80
③たかす北保育園	1995	24	47	780.40	正:4 臨:2	直営	34,267	4,735	38/45
④明宝保育園	1982	37	47	634.33	正:5 臨:2	直営	47,640	5,927	34/60
⑤和良保育園	1998	21	47	1,022.08	正:5 臨:2	直営	43,095	6,032	23/60
⑥幼児教育センターやま びこ園 (保育園部)	1998	21	34	2,466.00	正:11 臨:13	直営	74,632	13,190	91/150
(幼稚園部)	(1978)	(41)	(47)				(26,195)	(5,477)	(37) /(100)
⑦幼児教育センターみな み園 (保育園部)	1992	27	22	1,578.00	正:8 臨:13	直営	80,469	16,554	80/90
(幼稚園部)	(2003)	(16)	(22)				(27,619)	(5,357)	(31) /(70)
⑧石徹白保育園	1970	49	40	161.00 (2,037.16)	正:2 臨:1	直営	11,348	1,123	7/15
⑨小川保育園	2016	3	22	51.00 (1,254.05)	正:1 臨:1	直営	9,490	153	1/15

##### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

###### ○ 基本的な考え方

少子化により子どもの数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加により保育に対するニーズは高まっており、今後も保育園の機能は継続します。

しかしながら、公立保育園の受け入れ児童数は定員を下回っている一方、市内には、7か所の民間保育園と2か所の民間幼稚園（認定こども園）が設置されており、公立保育園と民間保育園・幼稚園（認定こども園）における保育サービスの内容やコストを比較するとともに、地理的な状況などの状況を踏まえ、公立と民間の役割分担の明確化を図り、公立保育園の配置のあり方について民間活力の活用を含め検討します。

また、幼稚園を併設している2つの施設については、定員に対する入園児童の状況や時間外の預かり保育の利用実態、民間幼稚園の配置と利用状況を精査し、認定こども園化について検討します。

その上で、今後も継続する施設については、予防保全を含めて計画的に改修し、長寿命化を図ります。

## ○ 施設ごとの対応方針

① 北濃保育園	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、当面、必要な修繕を行い継続使用します。		
② たかす保育園 ・ ③ たかす北保育園 ・ ⑤ 和良保育園	機能：継続	施設：継続
○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		
④ 明宝保育園	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、老朽化が進んでいること、土砂災害特別警戒区域に含まれていることから、移転を含めて施設のあり方を検討します。		
⑥ 幼児教育センターやまびこ園	機能：検討	施設：検討
○ 現状でも幼保一体の運営形態であることから、定員に対する入園状況、時間外の預かり保育の状況などを精査し、認定こども園化への移行について検討します。 ○ 幼稚園園舎については老朽化が進んでいることから、認定こども園化への検討にあわせ、園舎のあり方について検討します。		
⑦ 幼児教育センターみなみ園	機能：検討	施設：継続
○ 現状でも幼保一体の運営形態であることから、定員に対する入園状況、時間外の預かり保育の状況などを精査し、認定こども園化への移行について検討します。		
⑧ 石徹白保育園	機能：継続	施設：継続
○ 施設は、当面継続しながら、学校施設にあわせた適正規模での建替えについて検討するとともに、機能を継続します。 ○ 地理的な状況に鑑み、管理運営は現行どおりで行います。		
⑨ 小川保育園	機能：検討	施設：検討
○ 保育機能は必要なものの、利用実態及び交通事情の変化を捉え、小学校の移転統合に合わせ今後のあり方について検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・子育て支援の一環として、基本的に、各地域に保育機能は継続するものの、民間事業者の進出が進んでいることから、公立保育園の役割を明確化し、民間活力を活用した管理運営手法を含め、保育園の経営方針を策定するなど、効率的かつ効果的な保育行政を推進します。
- ・今後も公立で経営する保育園で、耐震基準を満たしている施設については、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。民間への譲渡を行う施設については、国等の補助金導入のメリットを活かし、譲渡後に民間事業者が改修等を行うこととし、市としても子育て支援の観点から財政的支援のあり方について検討します。
- ・明宝保育園については、老朽化及び土砂災害特別警戒区域という立地から、早急に移転を

含めた施設のあり方を検討します。

- ・やまびこ園、みなみ園については、定員に対する園児数の状況、時間外の預かり保育の実態を捉え、幼稚園部分を含め、認定こども園への移行を検討します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度	
全体事項	公立保育園の役割の明確化及び保育園経営方針の策定検討	→→→ 公立保育園の役割明確化、 保育園経営方針策定			→→→→→→ 方針に基づく公立保育園の経営			
		→→→ 民営化・施設譲渡等の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく実施			
①北濃保育園		→→→→→ 当面継続（必要な修繕の実施）						
		→→→ 施設のあり方の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
②たかす保育園 ③たかす北保育園 ⑤和良保育園		→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 計画に基づく対応			
④明宝保育園		→→→ 移転を含めた施設のあり方の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
⑥幼児教育センターやまびこ園 ⑦幼児教育センターみなみ園		→→→ 認定こども園化についての検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応			
		→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 計画に基づく対応			
⑧石徹白保育園		→→→→→→→→→→ 石徹白小学校建替えの検討に準じた対応						
⑨小川保育園		→→→→→→→→→→ 小川小学校移転・統合の検討に準じた対応						

## (2) 子育て支援施設(児童館等)

### ア. 施設概要

児童福祉法に基づき、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする施設として、市では、八幡、高鷲、和良の3地域に児童館を4か所設置しています。また、児童館を設置していない4地域（大和、白鳥、美並、明宝）では、市が設置する公共施設の一部を活用し子育てサロンを実施しています。

なお、小学校の一部や他の公共施設、自治会所有施設等を利用し、NPO法人等が放課後児童クラブ（11クラブ）を実施しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①はちまん児童館	2006	13	38	288.00 (1,344.14)	(専)1 (兼)2	直営	4,025	0	13,250
②たかす児童館	2005	14	47	1,285.47 の一部	(専)0 (兼)2	直営	865	0	1,680
③たかす北児童館	1995	24	47	780.40 の一部	(専)0 (兼)2	直営	377	0	1,300
④わら児童館	1998	21	47	1,022.08 の一部	(専)1 (兼)1	直営	698	0	1,230
⑤大和生きがいセンター	1982	37	50	280.09	(専)0 (兼)0	直営 (委託)	2,326	5	5,760

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
※ほっとサロンし るとり	郡上市高齢者福祉センターの施設 情報参照				-	直営	4,306	0	3,260
※ほっとサロンみ なみ	美並健康福祉センターさつき苑の 施設情報参照				-	直営			1,600
※ほっとサロンめ いほう	明宝保健センターの施設情報参照				-	直営			290
※八幡放課後児童 クラブ	八幡小学校の施設情報参照				(支)2 (指)6	(民営)	(4,559)	(4,559)	3,954
※口明方放課後児 童クラブ(H29~)	口明方小学校の施設情報参照				(支)1 (指)4	(民営)	(5,755)	(5,755)	3,365
※川合放課後児童 クラブ(H31~)	川合小学校の施設情報参照				(支)1 (指)4	(民営)	-	-	844
※大和放課後児童 クラブ	大和北小学校の施設情報参照				(支)4 (指)3	(民営)	(3,921)	(3,967)	3,756
※大和南放課後児 童クラブ(H31~)	自治会所有施設のため施設情報不 明				(支)3 (指)2	(民営)	-	-	606
※白鳥放課後児童 クラブ	白鳥小学校の施設情報参照				(支)6 (指)1	(民営)	(5,239)	(5,502)	7,234
※高鷲放課後児童 クラブ	高鷲福祉交流センターの施設情報 参照				(支)4 (指)4	(民営)	(5,869)	(6,078)	5,216
※高鷲北放課後児 童クラブ	自治会所有施設のため施設情報不 明				(支)2 (指)11	(民営)	(3,648)	(3,815)	2,243
※美並放課後児童 クラブ	三城小学校の施設情報参照				(支)6 (指)4	(民営)	(3,458)	(3,611)	3,394
※明宝放課後児童 クラブ	明宝スポーツセンターの施設情報 参照				(支)3 (指)14	(民営)	(1,164)	(1,250)	828
※和良放課後児童 クラブ	和良小学校の施設情報参照				(支)4 (指)5	(民営)	(2,186)	(2,317)	1,943

※職員数について、児童館の（専）は児童館専任職員、（兼）は保育園保育士等の兼務。放課後児童クラブの（支）は、保育士や幼稚園教諭等の資格を有する「支援員」、（指）は支援員の補助者である「指導員」（資格要件なし）。

※放課後児童クラブ収支状況の（）内は、各クラブの収支状況を掲載。なお、川合及び大和南はH31年度開設のため、収支状況は未確定で、利用者数は令和元年9月末現在の延べ人数を掲載。

対象施設	利用状況
①はちまん児童館	乳幼児親子を対象とした、わらべうたと絵本の会、ママトーク、こうさくday、0歳児親子を対象としたあかちゃんサロンを実施しているほか、小学生や八幡中学校の生徒が部活動の空き時間等の居場所として利用しています。
②たかす児童館	たかす保育園内を活用し、小学生や乳幼児親子を対象としたお楽しみ行事を実施しています。
③たかす北児童館	たかす北保育園内を活用し、小学生や乳幼児親子を対象としたお楽しみ行事を実施しています。
④わら児童館	和良保育園内を活用し、未就園親子を対象とした、すくすく広場（園庭開放・読み聞かせ）、手づくり広場、ミニクッキング、小中学生や幼児親子を対象としたなかよし広場、未就園親子や園児の保護者を対象に子育て相談日を実施しています。
⑤大和生きがいセンター	民間団体「パンピの森」が本施設で子育て支援事業を展開しています。自由開放で、子育て相談、月のイベント、ママカフェ、乳幼児の服やおもちゃのリサイクル事業、子ども関係の諸サークルへの協力などを実施しています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

子育てに必要な支援は、子育てそのものに関する相談や、子育てと仕事の両立、あるいは子どもからの相談等多岐にわたることから、子育て支援センターが中心となり児童館、子育てサロン、放課後児童クラブなどが機能分担をしながら、引き続き必要な施策を促進します。

また、機能分担をする上で、現在でも市が設置する「児童館」、市や民間保育園等が実施する「子育てサロン」、市の施設等を利用し民間が運営主体となる「放課後児童クラブ」の果たす役割を整理し、民間で可能なものについては引き続き民間の活力を活用しながら事業展開し、市が主体的・指導的に行うものについては、既存施設の有効活用を含めて継続します。

特に、放課後児童クラブは、児童の安全性や利便性の観点から、学校施設内に確保することを基本に調整します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① はちまん児童館 ・ ② たかす児童館 ③ たかす北児童館 ・ ④ わら児童館	機能：検討	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の拠点となる児童館として継続するとともに、今後の施策のあり方について検討します。</li> <li>○ 施設は、幼稚園及び保育園の改修等にあわせて対応します。</li> <li>○ 児童館における施策のあり方を踏まえ、専門性を有する職員の確保の観点から民間活力の活用について検討します。</li> </ul>		
⑤ 大和生きがいセンター	機能：移転	施設：廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援拠点機能は、地域内の他施設へ移転し継続します。</li> <li>○ 施設については、補助金適化法との関係を整理し、廃止します。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 子育て支援に関する施策の整理を行うとともに、子育て支援施設の機能分担について検討します。
- ・ 子育て支援に関する施策の整理・機能分担の検討にあわせ、大和生きがいセンターのあり方・移転の方向性を定め、現在の施設を廃止します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	子育て支援施策の整理・施設における機能分担の検討	→→→ 施策整理・機能分担検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑤大和生きがいセンター	→→→ 機能移転及び施設廃止の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

## 2. 高齢者支援施設

### (1) 高齢者福祉センター

#### ア. 施設概要

高齢者の健康増進及び交流の拠点施設として、白鳥地域に高齢者福祉センターを2施設設置しています。

## イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者 数 (人)
①郡上市 高齢者福祉センター	1979	40	41	678.94	正：0 臨：0	直営	1,302	0	6,500

※白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山は、デイサービスセンターを併設する施設のため、「(2) デイサービスセンター」の項目に記載しています（概要版 54 ページ参照）。

対象施設	利用状況
①郡上市 高齢者福祉センター	認知症の方の集いの場、シニアクラブ活動の場、高齢者の趣味活動の場として利用されています。また、子育て支援施策として子育て支援センターによる「ほっとサロンしるとり」も開催されています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供は今後も必要であり、高齢者の移動の困難性を考慮し、できるだけ身近な施設を設定していくことが望まれます。

公民館や生涯学習施設において述べているように、地域の課題を地域が自主的に解決を図る「地域経営の仕組みづくり」を進めるなかで、身近な施設を活用し、地域が主体となって、地域の高齢者の生きがい活動の場や機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくりを進めることとし、高齢者福祉センター施設については、将来的に廃止します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市高齢者福祉センター	機能：移転	施設：廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援機能を含むセンター内の機能は他の施設に移転統合し、サービスを継続します。</li> <li>○ 施設は、補助金適正化法との関係を整理し、将来的な廃止について関係者と協議を進めます。</li> <li>○ 上記の協議が整うまで、当面現行どおり使用し、管理運営を行います。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・生涯学習センターや公民館などのあり方とともに「地位経営の仕組み」を検討し、その中で身近な高齢者の居場所づくり等のあり方についても検討します。
- ・機能移転、統合をする施設を検討し、高齢者福祉センター施設の廃止を進めます。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度	
全体事項	生涯学習センター・公民館等の検討に合わせた「地域経営の仕組みづくり」のなかで高齢者の居場所づくりを検討	→→→			→→→→→→→			
		地域経営の仕組みづくりに合わせ高齢者の居場所づくりのあり方検討			検討結果に基づく対応			
	①郡上市高齢者福祉センター	→→→			→→→→→→→			
		現機能の周辺施設への移転協議			協議結果に基づく対応			

## (2) デイサービスセンター

### ア. 施設概要

主に介護保険のデイサービス事業を実施する施設として、八幡地域に 2 施設を設置しているほか、大和 1 施設、白鳥 4 施設、高鷲 1 施設、美並 1 施設、明宝 1 施設、合計 10 施設を設置しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者/定員 (人)
									利用者数 (人)
①郡上市八幡デイサービスセンター	2005	14	38	644.60	—	指定 管理	0 (54,373)	0 (62,357)	26.4/30 6,765
②郡上八幡おなび生きがいセンター	2001	18	50 38	1,062.50	—	指定 管理	299 (14,675)	0 (9,746)	8.3/10 1,937
③デイサービスセンターやまと	2005	14	38	661.18	—	指定 管理	825 (87,540)	0 (87,711)	36.9/45 9,383
④郡上市白鳥デイサービスセンター(やすらぎ苑)	1993	26	50	657.32	—	指定 管理	138 (31,621)	0 (39,979)	17.5/20 4,572
⑤郡上市白鳥東部デイサービスセンター(いやしの里白尾)	2004	15	38	429.30	—	指定 管理	0 (34,289)	0 (34,475)	14.9/20 3,911
⑥郡上市白鳥北部高齢者福祉センター(いやしの里白山)	2003	16	38	598.37	—	指定 管理	0 (35,662)	0 (32,338)	14.5/20 3,749
⑦郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑	1999	20	50	986.14	—	指定 管理	640 (45,831)	0 (43,356)	18.2/25 4,660
⑧郡上市明宝デイサービスセンター(ななさと)	1996	23	50	795.71	—	指定 管理	0 (53,090)	0 (66,717)	27.5/30 7,068
⑨石徹白デイサービスセンター(旧白鳥高齢者保健福祉支援センター)	1999	20	50	663.33	—	直営	2,231	0	1.4/10 808
⑩美並健康福祉センターさつき苑(美並デイサービスセンター)	1997	22	50	2,935.08	—	指定 管理	0 (74,201)	0 (73,427)	30.3/40 10,737

#### 【利用状況】

デイサービス事業の他、②郡上八幡おなび生きがいセンターは、地域住民によるレクリエーションや文化活動の場として、また⑦郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑は、介護予防事業、社協ケアマネジャー・ヘルパー詰所、食生活改善推進員協議会活動、シニアクラブ活動、骨粗しょう症や乳・子宮がん検診の場として利用されています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

デイサービスセンターを含む介護サービス事業は、高齢者に対する在宅サービスであることから、市内全域に一定の近接性をもって拠点が配置されるよう配慮していく必要があるものの、民間の参入が進んでいること、指定管理料の支出がなくても安定した経営ができていくことから、行政の役割を明確にした上で、事業・施設について民間事業者への譲渡を進めていきます。採算性の確保が極めて難しい地域においては民間の参入が見込めないことから、引き続き行政が関与していきます。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市八幡デイサービスセンター ③ デイサービスセンターやまと ④ 郡上市白鳥デイサービスセンター（やすらぎ苑） ⑤ 郡上市白鳥東部デイサービスセンター（いやしの里白尾） ⑧ 郡上市明宝デイサービスセンター（ななさと）	機能：継続	施設：譲渡
○ 現指定管理者と譲渡に向け、施設の改修のあり方を含め協議を行います。現指定管理者が譲り受けを希望しない場合は、事業者の公募等を検討します。		
② 郡上八幡おなび生きがいセンター	機能：統合	施設：検討
○ デイサービス機能は、隣接の美並デイサービスセンターへ統合します。 ○ 体育館、ミーティングルームを含め、施設全体の有効活用について地元住民や民間事業者等幅広く意見収集を行い、適切な用途及び管理運営方法について検討します。		
⑥ 郡上市白鳥北部高齢者福祉センター（いやしの里白山）	機能：検討	施設：転用
○ デイサービス事業については、郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑へ統合します。 ○ 地域交流ホールを含め、施設全体の有効活用について地元住民や民間事業者等幅広く意見収集を行い、管理運営方法のあり方について検討します。		
⑦ 郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑	機能：継続	施設：検討
○ 郡上市白鳥北部高齢者福祉センターとの機能統合を図ります。 ○ 耐震基準を満たし、今後も継続使用していくことから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。保健センター機能及び隣接の図書館、診療所等を含め、有効活用に向けた検討を行います。 ○ 有効活用の検討に合わせ、管理運営手法のあり方について検討します。		
⑨ 石徹白保健センター（旧白鳥高齢者保健福祉支援センター）	機能：継続	施設：継続
○ 交通条件が極めて厳しい山間地におけるデイサービス事業であり、実施方法を含め現状を維持します。		
⑩ 美並健康福祉センターさつき苑（美並デイサービスセンター）	機能：継続	施設：検討
○ デイサービス事業は継続するものの、実施方法については別途検討します。 ○ 施設の改修及び管理運営は、さつき苑全体のあり方検討の結果に基づき対応します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 民間事業者への譲渡を基本に、指定管理者等と協議を進めます。
- ・ 将来的に維持する施設について、長寿命化を図るため、保全計画を策定します。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
①郡上市八幡デイサービスセンター ③デイサービスセンターやまと ④郡上市白鳥デイサービスセンター （やすらぎ苑） ⑤郡上市白鳥東部デイサービス センター（いやしの里白尾） ⑧郡上市明宝デイサービスセンター （ななさと）	→→→ 譲渡に向け現指定管理者と協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
②郡上八幡おなび生きがいセンター	→ 美並デイ への統合 に向けた 地元協議	→ 新用途検 討・協議・ → デイ機能 統合	→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応			
	→ おなび生 きがいセ ンターの デイ機能 集約に向 けた関係 課協議		→ おなび生 きがいセ ンターデ イ機能集 約	→ デイサービスセンター機能廃止		
⑩美並健康福祉センターさつき苑 （美並デイサービスセンター）	→ おなび生 きがいセ ンターの デイ機能 集約に向 けた関係 課協議		→ おなび生 きがいセ ンターデ イ機能集 約	→ デイサービス事業の継続		
	→→→ 複合化・多機能化に向けた施設及び 管理運営の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		
⑥郡上市白鳥北部高齢者福祉セン ター（いやしの里白山）	→→ 高鷲デイへの機能統合 に向け地元協議		→ 新用途 協議・調整	→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		
			→ デイ機能 統合	→ デイサービスセンター機能廃止		
⑦郡上市高鷲保健福祉センター こぶし苑	→→ 白鳥北部高齢者福祉セン ターのデイ機能集約 に向けた関係課協議		→ 白鳥北 部高 齢者福 祉セン ターデ イ機 能集約	→ デイサービス事業の継続		
	→→→ 複合化・多機能化に向けた施設及び 管理運営の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑨石徹白保健センター （旧白鳥高齢者保健福祉支援セン ター）	→→→→→→→→→→ 現行通り継続					

### (3) 特養・養護老人ホーム、老人保健施設

#### ア. 施設概要

居宅において生活が困難な高齢者の入所施設として、大和地域に郡上偕楽園を、和良地域に和良介護老人保健施設を設置しています。

このほか、市内には、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム3施設（入所定員合計220人、ショートステイ（定員20人）を併設）が設置されているほか、医療法人が経営する介護老人保健施設2か所（入所定員合計150人、ショートステイを併設（定員5人のほか空床利用））が設置されています。

## イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数/ 定員 (人)
①郡上偕楽園 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ ショートステイ	1980 1995	39 24	47	4,688.60	正：40 臨：40	直営	(一会) 44,911  (特会) 388,376	(一会) 9,798  (特会) 400,233	養護 25/50 特養 80/80 ショート 20/20
②和良介護老人保健施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ショートステイ ・ デイケア	1994	25	50	1,075.30	正：11 臨：10	直営	(特会) 152,013	(特会) 152,828	老健 40/40 ショート (空床利用)

※（一会）は一般会計、（特会）は特別会計による収支を掲載

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

人口高齢化により、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、今後も介護を必要とする高齢者の居住の場として、特別養護老人ホームなどの介護保険施設等は必要な機能です。

一方、市内には、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームが3施設、医療法人が経営する介護老人保健施設が2施設設置され、担い手確保等の共通的な不安要素はあるものの、それぞれ介護事業収入や利用者の個人負担金により一定の収入を確保しながら、概ね安定した経営を行っています。

郡上市が設置する2つの施設は、一般会計からの繰入金に依存した経営を行っており、改めて行政の役割を明確にした上で、経営のあり方について検討します。

施設については、いずれも耐震基準を満たしているものの、20年以上を経過しています。郡上偕楽園については浸水想定区域に含まれていることから、安全な場所への移転を進めます。また、和良老人介護保健施設は、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、当面、直営を維持しますが、一般会計からの繰入金に依存しない経営を目指し、指定管理者制度など民間活力を活用した運営手法について検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上偕楽園	機能：継続	施設：建替
○ 養護老人ホーム、特養養護老人ホームの機能は、大和地域内の安全な場所へ移転を進め継続するとともに、施設については、適正規模による建替えを含めて検討します。		
② 和良介護老人保健施設	機能：継続	施設：継続
○ 管理運営については、併設する診療所の病床の利用や民間活力の活用を含め、管理運営のあり方について検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 市内に民間の入所型介護保険施設があることを踏まえ、公立の入所型介護保険施設の役割を含め、設置及び管理運営のあり方について検討します。

- ・郡上偕楽園については、新たな設置場所を検討・決定し、施設及び管理運営については民間活力の活用を含めた手法を検討し、移転します。
- ・和良介護老人保健施設については、保全計画を策定し計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。また、隣接する診療所病床もあわせて民間活力を含めた管理運営方法を検討します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	公立入所型介護保険施設の役割・設置及び管理運営のあり方検討	→→→		→→→→→→→			
		公立入所型介護保険施設の役割・設置及び管理運営のあり方検討	検討結果に基づく対応				
①郡上偕楽園	大和地域の他の場所への移転の検討	→→	→→		→→→→→→→		
		大和地域の他の場所への移転の検討	検討結果に基づき、移転方針の作成	方針に基づく対応			
②和良介護老人保健施設	施設の設置・管理運営のあり方検討	→→	→→		→→→→→→→		
		施設の設置・管理運営のあり方検討	移転方針の検討にあわせ、設置主体、管理運営手法の検討	検討結果に基づく対応			
②和良介護老人保健施設	診療所病床の活用、民間活力による管理運営方法の検討	→→	→→→→→→→				
		診療所病床の活用、民間活力による管理運営方法の検討	→→→	→→→→→→→			
		→→→			→→→→→→→		
		保全計画の策定			計画に基づく対応		

### 3. 障害者支援施設

#### (1) 障害福祉サービス事業所

##### ア. 施設概要

障害者総合支援法に基づき、障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）のある方に、作業等の訓練の場を提供し、自立を支援するための就労継続支援B型事業を実施する障害福祉サービス事業所を3か所設置しています。

なお、市内には民間等が経営する就労継続支援B型事業の障害福祉サービス事業所が5か所（八幡3、大和3、高鷲1、美並1）設置されています。

##### イ. 現状と課題

対象施設	建築年(年)	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m <sup>2</sup> )	職員数(人)	運営形態	支出額(千円)	収入額(千円)	利用者/定員(人)
①フレンドシップつくしの家	1987	32	38	510.02	—	指定管理	760 (20,380)	0 (18,594)	15/25
②ぼぶらの家(高鷲福祉交流センター内)	1973	46	50	176.00 (656.00)	—	直営・指定管理	310 (18,664)	0 (20,843)	9/20
③すみれ作業所	2000	19	50	212.08	—	指定管理	0 (18,386)	0 (18,805)	10/20

※支出額・収入額の上段は、市が直接行うもの。下段の括弧書きは指定管理者の収支。

※「②ぼぶらの家」の支出のうち、市の支出額は障害福祉サービス事業所部分以外に要した支出。

## 【利用状況】

障がいのある方を対象に、内職等の作業を通して訓練を行いながら、自立に向けた知識や能力の向上のための支援を行うほか、②ぼぶらの家（高鷲福祉交流センター内）においては、高齢者の交流や、サポートママ（子育て支援）、放課後児童クラブなどの事業が行われています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

障害者総合支援法に基づき、認可事業所は、国・県・市が支出する事業収入を得て自立した経営ができるスキームとなっていることから、行政としての役割を明確にした上で民間事業者に譲渡します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① フレンドシップつくしの家 ・ ③ すみれ作業所	機能：継続	施設：譲渡
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者就労継続支援 B 型の事業は継続します。</li> <li>○ 施設は、耐震基準を満たしており、現在の指定管理者への譲渡について、施設の改修のあり方を含めて協議します。</li> </ul>		
② ぼぶらの家（高鷲福祉交流センター）	機能：継続	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者就労継続支援 B 型の事業は継続します。</li> <li>○ 施設は耐震基準を満たしておらず、建築から 50 年近く経過し老朽化が顕著なことから当該施設は廃止することとし、他の施設への移転を含め、今後のあり方について検討・協議します。</li> <li>○ 高齢者の交流の場、子育て支援、放課後子どもクラブも今後も継続しますが、施設の状況に鑑み、移転を含めて施設のあり方、管理運営手法について検討します。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10 年間(令和元年度～令和 10 年度)の取組み《主なもの》

- ・ 民間事業者への譲渡を基本に、指定管理者等と協議を進めます。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
①フレンドシップつくしの家	→→→ 経営・建物の譲渡について協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
②ぼぶらの家 (高鷲福祉交流センター)	→→→ 廃止・代替施設の検討、経営の譲渡について協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
③すみれ作業所	→→→ 経営・建物の譲渡について協議			→→→→→→→ 協議結果に基づき対応		

## (2) 障害児通所支援施設

### ア. 施設概要

心身の発達に支援を必要とする児童及び保護者に対し、日常生活における基本動作の習得や集団での適応性の向上を目的に、早期発見早期療育の拠点施設として南部と北部の 2 か所に設置しています。このうち、南部子ども発達支援センターひまわりは八幡保健福祉センターに併設しています。

## イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数/ 定員 (人)
①北部子ども発達支援センターたんぼぼ	2013	6	24	198.74	正：2 嘱：1 臨：2	直営	31,906	13,048	7.9/10
②南部子ども発達支援センターひまわり（八幡保健福祉センター）	2012	7	24	82.80 (692.29)	正：4 嘱：1 臨：3	直営	37,313	29,584	8.5/10

### 【利用状況】

成長発達に支援が必要な乳幼児から小学生までを対象に、一人ひとりの状態に合わせた療育指導を行うほか、子育てに不安を抱えている保護者の相談も随時行っています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

妊娠・出産・育児・子育てなど、就学前後の子育て世代に対する途切れのない相談支援体制の整備が進められるなかで、健診等により得られた様々な情報を一元化し、幼稚園・保育園をはじめとした関係機関と連携を図りながら、「気になる子ども」を含めた途切れのない発達支援の実施機関として重要な役割を果たしており、今後も継続します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 北部子ども発達支援センターたんぼぼ	機能：継続	施設：継続
② 南部子ども発達支援センターひまわり（八幡保健福祉センター）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 途切れのない発達支援の仕組みづくりの北部及び南部拠点施設として継続します。</li> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 管理運営については、現行の体制を継続します。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・途切れのない発達支援の仕組みづくりの拠点施設として、保全計画を策定するとともに長寿命化を含む計画的な改修を行い継続します。

施設名等	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
①北部子ども発達支援センターたんぼぼ ②南部子ども発達支援センターひまわり	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		

## 4. 保健施設(保健センター)

### ア. 施設概要

市民の健康づくりを推進するため、健康診査や健康相談、健康教育等を総合的に行う拠点として、また、市民の自主的な保健活動の場として、さらには、地域保健に関する様々な事業を行うために八幡、大和、白鳥、美並、明宝、和良の6地域に7施設を設置しています。

なお、高鷲地域の保健センター機能は、デイサービスセンターである郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の2階部分を使用して、必要な健診等を実施しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床 面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①八幡保健福祉センター	2012	7	24	692.29	正：4 臨：1	直営	2,730	0	7,400
②大和保健福祉センター やまつつじ	1994	25	50	2,070.48	正：11 臨：4	直営	5,530	3	6,600
③白鳥保健センター	1982	37	50	610.00	—	直営	1,454	0	3,700
④石徹白保健センター (旧白鳥高齢者保健福祉 支援センター)	1999	20	50	663.33	—	直営	2,231	0	800
⑤美並健康福祉センター さつき苑	1997	22	50	2,935.08	—	直営	5,131	69	10,800
⑥明宝保健センター	2003	16	50	505.51	—	直営	1,187	0	4,500
⑦和良保健福祉歯科総合 施設	2000	19	47	1,021.57	—	直営	2,884	0	5,500

対象施設	利用状況
①八幡保健福祉センター	主に、健康診断や健康相談などの保健センター事業と、障害児通所支援施設の療育事業をそれぞれ実施しているほか、多目的室(遊戯室)を利用し、高齢者の介護予防のための運動教室も実施しています。
②大和保健福祉センター やまつつじ	健康診断や健康相談などの保健センター業務を実施しているほか、高齢者の介護予防のための運動教室も実施しています。
③白鳥保健センター	健康診断や保健指導・相談を実施しているほか、北部地域の母子保健事業の展開場所となっています。
④石徹白保健センター (旧白鳥高齢者保健福祉 支援センター)	集団健診を実施しているほか、健康体操や健康講座など地域住民の保健・健康事業を展開しています。なお、併設する出張所では、住民票の発行やごみ袋販売、山岳届の受取りなどを行っています。
⑤美並健康福祉センター さつき苑	成人健診や乳幼児相談事業、健康教育などの保健センター事業や、高齢者の介護予防のための「うんどう教室」等も行われています。
⑥明宝保健センター	健康診断や健康相談などを実施しているほか、高齢者の介護予防のための「うんどう教室」等も行われています。
⑦和良保健福祉歯科総合 施設	健康診断や健康相談などを実施しているほか、平日は歯科診療を行っています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

広範な郡上市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は旧町村単位で配置が必要です。しかしながら、これまで保健センターで実施してきた健診や予防接種等は、地域の民間医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更もあることから、保健センターの機能や配置のあり方、保健師等の業務のあり方について抜本的に見直し、南北の拠点保健センターを中心に機能の再編を行うとともに、健診や相談等の事業展開にあたっては、地域の既存施設を活用し、保健師等を必要に応じて派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

施設については、老朽化や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については予防保全を含めて計画的な改修を行い、長寿命化を図る一方、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいる施設については廃止するとともに、利用率の低い施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

管理運営手法は、引き続きは直営を維持しますが、複合化・多機能化に合わせて、管理運営方法や開館日・開館時間の見直し、減額・免除規定の見直しを含む受益者負担の適正化に取り組みます。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 八幡保健福祉センター	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市南部の拠点として保健センター機能を継続します。</li> <li>○ 拠点化に伴う円滑な事業実施方法と、効率的かつ効果的な管理運営手法について検討します。</li> </ul>		
② 大和保健福祉センターやまつじ	機能：検討	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市北部の拠点として保健センター機能を継続するとともに、他施設から機能に移転し、複合化・多機能化を検討します。</li> </ul>		
③ 白鳥保健センター	機能：移転	施設：廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健センターの事業は他の公共施設を活用して実施することとし、当該施設は老朽化と利用状況とを勘案し、廃止します。</li> </ul>		
④ 石徹白保健センター（旧白鳥高齢者保健福祉支援センター）	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域内唯一の公共施設であり、施設及び保健センターの機能は継続します。</li> <li>○ 管理運営は現行通りとします。</li> </ul>		
⑤ 美並健康福祉センターさつき苑	機能：継続	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健センター機能は継続するものの、施設の利用実態を踏まえ、支所機能の移転を含め複合化・多機能化を検討します。</li> </ul>		
⑥ 明宝保健センター	機能：検討	施設：転用
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健センター機能は継続するものの、施設の利用実態を踏まえ、コミュニティセンター機能の移転を含め、施設の有効活用について検討します。</li> </ul>		
⑦ 和良保健福祉歯科総合施設	機能：検討	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健センター機能は継続するものの、施設の利用実態に鑑み、他の機能との複合化・多機能化及び、保健センター機能の他施設への移転を含めた検討を行います。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・市民の健康づくりを推進するため、機能は継続するものの、施設の拠点化とアウトリーチ手法による効率的で効果的な保健センターの管理運営体制を構築します。
- ・将来的に維持する施設について、保全計画を策定し、長寿命化を図ります。
- ・施設を有効活用するため、複合化・多機能化を検討し、一部施設について着手します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	施設の拠点化・アウトリーチ手法の検討	→→→→ 拠点化・アウトリーチ手法実施のための運営方法検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく実施		
	保全計画の策定	→→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
①八幡保健福祉センター		→→→→ 拠点施設としての位置づけへの検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
②大和保健福祉センター やまつつじ		→→→→ 拠点施設としての位置づけへの検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
		→→→→ 複合化・多機能化に向けての検討					
③白鳥保健センター		→→→→ 廃止及び機能移転の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
④石徹白保健センター		→→→→→→→→→→→→ 継続するための施設改修					
⑤美並健康福祉センターさつき苑		→→→→ 複合化・多機能化に向けての検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑥明宝保健センター		→→→→ 保健センター機能移転の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑦和良保健福祉歯科総合施設		→→→→ 複合化・多機能化に向けての検討					

## VI. 病院施設

### 1. 病院施設(病院・診療所)

#### ア. 施設概要

地域住民の健康保持に必要な医療サービスを確保するため、公立病院 2 か所を、また、市民に保健、医療及び福祉の包括的な提供を行うため、国民健康保険法の規定による診療所を 6 か所設置しています。

なお、市内には民間の病院が 3 か所（八幡 1、白鳥 1、美並 1）、民間診療所が 16 か所（八幡 6、大和 3、白鳥 4、高鷲 1、美並 1、明宝 1）、民間歯科医院が 14 か所（八幡 6、大和 2、白鳥 4、美並 2）設置されています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	上段：延べ外来 患者数 下段：延べ入院 患者数
①郡上市民病院	2006 2016	13 3	39	15,089.00	267	直営	2,925,874	2,761,774	103,952 45,363
②国保白鳥病院	1997	22	39	7,373.48	122	直営	1,204,049	1,130,175	49,490 15,169
③国保小那比診療所	1987	32	22	99.37	3	直営	4,915	4,915	758 -
④国保高鷲診療所	1985 2002	34 17	45	510.42	5	直営	101,956	106,506	4,941 -
⑤小川巡回診療 (小川健康管理センター)	1991	28	22	91.00	3	直営	和良診療 所に含む	和良診療 所に含む	452 -
⑥国保和良診療所	2007	12	45	2,313.99	19	直営	333,282	343,883	9,882 415
⑦国保和良歯科診療 所	2000	19	47	1,021.57	4	直営	59,192	62,584	4,132 -
⑧国保石徹白診療所	1999	20	45	77.43 (663.33)	3	直営	4,259	4,259	456 -

※国保石徹白診療所の延床面積の（）書は、施設全体の面積

#### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

##### ○ 基本的な考え方

市民に良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制を確保することは、地方自治体の責務です。このため、地域において市民が安心して暮らすことができるよう、適切な役割分担のもと民間病院や診療所との連携を図りながら、公立病院及び診療所は当面現行体制を維持します。また、一般会計からの基準外繰入金の解消に向け、「地域医療を守り育てる郡上市ビジョン（第2期）」や「新公立病院改革プラン」に基づき、民間的経営手法の導入を図り、経営改善を進めるとともに、将来的には地方公営企業法の全部適用や、独立行政法人化を含めて経営形態の検討を行います。

## ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市民病院	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の中核的医療機関として、広大な市域の医療を支えるため、県内の三次医療機関との連携を図るとともに、公立病院、診療所及び民間が設置する病院等との役割を明確にしながら機能を継続します。</li> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul>		
② 国保白鳥病院	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の北部の中核的医療機関として、また県北西部地域医療センターの基幹病院として、広大な市域の医療を支えるため、民間が設置する病院等との役割を明確にしながら、当面は機能を継続し、将来的な病床機能のあり方について検討します。</li> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul>		
③ 国保小那比診療所	機能：継続	施設：継続
⑤ 小川巡回診療（小川健康管理センター）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ それぞれの地域のへき地医療を支える診療所として継続します。</li> <li>○ 施設は、必要な修繕を行い使い切ります。</li> <li>○ 現在の管理運営手法を継続します。</li> </ul>		
④ 国保高鷲診療所	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高鷲地域のへき地医療を支える診療所として当面継続しますが、近隣に診療科目の重複した民間診療所が設置されていることから、将来的なあり方について検討します。</li> <li>○ 施設は、必要な修繕を行い使い切ります。</li> <li>○ 現在の管理運営手法を継続します。</li> </ul>		
⑥ 国保和良診療所	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県北西部地域医療センター診療所群の中核的な診療所機能、和良地域のへき地医療の拠点機能、住民健診の拠点機能は継続します。なお、休止している入院診療機能の廃止と施設の有効活用について、和良地域の公共施設全体の適正配置の中で検討します。</li> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 現在の管理運営手法を継続します。</li> </ul>		
⑦ 国保和良歯科診療所（和良保健福祉歯科総合施設）	機能：継続	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科診療所機能は継続します。</li> <li>○ 施設は当面継続しますが、和良地域の公共施設適正配置の中で、機能移転を含め、あり方を検討します。</li> <li>○ 当面は、現在の管理運営手法を継続します。</li> </ul>		
⑧ 国保石徹白診療所（旧白鳥高齢者保健福祉支援センター）	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石徹白地域のへき地医療を支える診療所として継続するとともに、その他複合化している機能も含め、地域内唯一の公共施設として継続します。</li> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 現在の管理運営手法を継続します。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・「地域医療を守り育てる郡上市ビジョン（第2期）」や「新公立病院改革プラン」に基づき、民間的経営手法の導入等を行い、経営改善を図ります。
- ・郡上市民病院、国保白鳥病院について、経営改善を進める中で成果等を検証するとともに、地方公営企業法の全部適用、独立行政法人化を含めて、経営形態を見直します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	民間的経営手法、経営改善等の検討、実施	→→→ 民間的経営手法の導入、経営改善に関する各種取組み（事業規模・形態の見直し、経費削減・抑制対策、収入増加・確保対策 等）の実施を通じた基準外繰入金の解消			→→→→→→→→ 実施結果に基づく取組みの検証・見直し		
	効果的な事業規模・経営形態の検討及び見直し				→→→ 経営形態の見直し（検討）の方向性に掲げる6項目の調査・研究	→→→→ 調査・研究結果に基づく経営形態の検討・見直し	
①郡上市民病院 ②国保白鳥病院 ⑧国保石徹白診療所		→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく実施		
⑥国保和良診療所 ⑦国保和良歯科診療所		→→→ 和良地域の公共施設全体における、施設及び機能のあり方検討 →→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 検討結果及び計画に基づく実施		
③国保小那比診療所 ④国保高鷲診療所 ⑤小川巡回診療 （小川健康管理センター）		→→→→→→→→→→ 継続するための修繕実施					

## VII. 産業振興施設

### 1. 産業施設

#### (1) 物産販売施設等

##### ア. 施設概要

郡上市の農林業者の所得の増加と生産意欲の向上を図るとともに、農林産物、特産品等の地域食材を広く供給し、地域産業の振興と地域の活性化に役立てるための拠点として、大和、白鳥、高鷲の3地域に6施設を設置しています。

##### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上旬彩館やまとの朝市	2010	9	17	325.38	—	指定 管理	0 (49,901)	0 (50,132)	131,000
②ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設	2005	14	26	217.79	—	指定 管理	0 (126,415)	0 (160,456)	324,100
③白鳥木遊館	1992	27	17	804.44	—	指定 管理	0 (59,169)	0 (62,732)	226,000
④農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	1989	30	22	69.56	—	指定 管理	0 (1,166)	0 (1,061)	1,400
⑤ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設	2000	19	38	1,327.85	—	指定 管理	0 (97,582)	0 (176,717)	1,200,000
⑥新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	1997	22	24	99.10	—	指定 管理	0 (940)	0 (857)	2,500

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設	利用状況
①郡上旬彩館やまとの朝市	栽培講習会を実施して出荷者の増加を図っているほか、県外客に商品を郵送販売したり、夏場に貯蔵しておいた野菜を飲食店に出荷するなど、農家の生産意欲の向上と地域食材の供給に寄与しています。隣接する道の駅と一体的に経営しています。
②ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設	様々な物産品の販売や食事の提供などを行っています。
③白鳥木遊館	木材を利用したトルペイント教室などの木工教室や、林産加工品や野菜等の地域特産物の販売、アウトドア商品の展示販売などを行い、道の駅と一体的に経営しています。
④農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	ふれあい市場として、地域の高齢者が生産する農林産物及び特産品の展示、販売を行っています。
⑤ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設	地場産の特産品の販売やフードコートでの食品の提供などを行っています。
⑥新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	花をメインとした特産品開発及びブランド化、栽培技術の確立や加工品の開発等を支援する試験や研究を行っています。農林産物納品者の減少により、農林産物のみでは採算がとれないため、飲食を伴う加工品の提供や朝市なども行っています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

郡上市の特産品などの販売や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続するものの、道の駅をはじめ、民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設の営業を優先に、公共での物販施設の配置や経営のあり方を含め、再編・再配置を検討していきます。

その上で、当該分野の施設については、既に開設から10～20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況、その他第三者に及ぶ諸条件等を精査し、現在の指定管理者等への譲渡について協議を進めます。

施設の改修等については、協議の中で関係者と調整します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上旬彩館やまの朝市	機能：継続	施設：検討
○ 農産品の展示販売を通じて地域の活性化に寄与していることから、機能は継続します。		
② ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設	機能：継続	施設：検討
○ 当面、指定管理者制度で運営しますが、事業用借地権等の条件なども含め、将来的には現在の指定管理者への施設及び経営の譲渡について道路管理者等と協議し、その結果に基づき施設のあり方について検討します。		
③ 白鳥木遊館	機能：検討	施設：検討
○ 道の駅を構成する施設のため、施設の位置づけ、市の関わり方について検討し、その結果に基づき、経営権及び施設の譲渡を含め、今後のあり方について検討します。		
④ 農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	機能：継続	施設：譲渡
○ 隣接する観光協会の事務所と一体的に管理運営することで効果的・効率的に運営できることから、施設・経営の譲渡について現指定管理者と協議します。		
⑤ ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設	機能：継続	施設：検討
○ 当面、指定管理者制度で運営しますが、事業用借地権等の条件なども含め、将来的には現在の指定管理者への施設及び経営の譲渡について道路管理者等と協議し、その結果に基づき施設のあり方について検討します。		
⑥ 新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	機能：検討	施設：検討
○ 施設の設置目的とは異なった使用になっていること、周辺に公衆トイレが設置されているものの、隣接するひるがの湿原植物園利用者の立ち寄り先(トイレ使用含む。)となっていることから、当該施設の必要性、観光地に相応しい公衆トイレの設置を含め、当該施設のあり方について検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・地域の産業振興、農業振興、観光振興の拠点となっているものの、道の駅や民間の施設を含め、市内には数多くの物販施設が設置されていることから、拠点施設を中心とした再編について検討を行い、一部施設の集約化を進めます。
- ・指定管理者や、道路管理者等の第三者との諸条件を整理・検証し、施設譲渡の可能性について検討、協議します。
- ・継続使用するために、必要な改修を行います。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	他の施設を含めて物販施設の再編の検討	→→→ 施設の実施事業や経営状況等を精査し、類似施設との再編、再配置の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	①郡上旬彩館やまとの朝市	→→→ 経営状況を踏まえ、譲渡について協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
	②ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設 ⑤ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設	→→→ 道路管理者等と施設経営の譲渡の検討・協議			→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		
	③白鳥木遊館	→→→ 譲渡を含む今後のあり方の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	④農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	→→→ 観光協会と譲渡について協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
	⑥新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	→→→ 近隣施設を含めた施設のあり方検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

## (2) その他産業振興施設

### ア. 施設概要

市の産業振興の促進と人材の育成・確保等を図るため、郡上市産業プラザを設置しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	備考
①郡上市産業プラザ	2018	1	50	1,576.68	(市) 16 (他) 29	直営	8,906	1,555	

対象施設	利用状況
①郡上市産業プラザ	郡上市の産業振興を担う諸団体が入居し、情報共有や機能連携を図り、商品開発や販路の拡大、起業支援などの取組みを行い地域経済の発展に寄与しています。

### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

#### ○ 基本的な考え方

市内の中小企業・小規模事業者への支援や、経営革新、商品開発や販路拡大、人材育成や起業支援、事業継承の促進などの産業の土壌づくりと、入居団体とのネットワークも含めた産業振興のワンストップ機能を備え、郡上市の地域経済の発展・産業振興に寄与していることから、今後も継続します。

平成30年に建設した施設であり、将来を見据え予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、入居団体の費用負担も含め、効率的・効果的な手法について検討します。

## ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市産業プラザ	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業振興の拠点として、産業支援センターなど入居団体との連携・強化を図りながら継続します。</li> <li>○ 施設は、将来を見据えて、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。また、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 保全計画・長寿命化計画を検討、作成します。
- ・ 効率的・効果的な管理運営手法について、入居団体等との協議、検討を行います。

施設名等	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
①郡上市産業プラザ	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 計画に基づく対応		
	→→→ 管理運営のあり方の検討・協議			→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		

## 2. 農業施設（加工センター、共同作業所等）

### ア. 施設概要

地域の農林産品の開発や経営技術の改善、農産加工品の高付加価値化による販路拡大などにより、農業生産の向上を通じて、郡上市における農業振興を図るため、八幡、白鳥、高鷲、美並、明宝、和良の6地域に10か所の加工所等を設置しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	1994	25	24	165.50	—	指定管理	0 (267)	0 (287)	800
②白鳥ふれあいの館	1994	25	17	127.94	—	指定管理	0 (9,672)	0 (8,625)	16,000
③白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）	2002	17	17	90.72	—	指定管理	0 (8,776)	0 (11,486)	24,400
④白鳥ふるさと食品加工伝承施設	1994	25	26	147.00	—	指定管理	0 (500)	0 (0)	—
⑤高鷲農畜産物処理加工施設	2001	18	38	633.24	—	指定管理	0 (282,262)	1,370 (233,687)	55,000
⑥美並基幹集落センター	1980	39	31	623.00	—	直営	1,155	49	3,900
⑦美並農村女性の家（農産加工所含む）	1985	34	17	233.56	—	直営	1,256	313	500
⑧明宝農産物加工場（明宝レディース）	1997	22	38	550.00	—	指定管理	0 (78,232)	0 (78,470)	—

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
⑨和良農産物加工施設	1998	21	17	179.98	—	指定管理	0 (39,585)	0 (40,094)	—
⑩和良農林産物生産施設	1999	20	38	6,251.84	—	指定管理	0 (159,274)	2,256 (177,534)	—

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設	利用状況
①八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	農産加工室では、農産加工団体が、蕎麦などの加工・販売を行っています。
②白鳥ふれあいの館	施設は販売所のみで、手作りで飲食物を提供し、テイクアウトで販売しています。
③白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）	施設は販売施設のみで、そば打ちの実演や調理等をして提供しています。
④白鳥ふるさと食品加工伝承施設	施設は加工場のみで構成されています。
⑤高鷲農畜産物処理加工施設	高付加価値を付けた特産加工品を製造し、ひるがの高原SAに安定供給しているほか、直売所を併設して販売も行っていきます。
⑥美並基幹集落センター	地域のコミュニティ施設として利用されているほか、農産加工室では、美並地域の農産加工組合が農産加工品（もち）の生産販売活動を行っています。
⑦美並農村女性の家（農産加工所含む）	主に、美並地域の農産加工組合や市民が農産加工品（もち・みそ・こんにやく・梅干し・らっきょ）の生産販売活動を実施しています。
⑧明宝農産物加工場（明宝レディース）	地域内で生産される夏秋トマトの規格外品を使ったトマトケチャップやきやらぶき、赤かぶなどの農産加工品を中心に製造・販売しています。
⑨和良農産物加工施設	主に漬物、長寿団子等の名産品の生産を行っているほか、地元農作物を利用した特産品の開発を行っています。
⑩和良農林産物生産施設	キクラゲ、シイタケの菌床ブロックの製造と生産を行っています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

郡上市の特産品などの生産・販売を通じて、地域経済の活性化や雇用創出などに寄与するとともに、一部施設は地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

ただし、当該分野の施設の多くが既に開設から20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの生産加工が主であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益を上げており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況を精査し、農業振興のための施策のあり方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修のあり方を含め協議を進めます。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	機能：継続	施設：譲渡
○ 農業振興施設としての機能を継続するものの、安定した経営を行っていることから、施設の譲渡について改修のあり方を含め協議します。		

② 白鳥ふれあいの館	機能：検討	施設：検討
③ 白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）		
○ 道の駅を構成する施設のため、施設の位置づけ、市の関わり方について検討し、その結果に基づき、経営権及び施設の譲渡を含め、今後のあり方について検討します。		
④ 白鳥ふるさと食品加工伝承施設	機能：継続	施設：譲渡
○ 地元組合への経営権・施設の譲渡について、施設の改修のあり方を含め協議を進めます。		
⑤ 高鷲農畜産物処理加工施設	機能：継続	施設：譲渡
○ 地元法人への経営権・施設の譲渡について、施設の改修のあり方も含め協議を進めます。		
⑥ 美並基幹集落センター ・ ⑦ 美並農村女性の家	機能：検討	施設：検討
○ コミュニティ施設としての機能は他の公共施設へ移転する一方、農産加工施設としての施設及び機能については、市が関与する必要性や度合い、経営主体のあり方を含めて検討します。		
⑧ 明宝農産物加工場（明宝レディース）	機能：継続	施設：譲渡
○ 国庫補助金の財産処分の規定に照らし、地元法人への経営権及び施設の譲渡について協議します。		
⑨ 和良農産物加工施設	機能：継続	施設：譲渡
○ 道の駅で物産販売している事業者の生産加工施設となっていることから、経営権及び施設の譲渡について協議します。		
⑩ 和良農林産物生産施設	機能：継続	施設：譲渡
○ 国庫補助金の財産処分の規定に照らし、経営権及び施設の譲渡について協議します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・地域の産業振興、農業振興、観光振興の拠点となっており、指定管理者と経営権の移譲及び施設の譲渡について施設の改修のあり方を含め協議を行います。また、一部の施設については施設・機能のあり方について検討します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	他の施設を含めた加工施設の再編の検討	→→→→ 施設の実施事業や経営状況等を精査し、類似施設との再編・再配置の検討			→→→→→→→→ 各種検討結果に基づく対応		
	経営権及び施設の譲渡の協議	→→→→ 経営権及び施設の譲渡の協議					
	ソフト事業による農業振興施策のあり方検討	→→→→ ソフト事業を中心とする農業振興策の検討					
①八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	→→→→ 経営権及び施設の譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応			
②白鳥ふれあいの館 ③白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）	→→→→ 施設の方向性の検討 譲渡の協議			→→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応			
④白鳥ふるさと食品加工伝承施設	→→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応			
⑤高鷲農畜産物処理加工施設	→→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応			
⑥美並基幹集落センター ⑦美並農村女性の家	→→→→ コミュニティ機能の移転、農産加工機能及び経営のあり方検討			→→→→→→→→ あり方検討結果に基づく対応			
⑧明宝農産物加工場（明宝レディース）	→→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応			
⑨和良農産物加工施設	→→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応			
⑩和良農林産物生産施設	→→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応			

### 3. 畜産施設(畜舎等)

#### ア. 施設概要

畜産振興の基盤の確立を図り、農業経営の安定に寄与するため、市営牧場を1か所設置しています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	備考
①郡上市営水沢上牧場	1992	27	17 28	2,628.67 (371.85)	0	直営	3,155	2,556	

対象施設	利用状況
①郡上市営水沢上牧場	牧場では、市の事業として妊娠牛の放牧を受け入れています。厩舎及びめん羊舎は、放牧中の牛の怪我や病気発生時の緊急避難施設及び、放牧資材や機械の倉庫として使用しています。厩舎及びめん羊舎以外は、敷地(8,000㎡)も含め地元の畜産農家に賃貸しています。

#### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

##### ○ 基本的な考え方

郡上市の畜産振興のため、引き続き市と民間における畜産経営の役割を明確にししながら、市の施策に必要な畜産施設(厩舎・めん羊舎)について継続します。

##### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市営水沢上牧場		
■ 旧畜舎等7施設	機能：継続	施設：譲渡
■ 厩舎・めん羊舎	機能：継続	施設：継続
<p>○ 普通財産である旧畜舎等の7施設については、適切な管理のもと維持しながら、令和6年の譲渡を進めます。</p> <p>○ 緊急避難機能のための厩舎及びめん羊舎については、市の放牧事業のあり方に合わせ、必要な修繕を行いながら継続します。</p>		

#### エ. 展開スケジュール

##### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・普通財産である旧畜舎等7施設について、「水沢上牧場民営化の方向性」に基づき計画期間内に譲渡します。
- ・放牧中の緊急避難所となる厩舎及びめん羊舎については、必要な修繕を行いながら継続します。

施設名等	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
①郡上市営水沢上牧場	→→→→→ 旧畜舎等7施設の譲渡に向けた調整					→→ 譲渡
	→→→→→→→→→→→ 必要な修繕の実施 (厩舎・めん羊舎)					

## VIII. 観光・保養施設

### 1. 観光施設

#### (1) 道の駅

##### ア. 施設概要

道路利用者のための「休憩機能（トイレ、駐車場等）」、道路利用者や地域の住民のための「情報発信機能（情報コーナー）」、そして道の駅をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能（物産販売、飲食コーナー等）」の3つの機能を併せ持つ施設が、国土交通省が定める「道の駅」です。

市では、「道の駅」機能を備え、市の観光振興、産業振興に関わる事業を展開し、交流による地域の活性化と地域産業の振興の拠点となる施設として、大和、白鳥、高鷲、明宝、和良の5地域に7つの道の駅を設置しています。

このほか、国土交通省が直轄する道の駅として「道の駅美並」が美並地域に設置されています。

##### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員 数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①道の駅古今伝授の里やまと	2001	18	50/ 38	2,104.66	—	指定 管理	5,238 (229,955)	0 (229,920)	374,000
②道の駅白尾ふれあいパーク	1997	22	50	365.62	—	指定 管理	1,504 (32,417)	0 (29,443)	68,000
③道の駅白山文化の里長滝	2018	1	22	380.70	—	指定 管理	3,653 (85,075)	0 (85,724)	160,000
④道の駅清流の里しるとり (4施設合計)	-	-	-	2,009.10	—	指定 管理	4,742 (142,897)	0 (150,759)	447,000
白鳥地域特産物振興 センター	1987	32	38	986.00	—	指定 管理	4,742 (65,280)	0 (67,916)	181,000
白鳥木遊館	1992	27	17	804.44	—	指定 管理	0 (59,169)	0 (62,732)	226,000
白鳥ふれあいの館	1994	25	17	127.94	—	指定 管理	0 (9,672)	0 (8,625)	16,000
白鳥農畜産物処理加工施設 (そば工房源助さん)	2002	17	17	90.72	—	指定 管理	0 (8,776)	0 (11,486)	24,000
⑤道の駅大日岳	2001	18	20	86.12	—	指定 管理	1,744 (11,159)	0 (10,020)	54,000
⑥道の駅明宝	—	—	—	1,845.54	—	指定 管理	3,224 (280,633)	0 (278,962)	288,000
道の駅明宝磨墨の里 公園	1989	30	39	1,634.94	—	指定 管理	3,224 (280,633)	0 (278,962)	286,000
磨墨会館	1993	26	38	210.60	—	指定 管理	上記に含む	上記に含む	2,000
⑦道の駅和良	1997	22	38	3,086.69	—	指定 管理	2,695 (9,228)	0 (9,433)	15,000

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設		利用状況（道の駅に必要な機能以外）
①道の駅古今伝授の里やまと		様々な飲食店や物産販売所があり、別棟で足湯やギャラリーなどの施設も備えています。
②道の駅白尾ふれあいパーク		地元野菜など地域特産物の販売所があります。
③道の駅白山文化の里長滝		地元の野菜や特産品を販売する売店、フードコートがあります。
④道の駅清流の里しりとり	白鳥地域特産物振興センター	1階にレストランや物販施設、2階には食品サンプルの工房があり、食品の製造過程をガラス越しに見ることや、食品サンプルの体験ができるようになっています。
	白鳥木遊館	工芸品の展示販売のほか野菜の朝市があります。
	白鳥ふれあいの館	地元の特産物を加工した軽食の販売、白鳥農畜産物処理加工施設ではそば打ち体験と販売を行っているほか、一部に白鳥観光協会の事務所があり、観光案内をしています。
	白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）	
⑤道の駅大日岳		地域の特産品販売や軽食の提供を行っています。
⑥道の駅明宝 （道の駅明宝磨墨の里公園・磨墨会館）		物産販売所やレストランがあり、別棟として2つのテナント棟や郷土文化を保存・伝習する施設「磨墨会館」があります。また、地元観光協会も常駐して観光情報や道路情報等を提供しています。
⑦道の駅和良		レストハウス、宴会場、貸店舗（物産販売所）があり、運動公園は市内外の利用もあり、和良歴史資料館も近接していることから、和良地域の観光交流拠点となっています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

地域の活性化、観光振興・産業振興の拠点として、また、地域内外の交流の場として機能していることから、基本的に継続します。

道の駅の設置者は、原則として市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされていることから、管理運営については、指定管理者制度など民間活力を活用した公設民営の手法を継続しますが、市が求める業務水準（仕様）を明確に示すとともに、モニタリング評価を強化し、効率的・効果的な管理運営を図ります。また、経営が安定している施設については、収支の黒字部分に市民への還元、施設改修に充てる内部留保の仕組みについて検討します。

なお、国の制度改正等の動向を注視しながら、経営的に民間での運営が可能な場合には、公が担うべき範囲を明確にした上で、民間への譲渡について検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 道の駅古今伝授の里やまと	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、管理運営面において、他の大和地域の観光施設（ぎふ大和PA、フィールドミュージアム、やまと温泉やすらぎ館等）と一体的に捉え、設置主体も含めた効率的かつ効果的な経営方法を検討します。		
② 道の駅白尾ふれあいパーク	機能：検討	施設：検討
○ 道の駅としての機能は当面継続するものの、来客数に対する施設の規模等を検証し、地域振興施設としてのあり方を検討します。		
③ 道の駅白山文化の里長滝	機能：継続	施設：継続
○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。 ○ 管理運営面について、近隣の施設（白山文化博物館、瀧宝殿、清流長良川あゆパーク）及び、白鳥地域内の他の道の駅と連携を図りながら、効率的・効果的な運営手法を検討します。		

④ 道の駅清流の里しろとり	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 管理運営面について、近隣の施設（白鳥ふれあいの館、白鳥農畜産物処理加工施設【そば工房源助さん】、しろとり木遊館）及び、白鳥地域内の他の道の駅と連携を図りながら、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。</li> </ul>		
⑤ 道の駅大日岳	機能：検討	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県との関連が強い施設であり、今後も道の駅として継続する必要性を含め、機能・施設・管理運営のあり方について検討するとともに、その結論に基づき、関係機関と協議します。</li> </ul>		
⑥ 道の駅明宝磨墨の里公園	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重点道の駅としての機能を継続するとともに、明宝地域の産業振興の拠点としてのあり方を検討します。</li> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 管理運営について、明宝地域の中心的な施設として、地域づくりの拠点としての役割を考慮しながら管理運営手法を検討します。</li> </ul>		
⑦ 道の駅和良	機能：継続	施設：継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 管理運営について、近隣施設（和良歴史資料館）の今後のあり方の検討結果を踏まえ、一体的な経営について検討します。</li> </ul>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10 年間(令和元年度～令和 10 年度)の取組み《主なもの》

- ・産業振興、観光振興、地域振興、雇用の場の創出に寄与しており基本的に継続するものの、収益事業を展開していることから、管理運営のあり方や収支の黒字部分の市民への還元の仕事などについて検討します。
- ・今後も継続する施設については、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	管理運営の抜本的な見直し	→→		収益部分の取り扱いルール の確立、指定管理者 制度のモニタリング評価 の徹底	→→→→→→→→ 検討・見直し結果に基づく実施		
	保全計画の策定	→→→ 保全計画策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
①	道の駅古今伝授の里やまと	→→→ 周辺施設との一体的な管理運営 手法の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
②	道の駅白尾ふれあいパーク	→→→ 施設の方向性の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
③	道の駅白山文化の里長滝	→→→ 道の駅と隣接する施設の活用等 を含めた管理運営手法の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
④	道の駅清流の里しろとり	→→→ 周辺施設との一体的な管理運営 手法の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑤	道の駅大日岳	→→→ 施設の方向性の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑥	道の駅明宝磨墨の里公園	→→→ 地域の中心的施設・地域づくり の拠点としての施設のあり方 検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑦	道の駅和良・和良運動公園	→→→ 近隣施設を含めた施設複合化等 の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

## (2) 案内所

### ア. 施設概要

市の観光情報を発信し、交流による地域の活性化と産業振興を図るため、高鷲と美並地域に2つの総合案内所を設置しています。このほか、郡上八幡旧庁舎記念館も観光案内所として機能を担っています（詳細は「その他観光施設」を参照）。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①高鷲総合案内所	1986	33	38	492.00	—	直営	179	0	
②美並総合案内所 (樹木の館)	1997	22	38	215.60	—	指定 管理	0 (4,298)	0 (4,191)	10,200

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設	利用状況
①高鷲総合案内所	1階は高鷲観光協会の事務所と公衆便所、2階は旧商工会の事務所と会議室、3階は高鷲観光協会の会議室で使用しています。
②美並総合案内所 (樹木の館)	ギャラリー、総合案内所、軽食喫茶、厨房で構成され、市内や町内及び近隣市町村の観光案内を実施しているほか自主事業として、喫茶や軽食、リサイクルの展示や物産販売（軽食喫茶＝ギャラリーを使用）を行っています。

### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

#### ○ 基本的な考え方

観光都市としての郡上市の特性を踏まえ、各地域における総合案内機能は重要なものの、高鷲総合案内所は各種団体の事務所として使用され、案内施設としての利用が少ないこと、案内の内容も観光・宿泊施設の案内が中心となっていることから、総合案内所としての機能・施設・運営のあり方について施設の譲渡を含めて検討します。

また、美並総合案内所は、飲食の提供を中心とした地域利用施設となっていることから、案内所の機能は廃止し、施設は関係団体等への譲渡について協議を進めます。

#### ○ 施設ごとの対応方針

① 高鷲総合案内所	機能：継続	施設：譲渡
○ 観光の情報提供拠点のあり方を検討する一方、現在の利用実態に照らし、高鷲観光協会への譲渡について、施設の改修のあり方を含めて協議します。		
② 美並総合案内所（樹木の館）	機能：廃止	施設：譲渡
○ 情報発信・地域交流の機能は廃止し、廃止後の施設については、譲渡を含めて関係団体等と協議し、施設の譲り受けの意向がない場合は廃止します。		

### エ. 展開スケジュール

#### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・観光情報発信機能のあり方について検討し、総合案内機能・施設の再編について、管理運営のあり方を含めて検討します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	総合案内所の機能、配置のあり方	→→→ 郡上市の観光情報の発信拠点としての総合案内所のあり方について検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	①高鷲総合案内所	→→→ 譲渡について協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
	②美並総合案内所（樹木の館）	→→→ 総合案内所としての用途廃止			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応 譲り受けの意向がない場合は廃止		

### (3) その他観光施設

#### ア. 施設概要

観光振興に関わる事業を展開し、交流による地域の活性化と地域産業の振興を図る拠点として、八幡、高鷲、明宝の3地域に8施設（博物館類似施設2施設含む。）を設置しています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上八幡城	1933	86	-	383.41	-	指定 管理	4,590 (37,748)	0 (44,701)	161,100
②郡上八幡城下 町プラザ	2002	17	22	244.41	-	指定 管理	1,020 (63,409)	0 (78,034)	(大型車) 4,000 台 (普通車) 7,300 台
③郡上八幡博覧 館	1991	28		1,081.01	-	指定 管理	3,106 (99,016)	0 (128,857)	127,000
④郡上八幡旧庁 舎記念館	1936	83		845.06	-	指定 管理	1,350 (146,715)	0 (122,733)	93,700
⑤牧歌の里施設	1996	23	15～ 38	4,431.84	-	指定 管理	0 (793,393)	0 (752,659)	225,000
⑥郡上市ひるが の高原多目的 広場	1998	21	38	145.65	-	指定 管理	0 (5)	0 (8)	800
⑦郡上市ひるが の湿原植物園 管理棟	1987	32	38	26.50	-	指定 管理	907 (1,311)	0 (1,325)	5,400
⑧郡上市明宝野 外ステージ	1995	24	27	604.12	-	直営	160	0	3,000

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設	利用状況
①郡上八幡城	天守閣、正門、高塀、隅櫓等の城郭建造物のほか、管理棟、公衆便所、あずま屋、売店施設、駐車場があり、主に、観光施設、展示、イベントとして利用されています。
②郡上八幡城下 町プラザ	お土産品の販売、バスの待合、ロッカールーム、公衆トイレなどがあり、バスターミナルとして観光バスの発着のほか、駐車場があります。
③郡上八幡博覧 館	展示室、売店等があり、駐車場が併設されています。郡上八幡の歴史文化資料を展示しているほか、関連資料や土産品の販売、郡上おどりの実演などを行っています。

対象施設	利用状況
④ 郡上八幡旧庁舎記念館	売店、会議室、和室、農産加工直売所等があり、郡上八幡の特産品・土産品などの販売や郡上おどり体験指導を行っているほか、有料駐車場の運営を行っています。
⑤ 牧歌の里施設	体験工房、ショップ、牧舎等があり、園内の美しい景観の鑑賞や、ふるさと農園での農業体験、乳搾りやパン作り等様々な体験の機会を提供しています。
⑥ 郡上市ひるがの高原多目的広場	市内外の音楽イベントや中学校の宿泊研修時のバス駐車場、地域住民の親睦会、地元祭例時の駐車場、小学生社会科見学時の昼食会場などで利用されています。
⑦ 郡上市ひるがの湿原植物園管理棟	植物園は、ミズバショウをメインにした湿原植物の保護・鑑賞を目的にして設置したもので、園内には木道を設置して回遊ができるようになっています。
⑧ 郡上市明宝野外ステージ	主に、めいほう高原秋祭りのステージイベントなど地域の行事に使用されています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

観光施設の多くは、郡上市の観光資源として、また地域のシンボルとして重要な機能を果たしており、今後も継続する施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

八幡地域の4施設の管理運営は、第三セクターが指定管理者となって運営し、収益をあげて行っていることから、収益の一部を納入金として継続するとともに、中心市街地の観光施設として、良好な管理運営のあり方について検討します。なお、このうち八幡地域の文化財・歴史的建造物の2施設は、法令等に基づき必要な補修を行い保存・活用していきます。

高鷲地域の観光施設は、地域の特徴を活かし、観光地として有効な施設及び機能のあり方について、また、明宝地域の野外ステージは第三セクターとの連携による効果的な活用方法を含めた施設のあり方について、それぞれ検討します。

なお、管理運営については、行政の役割を明確にした上で、指定管理者制度運用指針の見直しも含め、民間活力の活用を継続します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上八幡城	機能：継続	施設：継続
○ 市重要文化財として、また市のシンボル施設として、機能・施設を継続します。		
② 郡上八幡城下町プラザ	機能：継続	施設：継続
○ 交通・交流の拠点機能を継続します。		
③ 郡上八幡博覧館	機能：継続	施設：継続
○ 郡上八幡の歴史等の情報発信機能を継続します。		
④ 郡上八幡旧庁舎記念館	機能：継続	施設：継続
○ 登録有形文化財(歴史的建造物)として、機能・施設を継続します。		
⑤ 牧歌の里施設	機能：継続	施設：検討
○ 農業と観光のシンボル施設であり、機能は継続します。 ○ テーマパークとして民間の活力を活用した新たな経営手法について、施設のあり方を含めて検討します。		
⑥ 郡上市ひるがの高原多目的広場	機能：検討	施設：検討
○ ひるがの高原多目的広場は継続するものの、「ステージ」については、利用実態が少ないことから、廃止を含めて検討します。		

⑦ 郡上市ひるがの湿原植物園管理棟	機能：継続	施設：検討
○ 貴重な植物の保護・保全という重要な施設であることから機能は継続します。 ○ 施設は隣接するひるがの物産館、公衆便所を含め植物園管理棟との機能統合について、管理運営方法を含めて検討します。		
⑧ 郡上市明宝野外ステージ	機能：検討	施設：検討
○ これまでの利用実績等に鑑み、効果的な活用方法、今後の施設のあり方を含めた管理運営手法について、隣接するスキー場の経営母体である第三セクターと協議・検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・歴史的建造物の2施設については法令等に基づき、必要な補修を行い保存・活用する一方、一体的に管理する他の2施設を含め、指定管理者制度の運用について、指針やモニタリング評価などの見直しを行います。
- ・牧歌の里施設は、コンセッション方式など新しい経営手法について、ひるがの湿原植物園管理棟は隣接する施設との統合について、それぞれ検討します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	管理運営のあり方	→→→ 収支の状況や施設の特徴の特徴に応じた管理運営手法の検討 運用指針、モニタリング評価など指定管理者制度の運用見直し			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	①郡上八幡城 ④郡上八幡旧庁舎記念館	→→→→→→→→→→ 法令等に基づく補修					
	②郡上八幡城下町プラザ ③郡上八幡博覧館	→→→ 保全計画の作成			→→→→→→→→ 計画に基づく改修		
	⑤牧歌の里施設	→→→ 経営手法について検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑥郡上市ひるがの高原多目的広場	→→ ステージの必要性の検討	→→→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応				
	⑦郡上市ひるがの湿原植物園管理棟	→→→ 隣接する施設との機能統合の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	⑧郡上市明宝野外ステージ	→→→ 第三セクターと施設のあり方を含めて管理運営を協議・検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

## 2. 保養施設

### (1) バンガロー等

#### ア. 施設概要

農山村の豊かな自然に触れ、生活・文化を体験できる場を提供し、都市と農村の交流を促進するとともに、地域の活性化を図るため、白鳥、美並、明宝、和良の4地域に6か所のキャンプ場等を設置しています。

このほか、民間の類似機能をもった施設が16か所（八幡3、大和1、白鳥3、高鷲5、明宝4）設置されています。

## イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパーク	2007	12	22	750.27	—	指定管理	0 (13,208)	0 (13,957)	3,900
②美並緑地等利用施設粥川バンガロー	1984	35	17	396.52	—	指定管理	0 (2,615)	0 (3,123)	2,300
③美並都市交流促進施設フォレストパーク373	1996	23	22	1,202.37	—	指定管理	0 (26,364)	0 (25,267)	22,400
④明宝地域資源活用総合交流促進施設	2003	16	17	438.12	—	指定管理	0 (4,078)	0 (3,075)	1,100
⑤郡上市和良大月の森公園キャンプ場	1995	24	24	446.49	—	指定管理	0 (3,549)	0 (3,749)	1,200
⑥郡上市和良川公園オートキャンプ場	1999	20	24	218.57	—	指定管理	0 (4,623)	0 (4,734)	3,200

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設	利用状況
①白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパーク	コテージ宿泊、バーベキューコーナー、釣り堀等の自然体験のほか、白鳥おどり等のイベント体験が行われています。
②美並緑地等利用施設粥川バンガロー	バンガロー宿泊、バーベキューコーナー等の利用機能のほか、自然体験が行われています。
③美並都市交流促進施設フォレストパーク373	コテージ宿泊、バーベキューコーナー、アウトドアスペース等の利用ができます。
④明宝地域資源活用総合交流促進施設	コテージ宿泊のほか、トマトの収穫体験や水辺の生き物観察、釣り体験などが行われています。
⑤郡上市和良大月の森公園キャンプ場	和良財産区内の山間地にあるコテージやバンガローを備えた宿泊施設で、生活環境保全林として公園全体に遊歩道が整備されており、一等三角点を有する大洞山への登山道入り口として、キャンパー以外の利用もあります。
⑥郡上市和良川公園オートキャンプ場	和良川沿いに位置したオートキャンプ場で、オートキャンプサイト、フリーサイトがあります。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

郡上市の豊かな自然環境を保全・活用し、地域内外の交流と地域の活性化、就業機会の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も設置されていることから、他の宿泊施設の立地状況も視野に入れながら、キャンプ場の配置のあり方について検討します。

また、指定管理者が創意工夫により安定した経営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で民間への譲渡について協議していきます。収支の面で採算割れしている施設については、キャンプ場の配置のあり方の検討のなかで、今後の対応を検討します。

○ 施設ごとの対応方針

① 白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパーク	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、補助金等の制限期間が到来した段階に譲渡できるよう、規模の適正化や施設の改修のあり方を含め指定管理者と協議します。		
② 美並緑地等利用施設粥川バンガロー	機能：廃止	施設：廃止
○ 地域内に他の公共キャンプ場を設置していること、施設の老朽化が進んでいること、土砂災害警戒区域に含まれていることから、廃止について、指定管理者と協議します ○ 上記の状況を説明した上で、現在の指定管理者が継続の意向がある場合は、施設の譲渡について協議します。		
③ 美並都市交流促進施設フォレストパーク373	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、適正規模のあり方について検討した上で、改修のあり方について検討します。 ○ 危険区域における防災対策の構築を行います。 ○ 経営の安定化に向け、民間のノウハウを最大限活用した経営改善のあり方について、施設の譲渡を含めて協議します。		
④ 明宝地域資源活用総合交流促進施設	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、適正規模のあり方について検討した上で、改修のあり方について検討します。 ○ 当面、指定管理者により管理・運営を行うものの、小川地域の特性を活かしたメニューづくりや、地域づくり活動と連携した取組みを展開するなど経営改善のあり方について施設の譲渡を含めて協議します。		
⑤ 郡上市和良大月の森公園キャンプ場	機能：継続	施設：検討
⑥ 郡上市和良川公園オートキャンプ場		
○ 施設は、適正規模のあり方について検討した上で、改修のあり方について検討します。 ○ 当面、指定管理者により管理・運営を行うものの、さらなる経営改善のあり方について施設の譲渡を含めて協議します。		

エ. 展開スケジュール

○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・民間を含め類似の機能を持つ施設が設置されていることから、地域バランスも考慮して、施設の規模、配置、経営のあり方について検討します。
- ・その上で、今後も継続する施設は、長寿命化を図るため、保全計画を策定します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	キャンプ場のあり方検討	→→→ 施設規模、配置、経営のあり方について譲渡を含めて検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	保全計画の策定	→→→ キャンプ場のあり方の検討結果に基づく保全計画の作成			→→→→→→ 計画に基づく対応		
①	白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパーク	→→→ 譲渡に向けた協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
②	美並緑地等利用施設粥川バンガロー	→→→→ 廃止の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
③	美並都市交流促進施設フォレストパーク373	→→→ 施設譲渡に向けた協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
④	明宝地域資源活用総合交流施設	→→→ 施設譲渡に向けた協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑤	郡上市和良大月の森公園キャンプ場	→→→ 施設譲渡に向けた協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑥	郡上市和良川公園オートキャンプ場	→→→ 施設譲渡に向けた協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		

## (2) 温泉施設

### ア. 施設概要

温泉施設は、市民の福祉向上と健康増進及び観光振興に資するための施設として、大和、高鷲、美並、明宝の4地域に4か所設置しています。また、和良には温泉水の販売施設として、温泉スタンドを設置しています。このほか、市内には民間が設置し経営する温泉施設が8か所設置されています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①やまと温泉やすらぎ館	1999	20	31	1,572.55	—	指定 管理	4,560 (170,190)	0 (171,799)	187,000
②湯の平温泉	1993	26	22	708.54	—	指定 管理	5,178 (46,574)	0 (49,905)	85,000
③日本まん真ん中 温泉子宝の湯	2002	17	27	1,020.29	—	指定 管理	15,776 (77,115)	0 (89,004)	112,000
④明宝温泉湯星館	1995	24	31	2,039.06	—	指定 管理	15,443 (80,547)	0 (89,787)	104,000
うち明宝食材供給施設	1999	20	31	375.98					
⑤郡上市温泉スタン ド	2004	15	27	55.25	—	直営	1,291	412	—

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設	利用状況
①やまと温泉やすらぎ館	浴室、サウナ、露天風呂のほか、レストゾーン、軽食コーナー、休憩室などで構成し、温泉施設とレストラン、売店を営業しており、レストランや売店は、温泉施設利用者以外も利用できます。
②湯の平温泉	浴室、露天風呂のほか、売店、1階休憩所、2階休憩室で構成し、公衆浴場としての機能のほか、地域特産品などの土産物や地域の農産物等を販売しています。
③日本まん真ん中 温泉子宝の湯	浴室、サウナ、露天風呂のほか、レストラン、物産販売・自販機コーナー、休憩・休息コーナーで構成し、地域唯一の温泉施設です。
④明宝温泉湯星館 (明宝食材供給施設)	湯星館の施設は、浴室、露天風呂のほか岩盤浴で構成しており、温泉スタンドによる温泉水の販売も行っています。また、食材供給施設は、主に地元食材を使ったレストランや休憩所で構成されています。
⑤郡上市温泉スタン ド	無人で温泉水を販売しています。

### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

#### ○ 基本的な考え方

郡上市としての観光振興のための拠点の一つであり、基本的には温泉施設を継続します。しかしながら、市内に8か所の民間施設があること、利用者が減少傾向にあること、施設・設備の老朽化が進み、今後も改修経費の増加が見込まれることなどから、利用実態と経営状況を精査・分析し、今後のあり方を検討します。

○ 施設ごとの対応方針

① やまと温泉やすらぎ館	機能：継続	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市営温泉として最も利用者が多く、近隣施設も含めた観光拠点の一つであるため、温泉機能を継続します。</li> <li>○ 耐震上課題はないものの、施設・設備の老朽化は進んでおり、必要な修繕を行いながら、今後の施設のあり方について検討します。</li> <li>○ 当面は指定管理者による管理運営は継続するものの、現指定管理者が関わる他の大和地域の観光施設を含めた利用実態や経営状況を精査・分析し、施設・経営の譲渡を含め今後の管理運営のあり方を検討します。</li> </ul>		
② 湯の平温泉	機能：継続	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の利用に加え、冬季には観光拠点としてスキー客の利用も多いことから、温泉機能は継続します。</li> <li>○ 耐震上課題はないものの、施設・設備の老朽化は進んでおり、必要な修繕を行いながら、今後の施設のあり方について検討します。</li> <li>○ 当面は指定管理により管理運営を継続するものの、地域内の民間温泉の設置状況を鑑み、施設のあり方を検討する中で民間への施設・経営の譲渡について協議します。</li> </ul>		
③ 日本まん真ん中温泉子宝の湯	機能：継続	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美並地域唯一の温泉であり、市民の利用に加え、割引制度による長良川鉄道利用者の利用もあることから、温泉機能は継続します。</li> <li>○ 耐震上課題はないものの、施設・設備の老朽化は進んでおり、必要な修繕を行いながら、今後の施設のあり方について検討します。</li> <li>○ 当面は指定管理により管理運営を継続するものの、鉄道利用者への割引制度の効果や利用実態の精査、現指定管理者の経営状況の分析を行い、施設・経営に譲渡を含め今後のあり方について検討します。</li> </ul>		
④ 明宝温泉湯星館（明宝食材供給施設）	機能：継続	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 明宝地域唯一の温泉であることから、温泉機能は継続します。</li> <li>○ 耐震上課題はないものの、施設・設備の老朽化は進んでおり、必要な修繕を行いながら、今後の施設のあり方について検討します。</li> <li>○ 当面は指定管理により管理運営を継続するものの、利用実態の精査、現指定管理者の経営状況の分析を行い、施設・経営の譲渡を含め今後のあり方について検討します。</li> </ul>		
⑤ 郡上市温泉スタンド	機能：検討	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉資源の更なる有効活用と、施設及び管理運営のあり方について検討します。</li> </ul>		

エ. 展開スケジュール

○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・地域の活性化、産業振興、観光振興に寄与していることから基本的に継続するものの、民間施設（8か所）の設置状況を踏まえ、市が温泉施設を保有する必要性の検証とともに、施設の改修や譲渡を含め今後のあり方について検討します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	温泉の必要性の整理と検証・管理運営のあり方見直し	→→→			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	施設譲渡等に係る方針及び支援策の検討	→→→					
①やまと温泉やすらぎ館 ②湯の平温泉 ③日本まん真ん中温泉子宝の湯 ④明宝温泉湯星館（明宝食材供給施設）		→→→→→→→→→→ 上記のとおり					
⑤郡上市温泉スタンド		→→→			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
		機能、施設、管理運営の見直し検討					

### (3) その他保養施設

#### ア. 施設概要

郡上市の豊かな自然環境の中で、自然・歴史・文化に親しみながら交流の機会を提供し、地域の活性化等に役立てるため、八幡、白鳥、美並地域に5つの滞在型施設を設置しています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上八幡サイクリングターミナル	1979	40		1,098.00	—	指定 管理	578 (29,073)	0 (28,779)	3,800 ※宿泊者数
②滞在型コンベンション施設 「ホテル積翠園」	1998	21	39	2,959.00	—	指定 管理	3,526 (103,947)	0 (104,310)	24,700
③白鳥前谷自然活用総合管理施設 (OUTDOOR STYLE AMIDA)	1992	27	22	805.78	—	指定 管理	2,904 (27,717)	0 (18,200)	1,300 ※宿泊者数
④白鳥町石徹白交流促進センター(カルヴィライとしる) 【併設】 ふるさと森林内作業所	1996 2003	23 16	34 22	1,571.63 206.60	—	指定 管理	1,787 (23,801)	570 (31,405)	2,300 ※宿泊者数
⑤美並川の駅(373)	2004	15	17	132.00	—	指定 管理	0 (3,801)	0 (4,252)	2,100

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

対象施設	利用状況
① 郡上八幡サイクリングターミナル	研修室、和室、広間で構成し、宿泊者のレクリエーション等で利用されるほか、宿泊がない場合でも宴会などで利用されています。
②滞在型コンベンション施設 「ホテル積翠園」	平成30年～令和元年に改修工事を行い、同年7月1日に客室、食事会場兼会議室、駐車場を整備してリニューアルオープンしました。客室稼働率は57.9%です。
③白鳥前谷自然活用総合管理施設 (OUTDOOR STYLE AMIDA)	食堂、研修室、風呂、客室、展示販売コーナー、厨房、ウッドイーハウス等で構成し、宿泊機能のほか、シャワーライミング、BBQ、キャンプなどのアウトドアを中心に事業を行っています。
④白鳥町石徹白交流促進センター (カルヴィライとしる)	宿泊室、ホール、多目的交流室、厨房、石徹白ふるさと館で構成し、主に、宿泊及び飲食の提供のほか、収穫体験等を行っています。
⑤美並川の駅(373)	飲食コーナー、厨房、休憩コーナー、BBQコーナーで構成し、川魚等をはじめとする飲食の提供やBBQコーナーの利用があります。

#### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

##### ○ 基本的な考え方

宿泊・保養、レジャーのための施設については、地域の活性化、産業・観光振興、雇用の創出などの効果が期待できることから、これらの機能は基本的に継続します。

しかしながら、温泉施設、バンガロー等の施設など類似の機能をもつ施設を複数設置していること、民間の参入も進んでいることから、全体の施設の配置のあり方、経営のあり方（譲渡を含む）について検討します。その上で、今後も継続する施設については、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、当該施設分野を含め、産業振興や観光振興等に係る施設の多くは、市が出資している第三セクターが指定管理者となって管理運営にあたっています。第三セクターが経営することで新たな雇用を創出するほか、地域の特産物の加工・販売より地域経済の振興にも寄与しているなど一定の効果がある一方、事業開始当時との環境の変化（当時は民間事業者の進出意欲も少なく、民間活力の活用を図ることは難しい状況。現在は、様々な分野で民間の進出意欲が高まっている。）を踏まえ、国の「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日）に基づき、第三セクターによる施設の管理運営主体のあり方、及び、第三セクターに対する市の関わり方について検討します。

## ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上八幡サイクリングターミナル	機能：検討	施設：検討
○ 一定の利用実績があることから機能を継続することが望ましいものの、宿泊保養施設として市が設置する必要性は低いことから、旧耐震基準の建物であることを前提に、施設の譲渡を含め施設のあり方を検討します。		
② 滞在型コンベンション施設 ホテル積翠園	機能：継続	施設：継続
○ コンベンション機能等は継続します。		
③ 白鳥前谷自然活用総合管理施設 (OUTDOOR STYLE AMIDA)	機能：継続	施設：譲渡
○ 経営改善、施設の譲渡(借地の解消含む)について、施設のあり方を含め検討します。		
④ 白鳥町石徹白交流促進センター（カルヴィアいとしろ） ⑤ 美並川の駅 373	機能：継続	施設：譲渡
○ 指定管理者への譲渡について、施設の改修を含めて協議します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10 年間(令和元年度～令和 10 年度)の取組み《主なもの》

- ・地域の活性化、産業・観光の振興、雇用創出に役立っていることから、基本的に機能は継続しますが、温泉施設、バンガロー等の類似した施設が民間を含めて設置されていることから、配置のあり方、経営のあり方（譲渡を含む）について検討します。
- ・上記検討とあわせ、今後も継続する施設については、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	宿泊施設等の今後のあり方の検討	→→→ 宿泊施設等の配置のあり方、経営のあり方の検討			→→→→→→ 譲渡が可能な施設の協議		
	保全計画の策定	→→→ 上記の検討とあわせ、継続施設について保全計画を策定			→→→→→→ 計画に基づく対応		
①郡上八幡サイクリングターミナル		→→→ 譲渡を含めた施設のあり方検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
②滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」		→→→→→→→→→→ 継続及び保全計画に基づく長寿命化					
		→→→ 経営、運営組織について検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
③白鳥前谷自然活用総合管理施設		→→→ 経営改善、譲渡を含む施設のあり方検討			→→→→→→ 検討結果、協議結果に基づく対応		
		→→→ 地権者との協議					
④白鳥町石徹白交流促進センター		→→→ 施設の譲渡に向けた協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑤美並川の駅（373）		→→→ 施設の譲渡に向けた協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		

## Ⅷ. 公営住宅等施設

### 1. 公営住宅等施設

#### (1) 公営住宅

##### ア. 基本的な考え方

低額所得者や一人親世帯など、住宅に困窮する方に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、公営住宅を整備し、市内に 22 か所（管理戸数 390 戸）設置しています

##### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	処分制限 年数 (年) ※1	延床面積 (㎡)	間取り	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	入居戸数/ 管理戸数 (戸)
①柳町住宅	1951	68	22	30	62.20	2DK	※2	直営	74	6	1/2
②愛宕住宅	1953	66	22	30	71.22	2DK		直営	181	14	1/2
③新中坪住宅	1979	40	47	70	2,291.92	3DK		直営	8,815	6,593	29/30
④初音住宅	1970 1971 1973	49 48 46	22	30	1,577.16	2DK		直営	2,688	1,545	28/43
⑤初納住宅	1975 1976 1977	44 43 42	47	70	5,431.07	3K		直営	22,372	15,310	83/90
⑥吉田住宅	1985	34	47	70	2,099.02	3DK		直営	11,723	6,711	26/30
⑦徳永団地	1981	38	47	70	878.29	3K		直営	5,012	2,010	12/12
⑧剣第2団地	2003 2004	16 15	47	70	2,008.11	3LDK		直営	9,729	3,072	23/24
⑨剣団地	1978	41	47	70	773.60	3K		直営	3,110	2,507	9/12
⑩万場団地	1994	25	47	70	1,035.31	2LDK		直営	6,240	3,072	12/12
⑪万場第2団地	1996	23	47	70	1,056.31	2LDK		直営	4,711	2,963	12/12
⑫西第2団地	2002	17	47	70	964.00	3LDK		直営	3,880	4,099	12/12
⑬グリーンハイツ 白鳥住宅	1990 1991 1992	29 28 27	47	70	2,702.40	3DK		直営	12,561	12,244	34/36
⑭小向住宅	1979	40	47	70	1,057.76	2DK		直営	6,945	3,654	15/16
⑮つつじヶ丘住宅	1989	30	47	70	1,103.96	3DK		直営	4,735	3,662	16/16
⑯白山住宅	1991	28	47	70	830.58	3DK		直営	4,144	3,208	12/12

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	処分制限 年数 (年) ※1	延床面積 (㎡)	間取り	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	入居戸数/ 管理戸数 (戸)
⑰ 古屋団地	1996	23	47	70	656.20	3DK		直営	4,023	4,518	8/8
⑱ 中洞団地(1階)	1999	20	47	70	335.50 (1,006.60)	3DK		直営	1,467 (4,400)	1,966 (5,899)	4/4 (9/12)
⑲ 上ノ山団地	2003	16	47	70	659.20	3DK		直営	3,106	2,359	8/8
⑳ 下田住宅	1984	35	22	30	79.78	4DK		直営	154	247	1/1
㉑ 大矢住宅	1994 1995	25 24	22	30	315.60	3DK		直営	703	1,366	4/4
㉒ 東野団地	1992 1993	27 26	22	30	319.56	4DK		直営	256	932	4/4

※1 公営住宅・特定公共賃貸住宅・市有住宅については、公営住宅法に定める住宅の処分（譲渡等）が可能な年限を「処分制限年数」として表記し、廃止や譲渡については原則この年数を判断の基準とする。

※2 公営、特公賃、市有の全住宅（40施設）を3人で管理

### 【利用状況】

①柳町住宅及び②愛宕住宅はともに管理戸数が2戸ですが、老朽化のため募集を停止しており、それぞれ1戸を政策空家としています。

④初音住宅は管理戸数が43戸ですが、老朽化のため募集を停止しており、15戸を政策空家としています。

⑱中洞団地は、1階（4戸）部分を公営住宅として、また2、3階部分（8戸）を特定公共賃貸住宅として賃貸しています。

⑳下田住宅は、当初6棟（6戸）建設をしましたが、うち5棟は既に入居者へ譲渡済です。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い市民に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能を継続します。市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市としての公営住宅の管理戸数を示し、公と民間の役割を明確にした上で、老朽化した住宅は用途廃止の検討を進める一方、今後も継続する住宅は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、負担の公平性の観点から、滞納対策の強化に取り組むとともに費用対効果を検証し、民間活力の活用を含めて効率的な手法を検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 柳町住宅 ・ ② 愛宕住宅 ・ ④ 初音住宅	機能：廃止	施設：廃止
○ 耐用年数・処分制限年数を超え、老朽化が著しいことから、現在の入居者に配慮しつつ廃止について協議します。		
② 新中坪住宅 ・ ⑤ 初納住宅 ・ ⑥ 吉田住宅 ⑦ 徳永団地 ・ ⑬ グリーンハイツ白鳥住宅 ・ ⑯ 白山住宅 ⑰ 古屋団地	機能：継続	施設：継続
○ 公営住宅として必要な修繕を行い継続し、使い切ります。更新が必要な場合は民間賃貸住宅の活用を含め、今後のあり方を検討します。		

⑧ 剣第2団地 ・ ⑩ 万場団地 ・ ⑪ 万場第2団地 ⑫ 西第2団地 ・ ⑭ 小向住宅 ・ ⑮ つつじヶ丘住宅 ⑱ 中洞団地（1階） ・ ⑲ 上ノ山団地	機能：継続	施設：継続
○ 公営住宅として継続し、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります		
⑨ 剣団地	機能：継続	施設：継続
○ 公営住宅として当面継続するものの、修繕又は改修による長寿命化も含め、今後の施設のあり方について検討します。		
⑳ 下田住宅	機能：廃止	施設：譲渡
○ 戸建て住宅であること、耐用年数・処分制限年数を経過し同時期に建築した住宅は譲渡済であることから、譲渡について修繕のあり方を含め検討し、現在の入居者と協議します。		
㉑ 大矢住宅 ・ ㉒ 東野団地	機能：廃止	施設：譲渡
○ 戸建て住宅であること、計画期間内に処分制限年数に達することから、譲渡について修繕のあり方を含め検討し、現在の入居者と協議します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・民間賃貸住宅のストック状況の把握、公営住宅として必要な供給量の分析、民間賃貸住宅入居者への家賃補助や民間賃貸住宅借上げ方式等の検討を行い、公営住宅等長寿命化計画を見直します。
- ・公営住宅の管理運営手法について、民間活力の活用を含めて検討し、効果的・効率的な手法による対応を進めます。
- ・老朽化が著しい住宅について廃止に向けた協議を進めます。また、戸建て住宅については、譲渡に向けて修繕等のあり方を含め検討及び協議を進めます。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	公営住宅等長寿命化計画の見直し等	→→ 国の民間ストック活用指針を踏まえた、必要な公営住宅管理戸数等の検討			→→ 公営住宅等長寿命化計画の見直し(次期長寿命化計画)		→→→→→ 次期長寿命化計画に基づく改修工事等実施
	公営住宅の管理運営手法の検討	→→→ 費用対効果を含めた、民間活力活用による管理運営手法の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑧剣第2団地 ⑩万場団地 ⑪万場第2団地 ⑫西第2団地 ⑭小向住宅 ⑮つつじヶ丘住宅 ⑱中洞団地（1階） ⑲上ノ山団地	→→→→→ 現行の公営住宅等長寿命化計画に基づく改修					→→→→→ 次期長寿命化計画に基づく対応	
					→→ 次期公営住宅等長寿命化計画への反映		
③新中坪住宅 ⑤初納住宅 ⑥吉田住宅 ⑦徳永団地 ⑬グリーンハイツ白鳥住宅 ⑯白山住宅 ⑰古屋団地	→→→→→→→→→→ 公営住宅として継続するため必要な修繕						
	→→→ 今後のあり方検討			→→ 次期公営住宅等長寿命化計画への反映		→→→→→ 次期長寿命化計画に基づく対応	
⑨剣団地	→→→→→→→→→→ 公営住宅として継続するため必要な修繕						
					→→ 今後の施設のあり方を含めた、長寿命化改修・修繕の検討・計画への反映		→→→→→ 次期長寿命化計画に基づく対応

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
⑳下田住宅 ㉑大矢住宅 ㉒東野団地	→→→ 修繕等のあり方検討・譲渡に向けた協議			→→→→→→→→ 検討及び協議結果に基づく対応、譲渡の実施		
①柳町住宅 ②愛宕住宅 ④初音住宅	→→→ 施設廃止に向けた協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		

## (2) 特定公共賃貸住宅

### ア. 施設概要

中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を供給するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき整備し、賃貸している住宅で、市内9か所(管理戸数98戸)設置しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年(年)	経過年数(年)	耐用年数(年)	処分制限年数(年)※1	延床面積(m <sup>2</sup> )	間取り	職員数(人)	運営形態	支出額(千円)	収入額(千円)	入居戸数/管理戸数(戸)
①中桐住宅	1994	25	22	30	414.00	3LDK	※2	直営	5,636	3,308	5/5
②美吉野住宅	1995	24	22	30	435.61	4LDK		直営	4,564	3,116	5/5
③美吉野単身者住宅	1996	23	22 47	30 70	329.58	1DK		直営	7,137	3,488	11/11
④西団地	2001	18	47	70	998.00	3LDK		直営	5,761	8,071	12/12
⑤為真単身者住宅	1992	27	47	70	916.40	1K		直営	7,250	6,478	20/21
⑥中洞団地(2,3階)	1999	20	47	70	671.10 (1,006.60)	3DK		直営	2,933 (4,400)	3,933 (5,899)	5/8 (9/12)
⑦円山住宅	2003	16	22	30	1,559.88	1DK		直営	14,804	10,365	21/24
⑧柏尾団地	1993	26	22	30	149.06	3DK		直営	559	634	2/2
⑨横野団地	1994 1995 1996 1997	25 24 23 22	22	30	905.01	4DK		直営	6,841	2,146	6/10

※1 公営住宅・特定公共賃貸住宅・市有住宅については、公営住宅法に定める住宅の処分(譲渡等)が可能な年限を「処分制限年数」として表記し、廃止や譲渡については原則この年数を判断の基準とする。

※2 公営、特公賃、市有の全住宅(40施設)を3人で管理

### 【利用状況】

⑥中洞団地は、1階(4戸)部分を公営住宅として、また2、3階部分(8戸)を特定公共賃貸住宅として賃貸しています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を供給するため、特定公共賃貸住宅の機能を継続します。ただし、中堅所得者世帯等を対象としていることに鑑み、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として必要な特定公共賃貸住宅の管理戸数を示し、公と民間の役割を明確にした上で、戸建て等の住宅で可能なものについては譲渡について検討する一方、今後も継続する住宅は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営について、負担の公平性の観点から、滞納対策の強化に取り組むとともに費用対効果を検証し、民間活力の活用を含めて効率的な手法を検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 中桐住宅 ・ ② 美吉野住宅 ・ ⑧ 柏尾団地 ⑨ 横野団地	機能：廃止	施設：譲渡
○ 戸建て住宅であること、計画期間内に処分制限年数に達することから、譲渡について修繕のあり方を含め検討し、現在の入居者と協議します。		
③ 美吉野単身者住宅 ・ ④ 西団地 ・ ⑤ 為真単身者住宅 ⑥ 中洞団地（2、3階） ・ ⑦ 円山住宅	機能：継続	施設：継続
○ 予防保全を含め、計画的な改修により長寿命化を行うとともに、単身者用の特定公共賃貸住宅として継続します。 ○ 民間活力の活用を含めた効果的、効率的な管理運営方法を検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・民間賃貸住宅のストック状況の把握、特定公共賃貸住宅として必要な供給量の検討、民間賃貸住宅入居者への家賃補助や民間賃貸住宅借上げ方式等の検討を含め、公営住宅等長寿命化計画を見直します。
- ・特定公共賃貸住宅の管理運営手法について、民間活力の活用を含めて検討し、効果的・効率的な手法による対応を進めます。
- ・戸建て住宅については、修繕等のあり方を含め検討及び協議を進めます。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	公営住宅等長寿命化計画の見直し等	→→→ 国の民間ストック活用指針を踏まえた、必要な公営住宅管理戸数等の検討			→→ 公営住宅等長寿命化計画の見直し（次期長寿命化計画）		→→→→→ 次期長寿命化計画に基づく改修工事等実施
	公営住宅の管理運営手法の検討	→→→ 費用対効果を含めた、民間活力活用による管理運営手法の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
③美吉野単身者住宅 ④西団地 ⑤為真単身者住宅 ⑥中洞団地（2、3階） ⑦円山住宅		→→→→→ 現行の公営住宅等長寿命化計画に基づく長寿命化型改善の実施					→→→→→ 次期長寿命化計画に基づく対応
		→→ 長寿命化のための調査・検討、公営住宅等長寿命化計画への反映					

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
①中桐住宅 ②美吉野住宅 ③柏尾団地 ④横野団地	→→→→→ 修繕等のあり方や譲渡に向けた検討					→→→→→ 検討結果に基づく対応、譲渡の実施

### (3) 市有住宅

#### ア. 施設概要

公営住宅、特定公共賃貸住宅のように法律で規定される住宅以外で、住宅に困窮する方に対する住まいの賃貸はもとより、移住・定住促進などの目的のために、市有住宅を整備し、市内に10か所（管理戸数147戸）設置しています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	処分制限 年数 (年) ※1	延床面積 (㎡)	間取り	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	入居戸数/ 管理戸数 (戸)
①美吉野住宅 (市有)	1963	56	22	30	31.05	2K	※2	直営	37	53	1/1
②吉田第2住宅	1991	28	47	70	1,185.64	3DK 3LDK		直営	1,988	1,949	10/10
③小那比住宅	1996	23	22	30	108.12	2DK		直営	1,209	216	1/2
④白鳥住宅	1982	37	47	70	5,045.95	3DK		直営	23,655	15,965	73/80
⑤那留住宅	1997	22	47	70	3,528.85	3DK		直営	3,155	8,361	27/30
⑥鷲見住宅	1977	42	47	70	294.00	3DK		直営	1,314	630	3/4
⑦西洞住宅	1982	37	47	70	387.54	3DK		直営	2,591	398	3/4
⑧大谷団地	1998	21	22	30	667.86	2DK		直営	5,879	3,498	8/8
⑨上沢団地	1973 1977 1980 2001	46 42 39 18	22	30	574.10	5K 3K		直営	1,572	2,379	6/8
⑩下沢団地	1969	50	22	30	128.35	4K		直営	96	360	1/1

※1 公営住宅・特定公共賃貸住宅・市有住宅については、公営住宅法に定める住宅の処分（譲渡等）が可能な年限を「処分制限年数」として表記し、廃止や譲渡については原則この年数を判断の基準とする。

※2 公営、特公賃、市有の全住宅（40施設）を3人で管理

#### 【利用状況】

⑨上沢団地は3号棟が5K、それ以外はすべて3Kです。入居戸数は6戸で老朽化が著しい5号棟は政策空家としています。

#### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

##### ○ 基本的な考え方

郡上市市有住宅管理条例に基づき、移住・定住等を促進するとともに、住宅困窮者に対して住宅を提供する市有住宅の機能を継続します。ただし、施設の状態に鑑み、市内の民間賃

貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として政策的に必要な市有住宅のあり方を検討します。

管理運営について、負担の公平性の観点から、滞納対策の強化に取り組むとともに費用対効果を検証し、民間活力の活用を含めて効率的な手法を検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 美吉野住宅（市有） ・ ⑩ 下沢団地	機能：廃止	施設：廃止
○ 耐用年数・処分制限年数を超え、老朽化が著しいことから、現在の入居者に配慮しつつ廃止について協議します。		
② 吉田第2住宅 ・ ③ 小那比住宅 ・ ⑤ 那留住宅 ⑧ 大谷団地	機能：継続	施設：継続
○ 市有住宅として必要な修繕を行いながら当面継続します。		
④ 白鳥住宅	機能：継続	施設：継続
○ 市有住宅として当面継続するものの、今後の施設のあり方について検討した上で、必要に応じて長寿命化も含めた改修や修繕を進めます。		
⑥ 鷺見住宅 ・ ⑦ 西洞住宅	機能：継続	施設：継続
○ 市有住宅として必要な修繕を行いながら当面継続するものの、老朽化の状況を踏まえ、今後の施設のあり方について検討します。		
⑨ 上沢団地		
■ 1号棟、2号棟、3号棟、5号棟、6号棟	機能：廃止	施設：廃止
■ 7号棟、8号棟	機能：継続	施設：継続
○ 1号～6号棟(5棟)については、耐用年数・処分制限年数ともに超え、老朽化が著しいことから、現在の入居者に配慮しつつ廃止について協議します。		
○ 7号棟、8号棟については、当面市有住宅として継続するものの、戸建て住宅であることから、耐用年数・処分制限年数経過後の施設の譲渡について、修繕のあり方を含め検討し、現在の入居者と協議します。		

### エ. 展開スケジュール

#### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・民間賃貸住宅のストック状況の把握、市有住宅として必要な供給量の検討、民間賃貸住宅入居者への家賃補助や民間賃貸住宅借上げ方式等の検討を含め、公営住宅等長寿命化計画を見直します。
- ・市有住宅の管理運営手法について、民間活力の活用を含めて検討し、効果的・効率的な手法による対応を進めます。
- ・老朽化が著しい住宅について廃止に向けた協議を進めます。また、戸建て住宅については、譲渡に向けて修繕等のあり方を含め検討及び協議を進めます。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	市有住宅のあり方検討	→→ 住宅管理戸数等の検討			→→ 検討結果に基づき次期 公営住宅等長寿命化計 画へ反映		→→→→→ 次期長寿命化計画 に基づく改修工事 等実施
	公営住宅の管理運営手法の検討	→→→→ 費用対効果を含めた、民間活力活用 による管理運営手法の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
②吉田第2住宅 ③小那比住宅 ④白鳥住宅 ⑤那留住宅 ⑧大谷団地		→→→→→→→→→→ 市有住宅として継続するため必要な修繕の実施					
					→→ 今後の施設のあり方を 含めた、長寿命化改修・ 修繕の検討・計画への反 映		→→→→→ 次期長寿命化計画 に基づく対応
⑨上沢団地（7,8号）	→→→→→→→→ 市有住宅として継続するため必要な修繕の実施						→→→→→ 修繕等のあり方を 含めた今後の譲渡 に向けての検討
						→→ 今後の施設のあり方に ついて検討・長寿命化計 画への反映	
⑥鷺見住宅 ⑦西洞住宅	→→→→→→→→ 市有住宅として継続するため必要な修繕の実施						→→→→→ 次期長寿命化計画 に基づく対応
						→→ 今後の施設のあり方に ついて検討・長寿命化計 画への反映	
①美吉野住宅（市有） ⑨上沢団地（1,2,3,5,6号） ⑩下沢団地		→→→→→→→→→→ 施設廃止に向けた手法等の協議・検討、実施					

## X. 学校教育施設

### 1. 幼稚園

#### ア. 施設概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために必要な環境を提供し、心身の発達を助長することを目的に3つの幼稚園（うち2園は保育園との併設）を設置しています。

このほか、市内には民間の幼稚園（2園ともに認定こども園）が設置されています。

なお、市内には、市立の保育園7園（幼稚園を併設しているやまびこ園及びみなみ園以外）のほか、私立の保育園が7園あります。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	園児数 /定員 (人)
①はちまん幼稚園	2006	13	34	1,344.14	正：4 臨：3	直営	45,100	4,600	35 /90
②幼児教育センター やまびこ園（幼稚園部）	1978	41	47	2,466.00	正：11 臨：13	直営	26,195	5,477	37 /100
（保育園部）	(1998)	(21)	(34)				(74,632)	(13,190)	(91) /(150)
③幼児教育センター みなみ園（幼稚園部）	2003	16	22	1,578.00	正：8 臨：13	直営	27,619	5,357	31 /70
（保育園部）	(1992)	(27)	(22)				(80,469)	(16,554)	(80) /(90)

※ 市内に設置されている幼稚園及び保育園の全体的な状況については、概要版48ページを参照。

#### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

##### ○ 基本的な考え方

保育園に併設している2施設を含めた3つの幼稚園の受け入れ可能園児数に対して、各園の在籍園児数は下回り、幼児教育の無償化による利用者の増加が見込まれるものの、少子化に伴って児童数の絶対数が減少するなか、今後も定員を下回る経営が予想されます。

このようななかでも、預かり保育に対するニーズは一定程度あることを踏まえ、幼児教育を中心とした幼稚園の経営について、保育機能も兼ね備えた認定こども園への移行について検討します。

また、市内には民間幼稚園（認定こども園）が2園あることから、公立と民間の役割の明確化を図り、公立幼稚園の必要性について検討します。

##### ○ 施設ごとの対応方針

① はちまん幼稚園	機能：検討	施設：検討
○ 受入可能園児数に対する在籍園児数の状況、預かり保育への今後のニーズを踏まえ、認定こども園への移行を含め、公立幼稚園のあり方について検討します。		

② 幼児教育センターやまびこ園	機能：検討	施設：検討
○ 保育園園舎については、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命を図ります。幼稚園園舎については老朽化が進んでいることから、認定こども園化への検討にあわせ、園舎のあり方について検討します。 ○ 公立保育園のあり方、認定こども園化の検討の中で、管理運営のあり方を検討します。		
③ 幼児教育センターみなみ園	機能：検討	施設：継続
○ 施設については、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。 ○ 公立保育園のあり方、認定こども園化の検討の中で、管理運営のあり方を検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 幼児教育を推進する観点から、基本的に、各地域に幼稚園機能は継続するものの、民間事業者の進出が進んでいる状況を踏まえ、公立幼稚園の必要性について検討します。また、民間活力を活用した管理運営手法を含め、幼稚園の経営方針を策定するなど、効率的かつ効果的な幼児教育行政を推進します。
- ・ 今後も公立で経営する幼稚園については、定員に対する園児数の状況、時間外の預かり保育の実態を捉え、認定こども園への移行を検討するとともに、耐震基準を満たしている施設については、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	公立幼稚園の役割の明確化・幼稚園経営方針の策定検討	→→→			→→→→→→→		
		公立幼稚園の役割明確化、幼稚園経営方針の策定検討			方針に基づく公立幼稚園の経営		
	民営化・施設譲渡等の検討		→→→→→→→				
保全計画の策定		→→→			→→→→→→→		
		保全計画の策定			計画に基づく対応		
①はちまん幼稚園 ②幼児教育センターやまびこ園 ③幼児教育センターみなみ園		→→→			→→→→→→→		
		認定こども園化についての検討			検討結果に基づく対応		

## 2. 小・中学校

### ア. 施設概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定に基づく、小学校を21校（八幡地域4校、大和地域4校、白鳥地域6校、高鷲地域2校、美並地域2校、明宝地域2校、和良地域1校）、中学校8校（八幡地域2校、大和地域1校、白鳥地域1校、高鷲地域1校、美並地域1校、明宝地域1校、和良地域1校）の計29校を設置しています。

なお、石徹白小学校及び小川小学校については、それぞれ公立保育園を併設しています。

### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 <sup>※1</sup> (年)	経過年数 (年)	耐用 <sup>※2</sup> 年数 (年)	延床面積 <sup>※3</sup> (㎡)	職員数 (人)	運営形態	支出額 (千円)	児童生徒数 (人)	学級数 (クラス)
①八幡小学校	1983 2007	36 12	47 47	7,087.41	(県)22 (市)5	直営	9,743	272	12
②川合小学校	1979 1979	40 40	47 34	3,338.48	(県)14 (市)2	直営	7,330	95	7

対象施設	建築年※1 (年)	経過 年数 (年)	耐用※2 年数 (年)	延床面積※3 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	児童生 徒数 (人)	学級数 (クラス)
③相生小学校	1970 1989	49 30	47 47	2,959.57	(県)15 (市)2	直営	7,540	127	8
④口明方小学校	1989 1987	30 32	47 47	3,289.17	(県)14 (市)2	直営	7,615	134	8
⑤大和南小学校	1973 1980	46 39	47 47	2,633.00	(県)15 (市)2	直営	7,486	110	7
⑥大和北小学校	2002 1976	17 43	47 47	3,822.00	(県)13 (市)4	直営	7,963	156	7
⑦大和第一北小学校	1989 1983	30 36	47 34	2,552.00	(県)10 (市)1	直営	7,095	48	6
⑧大和西小学校	1984 1985	35 34	47 47	2,699.00	(県)11 (市)1	直営	7,336	55	6
⑨白鳥小学校	1973 1986	46 33	47 47	4,974.26	(県)19 (市)4	直営	9,218	238	10
⑩大中小学校	1978 1979	41 40	47 34	2,696.82	(県)14 (市)2	直営	7,164	112	6
⑪牛道小学校	1980 1980	39 39	47 34	2,637.72	(県)12 (市)1	直営	7,400	74	6
⑫那留小学校	1995 1995	24 24	47 34	2,731.78	(県)11 (市)1	直営	7,451	46	5
⑬北濃小学校	1981 1981	38 38	47 47	2,723.00	(県)11 (市)1	直営	7,677	59	5
⑭石徹白小学校	1970 1969	49 50	34 47	2,037.16 (1579.16)	(県)9 (市)2	直営	6,988	6	2
⑮高鷲小学校	1966 1967	53 52	47 47	4,161.00 (3,824.00)	(県)16 (市)2	直営	7,973	91	7
⑯高鷲北小学校	1995 1981	24 38	47 47	3,900.21	(県)15 (市)4	直営	8,500	64	7
⑰吉田小学校	1972 1972	47 47	47 34	2,995.00	(県)16 (市)3	直営	9,894	95	8
⑱三城小学校	1971 1971	48 48	47 34	3,222.04	(県)15 (市)3	直営	7,813	143	7
⑲明宝小学校	1974 1974	45 45	47 47	3,826.98	(県)12 (市)3	直営	7,660	60	6
⑳小川小学校	2016 1985	3 34	22 34	1,305.05 (1254.05)	(県)5 (市)2	直営	6,386	5	2
㉑和良小学校	1971 1991	48 28	47 47	3,665.00	(県)16 (市)2	直営	8,098	76 (80)	7
㉒八幡西中学校	1979 1980	40 39	47 47	4,450.27	(県)13 (市)2	直営	7,804	68	5
㉓八幡中学校	1973 1974	46 45	47 47	8,313.53	(県)24 (市)4	直営	10,974	224	10
㉔大和中学校	2014 2013	5 6	22/47 47	6,216.46	(県)20 (市)3	直営	10,788	197	8
㉕白鳥中学校	2012 2012	7 7	22/47 47	7,346.28	(県)25 (市)5	直営	12,240	297	11
㉖高鷲中学校	1979 1980	40 39	47 47	4,820.00	(県)13 (市)2	直営	8,590	100	4
㉗郡南中学校	1973 1990	46 29	47 47	6,241.59	(県)19 (市)2	直営	8,402	111	5
㉘明宝中学校	1999 2001	20 18	22 22	3,609.01	(県)12 (市)2	直営	7,920	36	3

対象施設	建築年※1 (年)	経過 年数 (年)	耐用※2 年数 (年)	延床面積※3 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	児童生 徒数 (人)	学級数 (クラス)
⑳郡上東中学校	2010 2010	9 9	22 47	3,117.11	(県)14 (市)3	直営	8,007	40	3

※1 主要建物である「校舎」の建築年を上段に、「体育館」の建築年を下段に記載。なお、校舎が複数の棟によって構成されている場合は、延床面積が最も大きい主要建物の建築年を記載。

※2 耐用年数は、文部科学省告示の「処分制限期間」ではなく、財務省令に基づく「減価償却資産の耐用年数」による。

※3 延床面積は、原則として建物全体の面積を記載。ただし、括弧書きとなっているものは、保育園や給食センターなど、学校以外の用途で使用している面積を除いた延床面積。

※※ 支出額については、平成 28 年度の管理運営費（施設の管理運営に係る人件費相当額含む。教職員等の人件費は除く。）、児童生徒数及び学級数については、平成 30 年度の実績（ただし、和良小学校の括弧書きは、統合前の西和良小学校児童数を含めた人数）、それ以外は令和元年度の数値を使用。

対象施設	利用状況（児童生徒数）			
	H15 年度	H30 年度	R11 年度 (見込み)	備考
①八幡小学校	380	272	210	
②川合小学校	130	95	77	
③相生小学校	113	127	79	H19 年相生第二小学校を統合
④口明方小学校	175	134	115	
⑤大和南小学校	136	110	54	
⑥大和北小学校	181	156	125	
⑦大和第一北小学校	42	48	36	H21 年は 65 人まで増加・現在複式学級
⑧大和西小学校	76	55	39	
⑨白鳥小学校	444	238	169	
⑩大中小学校	152	112	62	
⑪牛道小学校	104	74	56	
⑫那留小学校	78	46	45	現在複式学級
⑬北濃小学校	128	59	48	現在複式学級
⑭石徹白小学校	16	6	12	移住等の取組みにより増加傾向
⑮高鷲小学校	159	91	97	
⑯高鷲北小学校	94	64	49	
⑰吉田小学校	133	95	48	
⑱三城小学校	136	143	99	
⑲明宝小学校	139	60	43	現在複式学級
⑳小川小学校	17	5	4	現在複式学級
㉑和良小学校	128	76	39	R 元年西和良小学校を統合
㉒八幡西中学校	146	68	50	
㉓八幡中学校	415	224	217	
㉔大和中学校	253	197	138	
㉕白鳥中学校	467	297	241	
㉖高鷲中学校	127	100	75	

対象施設	利用状況（児童生徒数）			
	H15 年度	H30 年度	R11 年度 (見込み)	備考
㉗郡南中学校	192	111	90	
㉘明宝中学校	67	36	29	
㉙郡上東中学校	93	40	13	H23 年度和良中学校と西和良中学校を統合した新設中学校。H15 は統合前の西和良中・和良中の合計生徒数。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

義務教育小中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び社会性の確保の観点から、児童生徒数及び学級数の推移を見ながら、「複式学級の解消」、「1 学年が複数学級となる学校規模」、「市の実情に沿った配置」を基本として、

- i 「今後 10 年の間に統合を目指す学校」、
- ii 「今後 10 年の間に統合の時期等について検討を進める学校」、
- iii 「10 年後以降に統合の検討を始める学校」
- iv 「当面存続する学校」

に分類し、段階的に統廃合を進めます。

なお、統廃合を進めるにあたっては、小学校は旧町村区域に 1 校は残すこと、中学校は 1 学年複数学級で将来市内に 2～3 校を配置することを最終的な目標とし、保護者や地域の方々など広く市民の意見を聴くことに留意します。

統廃合の推移を踏まえ、トイレの洋式化を計画的に進めるとともに、小学校プールについては他の自治体の動向も調査しながら、他の公共施設のプール利用を含め今後のあり方について検討します。

また、学校がコミュニティの拠点として位置づけられていることから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用を含め、有効活用について検討を進めます。

### ○ 施設ごとの対応方針

#### i 今後 10 年の間に統合を目指す学校

⑥ 大和北小学校	機能：継続	施設：継続
⑤ 大和南小学校	機能：統合	施設：検討
⑦ 大和第一北小学校	機能：統合	施設：検討
⑧ 大和西小学校	機能：統合	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複式学級を解消し、1 学年複数学級を実現するため、立地的な安全性や児童の通学時間、既存校舎の規模及び性能(4 つの小学校で最も規模が大きく新しい)等の理由から、大和北小学校校舎等を使用し、新たな名称も含め統合小学校として再編します。</li> <li>○ 統合小学校として使用する大和北小学校の校舎及び体育館等の施設については、児童数に対応する各種教室の確保やトイレの洋式化等、教育環境の向上につながるよう、増改築及び予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul>		
㉚ 八幡中学校	機能：継続	施設：継続
㉛ 八幡西中学校	機能：統合	施設：検討
㉜ 明宝中学校	機能：統合	施設：転用

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 学年複数学級を編成し、効果的な学習集団を形成するため、立地的な安全性や生徒の通学時間、既存校舎の規模等の理由から、八幡中学校校舎等を使用し、新たな名称も含め統合中学校として再編します。</li> <li>○ 統合中学校として使用する八幡中学校の校舎及び体育館等の施設については、生徒数に対応する各種教室の確保やトイレの洋式化等、教育環境の向上につながるよう、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 明宝中学校の校舎・体育館については、明宝地域の統合小学校へ転用するとともに、地域が利用できるような有効活用について併せて検討します。</li> </ul>		
① 八幡小学校	機能：継続	施設：継続
② 川合小学校	機能：統合	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20～30 人学級かつ、1 学年複数学級とするため、立地的な安全性や児童の通学時間、既存校舎の規模等の理由から、八幡小学校校舎等を使用し、新たな名称も含め統合小学校として再編します。</li> <li>○ 統合小学校として使用する八幡小学校の校舎及び体育館等の施設については、児童数に対応する各種教室の確保やトイレの洋式化等、教育環境の向上につながるよう、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul>		
⑬ 明宝小学校	機能：継続	施設：検討
⑭ 小川小学校	機能：統合	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20～30 人学級や 1 学年複数学級となる見込みはありませんが、明宝地域における唯一の小学校として、立地的な安全性や児童の通学時間等を考慮しながら、明宝地域に統合小学校を設置します。統合小学校の校舎及び体育館については、八幡中学校への統合により中学校機能を廃止する明宝中学校施設を改修し使用します。</li> <li>○ 明宝小学校の校舎・体育館については、教育施設としての用途は廃止し、必要な修繕を行い、地域利用を含めた有効活用について協議します。</li> <li>○ 小川小学校の校舎(保育園併設)・体育館については、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、地域利用を中心とした有効活用を協議します。</li> </ul>		

## ii 今後 10 年の間に統合の時期等について検討を進める学校

⑨ 白鳥小学校	機能：継続	施設：継続
⑫ 那留小学校	機能：統合	施設：検討
⑬ 北濃小学校	機能：統合	施設：検討
⑭ 大中小学校	機能：統合	施設：検討
⑮ 牛道小学校	機能：統合	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複式学級を解消し、1 学年複数学級を実現するため、各小学校の複式学級化等の状況を踏まえつつ、児童の通学時間、既存校舎の規模等を勘案し、白鳥小学校校舎等の使用を軸とする統合について、実施時期を含めて検討します。</li> <li>○ 統合小学校の校舎及び体育館等の施設については、10 年後には建築から約 60 年が経過することから、長寿命化への対応は行わず、実施時期を含め建替えを検討します。</li> <li>○ 那留小学校については、10 年後には建築から 30 年以上が経過することから、予防保全を含めた計画的な改修を行うとともに、長寿命化を図り、学校機能廃止後の有効活用に備えます。</li> <li>○ 北濃小学校、大中小学校、牛道小学校については、10 年後には約 50 年が経過し、老朽化が顕著となることから、施設の廃止を含め今後のあり方について検討します。</li> </ul>		
⑯ 吉田小学校 ・ ⑰ 三城小学校	機能：統合	施設：検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複式学級を解消するため、児童の通学における安全性及び通学時間、既存校舎の状態、規模や立地等を含め、美並地域において小学校を継続するとともに、郡南中学校との小中連携を含め、統合小学校施設のあり方について検討します。</li> <li>○ 両小学校については、10 年後には約 60 年が経過し、老朽化が顕著となることから、統合小学校の校舎及び体育館等の施設については、長寿命化への対応は行わず、実施時期を含め建替えを検討します。なお、既存の施設については、廃止を含め今後のあり方について検討します。</li> </ul>		

## iii 10 年後以降に統合の検討を始める学校

③ 相生小学校 ・ ④ 口明方小学校 ・ ⑤ 高鷲小学校 ⑬ 高鷲北小学校	機能：継続	施設：検討
--	-------	-------

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20～30 人学級かつ、1 学年複数学級を継続すること、また、各地域に 1 校は小学校を配置することを前提に、立地的な安全性や児童の通学時間、既存校舎の規模等を勘案するなかで、将来的な統合小学校のあり方について検討します。</li> <li>○ 10 年後の経過年数が概ね 50 年以下の施設については、長寿命化を含め継続的な使用又は活用について検討します。また、10 年後に概ね 50 年を超える施設は、長寿命化を図る改修費と更新の場合の費用について比較検証し、施設のあり方を検討します。</li> </ul>
<p>㉗ 郡南中学校 ・ ㉘ 郡上東中学校 ・ ㉙ 白鳥中学校 ㉚ 高鷲中学校</p> <p style="text-align: right;">機能：継続      施設：検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 学年複数学級を編成し、効果的な学習集団を形成するため、立地的な安全性や生徒の通学時間、既存校舎の規模等を勘案し、将来的な郡上市における統合中学校のあり方について検討します。</li> <li>○ 10 年後の経過年数が概ね 50 年以下の施設については、長寿命化を含め継続的な使用又は活用について検討します。また、10 年後に概ね 50 年を超える施設は、長寿命化を図る改修費と更新の場合の費用について比較検証し、施設のあり方を検討します。</li> </ul>

#### iv 当面存続する学校

<p>㉛ 石徹白小学校</p> <p style="text-align: right;">機能：継続      施設：継続</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震基準を満たしているものの、建築から約 50 年が経過しており、老朽化が顕著なことから施設の多機能化を含め、適正な規模での建替えについて検討します。</li> </ul>
<p>㉜ 和良小学校</p> <p style="text-align: right;">機能：継続      施設：継続</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震基準を満たしているものの、建築から約 50 年が経過しており、老朽化が顕著なことから郡上東中学校の検討結果に基づき対応を図ります。</li> </ul>
<p>㉝ 大和中学校</p> <p style="text-align: right;">機能：継続      施設：継続</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築から 50 年を経過していない校舎部分については、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。50 年を超えた校舎部分は、必要な修繕を行い当面使用します。</li> </ul>

#### エ. 展開スケジュール

##### ○ 10 年間(令和元年度～令和 10 年度)の取組み《主なもの》

- ・ 市民との協議を進めながら、郡上市学校規模適正化計画を策定します。
- ・ 学校規模適正化計画との整合性を図り、学校施設の長寿命化計画を策定します。
- ・ 学校規模適正化計画及び学校施設の長寿命化計画に基づき、対象とした学校施設の統廃合等を進めます。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	郡上市学校規模適正化計画の策定	→ 住民協議					
	学校施設の長寿命化計画及び市全体の保全計画に基づく対応	→ 計画策定	→→→→→→→→ 適正化計画に基づく統廃合等の推進・計画の見直し				
		→ 長寿命化計画策定	→→ 市全体の保全計画の策定		→→→→→→→→ 長寿命化計画及び市全体の保全計画に基づく対応		
⑤大和南小学校 ⑥大和北小学校 ⑦大和第一北小学校 ⑧大和西小学校		→→ 統廃合に関する説明会の実施	→ 実施計画		→→ 大和北小学校改修・改築工事		→→→→→ 統合小学校
			→→ 統合される小学校施設の後活用の検討				→→→→→ 検討結果に基づく対応
㉒八幡西中学校 ㉓八幡中学校 ㉔明宝中学校			→→→→→ 統廃合に関する説明会の実施 (合意形成を考慮)				→→→→ 八幡中学校 実施計画・工事 ※期間の内 3 年
					→→ 統合される小学校施設の後活用の検討		

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
①八幡小学校 ②川合小学校		→→→→ 統廃合に関する説明会の実施 (合意形成を考慮)				→→→ 八幡小学校 実施計画・工事 ※期間の内3年
				→→ 統合される小学校施設 の後活用の検討		
⑱明宝小学校 ⑳小川小学校	明宝トンネル開通状況を考慮					→→ 実施計画・工事 ※期間の内2年
⑨白鳥小学校 ⑩大中小学校 ⑪牛道小学校 ⑫那留小学校 ⑬北濃小学校 ⑭吉田小学校 ⑮三城小学校	→→→→→→→→→→ 必要な修繕の実施					
						→→→→→ 統合時期等の検討
③相生小学校 ④口明方小学校 ⑮高鷲小学校 ⑯高鷲北小学校 ⑲白鳥中学校 ⑳高鷲中学校 ㉑郡南中学校 ㉒郡上東中学校	→→→→→→→→→→ 必要な修繕の実施					
⑭石徹白小学校	→→→→→→→→→→ 建替えの検討					
㉑和良小学校	→→→→→→→→→→ 施設のあり方検討					
㉒大和中学校	→→→→→→→→→→ 必要な修繕を行い継続使用					

### 3. 教育関連施設(給食センター)

#### ア. 施設概要

学校給食法に基づき、市内の小中学校の児童・生徒等に給食を提供するため、八幡地域（明宝、和良含む）、大和地域、白鳥地域、高鷲地域、美並地域の5か所に学校給食センターを設置しています。

#### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	食数 (食/日)
①郡上市八幡学校給食センター	2006	13	31	821.49	正：2 臨：13	直営	128,252	73,804	1,400
②郡上市大和学校給食センター	2003	16	31	555.00	正：1 臨：7	直営	63,964	38,554	760
③郡上市白鳥学校給食センター	2002	17	31	774.78	正：2 臨：10	直営	92,701	50,086	990
④郡上市高鷲学校給食センター	2001	18	31	337.00	正：1 臨：5	直営	34,014	16,348	320
⑤郡上市美並学校給食センター	2005	14	31	481.50	正：1 臨：5	直営	42,569	20,469	400

対象施設	利用状況
①郡上市八幡学校給食センター	1日の調理能力1,700食に対して、実際の調理数は約1,400食(約82%)です。八幡・明宝・和良地域の小学校6校、中学校4校、幼稚園1園へ給食を提供するとともに、県からの委託を受けて特別支援学校1校へも提供しています。
②郡上市大和学校給食センター	1日の調理能力1,000食に対して、実際の調理数は約760食(約76%)です。大和地域の小学校4校、中学校1校へ給食を提供するとともに、県からの委託を受けて特別支援学校1校へも提供しています。
③郡上市白鳥学校給食センター	1日の調理能力1,800食に対して、実際の調理数は約990食(約55%)です。白鳥地域の小学校5校(自校調理を行う石徹白小学校を除く)、中学校1校へ給食を提供するとともに、国の構造改革特区の認定を受け北濃保育園へも提供しています。
④郡上市高鷲学校給食センター	1日の調理能力500食に対して、実際の調理数は約320食(約64%)です。高鷲地域の小学校2校、中学校1校へ提供しています。なお、近隣のたかす保育園では、国の構造改革特区の認定を受け調理した給食をたかす北保育園へ提供しており、この配送業務を高鷲給食センターが行っています。
⑤郡上市美並学校給食センター	1日の調理能力500食に対して、実際の調理数は約400食(約80%)で、美並地域の小学校2校、中学校1校へ提供しています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

学校給食法の規定に基づき、小中学校の児童生徒等への給食の提供は自治体の役割となっていることから、学校給食の機能については継続します。

しかしながら、学校給食センターの配置については、1日当りの調理能力に対する実際の調理実数は5つのセンターのすべてで下回っていることから、小中学校の適正規模・適正配置の検討に合わせ、配送時間の基準などを視野に入れつつ、学校給食センターの配置のあり方を検討します。

施設については、耐震基準を満たしており、配置のあり方の検討にあわせ、予防保全を含む計画的な改修計画を策定するとともに、調理器具の更新計画の作成を進めます。

管理運営面については、給食調理員の確保が課題となっており、食の安全性の確保を前提に調理業務への民間活力の活用について、先進事例などを調査し、費用対効果を含めて検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市八幡学校給食センター	機能：継続	施設：検討
② 郡上市大和学校給食センター		
③ 郡上市白鳥学校給食センター		
④ 郡上市高鷲学校給食センター		
⑤ 郡上市美並学校給食センター		
○ 小中学校の適正規模・適正配置の検討に合わせ、学校給食センターの集約化を検討します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・小中学校の適正規模・適正配置の検討結果に基づき、学校給食センターの集約化を検討します。
- ・将来的に維持する施設について、長寿命化を図るため、保全計画を策定します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	施設配置の検討・ 保全計画の策定・ 管理運営の見直し		→→→	適正配置計画に基づく集約化の検討・保全計画策定（調理器具の更新含む） 調理業務への民間活力の活用の検討		→→→→→→→	検討結果及び計画に基づく対応
	①郡上市八幡学校給食センター ②郡上市大和学校給食センター ③郡上市白鳥学校給食センター ④郡上市高鷲学校給食センター ⑤郡上市美並学校給食センター	上記の通り					

## XI. 公衆衛生施設

### 1. 衛生施設

#### (1) 塵芥処理施設、し尿処理施設等

##### ア. 施設概要

ごみの減量化及び資源化を推進する中で、市内で発生する一般廃棄物を処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、「郡上クリーンセンター」並びに「郡上北部クリーンセンター」を設置しています。また、し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥を処理するために「郡上環境衛生センター」を、燃え殻(無害)・汚泥(無害)・木くず(無害)等を埋立て処分するために「白鳥管理型処分場」を設置しています。なお、建物はありませんが、八幡地域と和良地域に安定型埋立処分場も整備しています。

##### イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	処理量
①郡上クリーンセンター	2006	13	38 ～26	7,651.39	(正)4.0 (他)0.0	直営	565,603	107,085	可燃ごみ 11,249 t 資源ごみ 1,884 t
②郡上環境衛生センター	2002	17	31 ～26	3,706.99	(正)2.0 (他)0.0	直営	169,649	26,145	し尿処理 53kl/日
③白鳥管理型処分場 (浸出水処理施設)	1997	22	26	259.94	(正)0.0 (他)0.0	直営	4,899	0	-
④郡上北部クリーン センター	1998	21	31 ～26	2,281.19	(正)2.0 (他)1.0	直営	48,702	11,903	資源ごみ 508 t

対象施設	利用状況
①郡上クリーンセンター	可燃ごみの焼却、資源ごみの分別、処理不能物の委託処分を実施しています。また、市内の小学校の環境に関する学習の一環として当施設の見学を定期的に行っています。
②郡上環境衛生センター	市人口の58.3%のし尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥を処理しています。主処理棟の処理能力は日量90klで、1日平均53kl(稼働率59.2%)のし尿等を処理しており、発生汚泥全量を堆肥化して「郡上コンポスト」を生産し、市民に無料配布しています。
③白鳥管理型処分場 (浸出水処理施設)	埋立処理した廃棄物が無害化するまでの期間、浸出水を排水基準値以下に処理するため水質管理を行っています。
④郡上北部クリーン センター	空き缶を受け入れるとともに、金属製粗大ごみ等を破碎分別処理しています。処理後の約340tを有価物としてリサイクル業者に販売し、可燃物は郡上クリーンセンターに搬出しています。

##### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

###### ○ 基本的な考え方

一般廃棄物の処理は市の責務であることから、今後とも現在の施設が持つ各機能を継続します。ただし、現在の郡上クリーンセンターの設置における地元自治会との契約、郡上北部

クリーンセンターの築年数や立地状況、人口減少等を見通したし尿処理施設のあり方、他の埋立施設を含めた管理型処分場のあり方など、今後の郡上市における環境衛生施策を見通した全体的な施設配置・施設の方向性について検討します。

特に、郡上クリーンセンターと郡上北部クリーンセンターについては、利用者の利便性などを考慮しつつ、機能統合を含めた今後の施設のあり方について検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上クリーンセンター	機能：継続	施設：検討
○ 運転管理業務に加え、施設管理業務などさらに民間活力の活用を進め、効率化を図ります。		
② 郡上環境衛生センター	機能：継続	施設：検討
○ 当面の間、必要に応じて機器設備の更新を図ります。 ○ 管理運営については当面現行通りとします。堆肥化した肥料の有料化については、他自治体の動向などを調査し検討します。		
③ 白鳥管理型処分場（浸出水処理施設）	機能：継続	施設：検討
○ 数年後に現在の施設の許容量に達することから、拡張について検討します。 ○ 管理運営については、高度で専門的な技術を必要とすることから、現行どおり民間委託で実施します。		
④ 郡上北部クリーンセンター	機能：継続	施設：検討
○ 施設は、必要な修繕を行い、当面継続使用するものの、郡上クリーンセンターの一部機能と重複することから、廃棄物処理の一元化など、全体的な一般廃棄物処理施設のあり方について検討します。 ○ 管理運営については当面現行どおりとしますが、民間活力を活用した管理運営手法について検討します。		

### エ. 展開スケジュール

#### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・焼却及びリサイクルのあり方、施設の管理運営手法、ごみ袋手数料等の受益者負担の適正化など、環境衛生諸施策全般について検討し、その結果を踏まえた今後の施設のあり方について検討します。
- ・郡上クリーンセンター及び郡上北部クリーンセンターの一部機能重複を踏まえ、施設・機能の統合について検討するとともに、焼却施設、粗大ごみ処理施設の更新、設置場所のあり方等について検討します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度	
全体事項	環境衛生施策全般の検討	→→→			→→→→→→→			
		焼却及びリサイクルのあり方、施設管理運営の手法、受益者負担の適正化、既存施設の長寿命化等の検討			検討結果に基づく諸施策の実施、施設のあり方検討			
①郡上クリーンセンター		→→→			→→→→→→→			
		立地場所の更新について地元自治会との協議			協議結果に基づく対応			
		→→→					→→→	
		機器設備の修繕			施設・設備の更新			
②郡上環境衛生センター		→→→			→→→→→→→			
		施設・設備のあり方検討			検討結果に基づく対応			
③白鳥管理型処分場（浸出水処理施設）		→→→			→→→→→→→			
		施設の拡張の検討			検討結果に基づく対応			
④郡上北部クリーンセンター		→→→→			→→→→→→→			
		郡上クリーンセンターとの機能統合等の検討			検討結果に基づく対応			

## (2) 資源ごみ回収施設

### ア. 施設概要

市内の一般廃棄物のリサイクルを目的とした、資源ごみの回収施設として、各地域に1か所ずつ設置しています。なお、八幡、大和、明宝の3地域については単独施設、それ以外の地域では庁舎などに付属する車庫等を活用しています。

### イ. 施設概要

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用人数 (人)
①八幡エコプラザ	2013	6	38	331.96	(委)2	直営	2,278	0	9,868
②大和エコプラザ	2001	18	38	173.90	(委)2	直営	1,042	0	6,649
③明宝エコプラザ	2003	16	38	261.00	(委)2	直営	898	0	1,498
※白鳥エコプラザ	1971	48	50	4,319.20 の一部	(委)2	直営	1,957	54	5,369
※高鷲エコプラザ	1990	29	17	195.56 の一部	(委)2	直営	1,121	0	147
※美並エコプラザ	1983	36	50	699.00 の一部	(委)2	直営	883	0	331
※和良エコプラザ	1962	57	50	1293.11 の一部	(委)2	直営	918	0	1,259

対象施設	利用状況
①八幡エコプラザ	びん・缶類（飲料・食品用）、プラスチック製容器包装も搬入可能となっています。
②大和エコプラザ	刃物類も搬入可能となっています。
③明宝エコプラザ	びん・缶類（飲料・食品用）、プラスチック製容器包装、小型金物、ガラス・陶磁器も搬入可能となっています。
※白鳥エコプラザ	市役所白鳥庁舎南側車庫の一部をエコプラザに位置付けています。 びん（飲料・食品用）、プラスチック製容器包装、ガラス・陶磁器も搬入可能となっています。
※高鷲エコプラザ	市役所高鷲庁舎東側車庫の一部をエコプラザに位置付けています。 びん・缶類（飲料・食品用）、プラスチック製容器包装、ガラス・陶磁器も搬入可能となっています。
※美並エコプラザ	美並北部コミュニティセンターの一部をエコプラザに位置付けています。
※和良エコプラザ	旧市役所和良庁舎の地下車庫をエコプラザに位置付けています。 プラスチック製容器包装も搬入可能となっています。

### ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

#### ○ 基本的な考え方

広範な郡上市において資源循環型社会を持続するため、身近な場所における資源ごみ回収の機能の継続は必要ですが、回収方法が多様化している現状を踏まえ、資源回収のあり方、市民協働を含む公と民の役割分担について検討し、施設の統合を含めエコプラザのあり方を検討します。

○ 施設ごとの対応方針

① 八幡エコプラザ ・ ② 大和エコプラザ ・ ③ 明宝エコプラザ ※ 白鳥エコプラザ ・ ※ 高鷲エコプラザ ・ ※ 美並エコプラザ ※ 和良エコプラザ	機能：継続	施設：検討
○ 今後の施設のあり方、他の資源回収の状況を踏まえ、効果的・効率的な管理運営手法を検討します。		

エ. 展開スケジュール

○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・エコプラザの利用実態、通常のごみ収集による資源ごみ回収の状況、民間等が実施する資源ごみ回収の実態等を検証し、エコプラザの統合、複合化を検討します。

施設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	・資源ごみ回収状況、民間等の回収実態の検証 ・資源ごみ撿取方法の検討	→→→→ 回収状況・回収実態の検証			→→→→→→→→ 回収方法検討		
	①八幡エコプラザ ②大和エコプラザ ③高鷲エコプラザ ④明宝エコプラザ ※白鳥エコプラザ ※高鷲エコプラザ ※美並エコプラザ ※和良エコプラザ	→→→→→→→→→→ 継続する中で、上記検証結果及び、検討状況を踏まえエコプラザの統合・複合化検討、実施					

2. 斎場施設

ア. 施設概要

郡上市における環境衛生の向上及びその他公共の福祉向上を図る施設として設置しています。

令和元年度現在で、南部地域（八幡、美並、明宝、和良）を対象とした南部斎苑、北部地域（大和、白鳥、高鷲）地域を対象とした北部斎苑を設置し、これに既存の大和斎場、高鷲斎場を加え、合計4か所斎場を設置しています。

イ. 現状と課題

対象施設	建築年(年)	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m <sup>2</sup> )	職員数(人)	運営形態	支出額(千円)	収入額(千円)	火葬件数(件)	炉室(人体)稼働率(%)
①郡上市南部斎苑	2007	12	50	972.64	正:1 臨:0	直営	20,026	7,533	(人体)389 (動物)751	35.5
②大和斎場	1995	24	50	407.24	正:0 臨:0	直営	2,888	400	(人体)24 (動物)5	2.2
③郡上市北部斎苑	2017	2	50	1,249.60	正:0 臨:1	直営	10,120	4,335	(人体)229 (動物)136	20.9

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	火葬件数 (件)	炉室(人 体)稼働 率(%)
④高鷲斎場	2006	13	50	421.88	正:0 臨:0	直営	1,851	160	(人体)3 (動物)10	0.3
⑤明宝斎場 ※H28年度末に廃止	1983	36	50	140.60	—	—	—	—	(人体) - (動物) -	—
⑥和良斎場 ※H28年度末に廃止	1983	36	50	153.34	—	—	—	—	(人体) - (動物) -	—
※美並斎場 ※H28年度末に廃止	1982	—	50	204.50	※H30年度取壊し済					

※支出額、収入額及び火葬件数は、平成30年度実績を記載しています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

火葬業務は、法令に基づき地方自治体が行うこととされており、機能は今後も必要です。施設については、平成26年度に策定した「郡上市火葬場整備基本計画」に基づき、使用状況を見極めながら、将来的、段階的に郡上市南部斎苑(旧八幡斎苑さつき)及び郡上市北部斎苑(旧白鳥斎苑)の2施設に集約します。今後2施設については火葬炉等の機械設備の定期的な補修を行うとともに、予防保全を含めた計画的な改修により長寿命化を図ります。

管理運営は現在直営で実施していますが、市民の利便性の向上や費用対効果を検証し、指定管理制度を含めた民間活力の活用を検討します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 郡上市南部斎苑 ・ ③ 郡上市北部斎苑	機能：継続	施設：継続
○ 南部及び北部地域の拠点施設として、機能及び施設を継続します。		
② 大和斎場	機能：統合	施設：廃止
○ 施設は令和6年度以降に廃止します。		
④ 高鷲斎場	機能：統合	施設：廃止
○ 施設は今後の情勢を見極めつつ存続が難しくなった時点で廃止します。		
⑤ 明宝斎場 ・ ⑥ 和良斎場	機能：統合	施設：廃止
○ 平成28年度末に廃止し、今後計画的に取壊しを行い除却します。		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 「郡上市火葬場整備計画」に基づき、郡上市南部斎苑及び郡上市北部斎苑の2か所に統合します。
- ・ 統合後の斎場について、保全計画を策定するとともに、予防保全を含む計画的な改修により長寿命化を図ります。
- ・ 統合後の施設の管理運営について、民間活力の活用を含め、効率的な管理運営方法を検討し、実施します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	保全計画の策定	→→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
	民間活力の活用検討	→→ 管理運営における民間活力の活用検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく実施		
①郡上市南部斎苑 ③郡上市北部斎苑		→→→ 保全計画の策定・民間活力の活用検討			→→→→→→→→ 計画及び検討結果に基づく対応		
②大和斎場		→→→→→→ 「郡上市火葬場整備基本計画」に基づいた施設の運用				→→→→→→ 施設の廃止の検討・廃止	
④高鷲斎場		→→→→→→→→→→→→ 「郡上市火葬場整備基本計画」に基づいた施設の運用 (今後の情勢を見極めつつ存続が難しくなった時点で廃止)					
⑤明宝斎場			既設施設 解体撤去				
⑥和良斎場				既設施設 解体撤去			

## XII. その他の施設

### 1. 普通財産

#### ア. 施設概要

かつては行政財産としてそれぞれ設置目的をもって建設したものの、その後所期の目的を達成したことから用途を廃止し、普通財産として市が直営で使用しているもの、民間等へ貸し付けているもの、又は未利用となっているものなど、24施設を管理しています。

#### イ. 現状と課題

地域	施設名	建築年 (年)	経過年 数(年)	耐用年 数(年)	構造	延床 面積 (㎡)	備考
八幡	①旧美山診療所	1966	53	17	W造1階	147.59	無償貸与
	②旧小那比小学校	1958	61	22	W造2階	1,374.00	未利用
	③旧小那比中学校	1950	69	22	W造2階	1,024.00	有償貸与
	④常盤町ふれあい会館	1968	33	38	S造2階	502.23	直営使用 (一部有償貸与)
	⑤旧郡上八幡老人憩いの家	1982	37	38	S造1階	203.10	無償貸与
	⑥旧西和良保育園	1971	48	24	W造1階	147.00	無償貸与
	⑦旧西和良小学校	1996	23	47	W造・ RC造2階	1,385.64	無償貸与
	⑧学校記念館	1925	40	17	W造1階	155.66	直営使用
大和	⑨旧大和町牧町営住宅	1997	22	22	W造1階	75.78	直営使用
	⑩郡上特別支援学校	1979	40	34	S造2階	1,365.00	無償貸与
	⑪旧大和ふれあいの家	1961	58	24	W造2階	1,017.75	有償貸与
白鳥	⑫旧白鳥ことばの教室	1991	28	24	W造1階	607.13	無償貸与
	⑬旧白鳥町心身障害者小規模授産所	1993	26	24	W造1階	203.58	無償貸与
	⑭旧白鳥前田医師住宅	1981	38	47	RC造2階	428.18	直営使用
	⑮旧白鳥公民館	1968	51	38	RC造3階	946.70	有償貸与
	⑯旧スズケン記念館	1981	38	38	RC造1階	659.75	直営使用
高鷲	⑰高鷲畜産基地	1987	32	31	S造2階	2,597.56	有償貸与
明宝	⑱旧小川保育園	1967	52	17	W造1階	128.94	無償貸与
	⑲旧明宝木工センター	1989	30	17	W造1階	572.00	有償貸与
	⑳旧明宝中央公民館	1972	47	50	RC造2階	657.00	本館未利用 講堂無償貸与
和良	㉑旧和良第2下請等共同作業所	1965	54	31	S造1階	355.00	未利用
	㉒旧和良第1共同作業所	1984	35	31	S造1階	582.00	直営使用
	㉓旧和良保育園遊技場	1967	52	22	W造2階	265.00	直営使用
	㉔旧和良庁舎	1962	57	38	RC造4階	1,293.11	地下1階はエコ プラザ(行政財 産)として使用中

地域	施設名	利用状況
八幡	①旧美山診療所	西和良まちづくり協議会に貸与し、事務所、市民相談室等として、地域活性化のために活用されています。
	②旧小那比小学校	施設は、旧校舎や体育館等で構成し、現在は利用されていません。
	③旧小那比中学校	市外の社会福祉法人に貸与するとともに、地域住民と都市住民の交流活動の拠点として活用されています。
	④常盤町ふれあい会館	市有備品の倉庫や徹夜おどりの無料更衣室としての使用、縁日おどりの自治会利用のほか、地区会等公共的団体の臨時的・短期的な使用に限り使用を許可しています。
	⑤旧郡上八幡老人憩いの家	相生連合自治会に貸与し、青少年育成事業の拠点として、また、公民館活動で活用されています。
	⑥旧西和良保育園	西和良まちづくり協議会に無償で貸与し、備品を保管する倉庫として活用されています。
	⑦旧西和良小学校	旧校舎の一部を西和良まちづくり協議会に貸与し、地域活性化を図るための地域の拠点施設として活用されています。
	⑧学校記念館	八幡地域の民俗資料の保管場所として活用しています。
大和	⑨旧大和町牧町営住宅	市の学術アドバイザーや、薪能出演者等が必要に応じて宿舎として利用しています。
	⑩郡上特別支援学校	特別支援学校を設置及び管理運営する岐阜県に貸与し、使用しています。
	⑪旧大和ふれあいの家	事務室、食堂及び保健室をNPO法人に貸与し、法人の事務所及び倉庫として活用されています。
白鳥	⑫旧白鳥ことばの教室	市内の社会福祉法人に貸与し、生活介護のための障害福祉サービス事業所として利用しています。
	⑬旧白鳥町心身障害者小規模授産所	社会福祉法人に貸与し、隣接する旧白鳥ことばの教室を含め障がい者の生活介護の作業所として、利用者が古紙やアルミ缶のリサイクル活動や廃油を活用した石鹸づくり等で利用しています。
	⑭旧白鳥前田医師住宅	郡上警察署の宿舎として利用されています。
	⑮旧白鳥公民館	1階を倉庫として市が使用、2・3階を郡上市商工会に貸与し、商工会海外研修生受入事業による研修生の宿舎として利用されています。
	⑯旧スズケン記念館	市の庁舎備品等の倉庫として使用しています。
高鷲	⑰高鷲畜産基地	個人に建物、土地を含めて貸与し、肉用牛の生産を目的として放牧事業に利用されています。
明宝	⑱旧小川保育園	小川自治会が倉庫として通年利用しています。
	⑲旧明宝木工センター	(株)郡上割り箸に貸与し、郡上産材を活用した割り箸や、木育のための木の玩具の製造を行う施設として活用しています。
	⑳旧明宝中央公民館	本館は未利用ですが、講堂を明宝特産物加工(株)及び(一社)明宝ツーリズムネットワークセンターに貸与し、各法人の資材倉庫として利用しています。
和良	㉑旧和良第2下請等共同作業所	普通財産化以降は法人の作業所として貸し付けていましたが、現在は利用されていません。
	㉒旧和良第1共同作業所	普通財産化以降は法人の作業所として貸し付けていましたが、現在は利用されていません。
	㉓旧和良保育園遊技場	隣接する和良小学校が物置として利用しています。
	㉔旧和良庁舎	ケーブルテレビ及び行政ネットワークの機器室や庁用備品等の物置として使用し、地下車庫をエコプラザとして使用しています。

## ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

### ○ 基本的な考え方

普通財産は、所期の行政目的を達成していることから、今後、建替（改築を含む）、改修（耐震改修、大規模改修を含む）、修繕は実施しないことを原則とします。その上で、耐震上課題が認められる施設や老朽化が著しいなど、安全性が確保できない施設については廃止（除却）します。施設の状態を十分説明した上で、現在の使用者に譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。新耐震基準で建設した施設については、当分の間使用が可能なことから底地も含め、公共性や公益性を踏まえた適正価格での貸付又は譲渡について協議します。

なお、市が倉庫等で使用している施設については、施設内の物品等を整理し適切な場所に移転管理した上で、廃止します。

### ○ 施設ごとの対応方針

① 旧美山診療所 ・ ② 旧小那比小学校 ③ 旧小那比中学校 ・ ④ 常盤町ふれあい会館 ⑥ 旧西和良保育園 ・ ⑪ 旧大和ふれあいの家 ⑮ 旧白鳥公民館 ・ ⑯ 旧スズケン記念館 ⑱ 旧小川保育園 ・ ⑳ 旧明宝中央公民館 ㉑ 旧和良第 2 下請等共同作業所	機能：－	施設：廃止
○ 耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著な施設であることから、安全性を考慮し廃止します。		
⑤ 旧郡上八幡老人憩いの家 ・ ⑫ 旧白鳥ことばの教室 ⑬ 旧白鳥町心身障害者小規模授産所 ⑲ 旧明宝木工センター	機能：－	施設：譲渡
○ 耐震基準を満たしており、当分の間使用が可能なことから、現在の使用者と譲渡について協議します。譲渡の意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。		
⑦ 旧西和良小学校	機能：－	施設：継続
○ 耐震基準を満たし、当分使用が可能なことから、地元の意向を尊重しつつ有効活用について検討します。		
⑧ 学校記念館	機能：－	施設：廃止
○ 耐震基準を満たしておらず、著しく老朽化していることから、収蔵する地域の民俗資料については、他の施設との一体的な展示方法について検討するとともに、施設は廃止（除却）します。		
⑨ 旧大和牧町営住宅	機能：－	施設：譲渡
○ 耐震基準を満たし、建築から 22 年経過した施設で当分の間使用が可能なことから、住宅としての譲渡を検討します。		
⑩ 郡上特別支援学校	機能：－	施設：継続
○ 岐阜県が設置する特別支援学校（小学部・中学部）の校舎として貸与している施設であり、県が使用している間は継続します。県が閉校する場合は、建築から 40 年経過し老朽化が進んでいることから廃止（除却）します。		
⑭ 旧白鳥前田医師住宅	機能：－	施設：譲渡
○ 耐震基準を満たしていないものの、屋根の修繕を行ったことから、施設の状態を十分説明した上で、譲り受けの意向がある場合は、一定の条件を付して譲渡について協議します。譲渡の意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。		
⑰ 高鷲畜産基地	機能：－	施設：譲渡
○ 既定の方針に基づき、譲渡に向けた協議・調整を進め、令和 6 年の譲渡を目指します。		
㉒ 旧和良第 1 共同作業所	機能：－	施設：継続
○ 耐震基準を満たし、当分の間使用が可能なことから、有効活用を検討します。		
㉓ 旧和良保育園遊技場	機能：－	施設：廃止
○ 耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、学校備品を整理移転し廃止します。		

⑭ 旧和良庁舎	機能：－	施設：廃止
<p>○ 耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なこと、ケーブルテレビ及び行政ネットワークの機器の移転先が確保されていること、エコプラザのスペースについては旧和良第1共同作業所の施設の有効活用の中で検討することから、当施設については廃止(除却)します。</p>		

## エ. 展開スケジュール

### ○ 10年間(令和元年度～令和10年度)の取組み《主なもの》

- ・ 普通財産施設の耐震化や老朽化の状況を踏まえた処分の基準を策定し、各施設について整理・活用を図ります。
- ・ 普通財産として活用する場合は、公共性・公益性、公平性の観点から、貸付や譲渡にかかる価格を検証するとともに、適正な価格を検討・適用します。
- ・ 施設の安全性を考慮し、廃止とした施設について早期に除却を進めます。廃止とした施設でも、現在の使用者が施設の状況を十分理解した上で譲り受けの意向がある場合は、譲渡について一定の条件を付して協議を進めます。

設名等		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
全体事項	処分基準の策定 普通財産の貸付、譲渡等にかかる適正価格の検証検討・適用	→→→→ 処分基準の策定 価格の検証及び適正価格の検討			→→→→→→→→ 策定及び検討結果に基づく対応		
	⑦旧西和良小学校	→→→→ 有効活用に関する検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑩郡上特別支援学校		→→→→→→→→ 必要な修繕を行いながら当面継続					
⑫旧和良第1共同作業所		→→→→ エコプラザ機能受入れ検討・諸条件の整備			→→→→→→→→ エコプラザへの転用・事業実施		
⑨旧大和牧町営住宅		→→→→ 施設使用停止・代替施設(民間)での対応			→→→→→→→→ 施設の譲渡		
⑰高鷲畜産基地		→→→→→→→→ 施設の譲渡に向けた協議・調整					譲渡
⑭旧和良庁舎		→→ CATV・行政ネットワーク機器室機能の移転			→→→→→→→→ エコプラザ機能の移転・除却の実施		
		→→→→ エコプラザ機能移転の検討					
①旧美山診療所 ③旧小那比中学校 ⑤旧郡上八幡老人憩いの家 ⑥旧西和良保育園 ⑪旧大和ふれあいの家 ⑫旧白鳥ことばの教室 ⑬旧白鳥町心身障害者小規模授産所 ⑭旧白鳥前田医師住宅 ⑮旧白鳥公民館 ⑯旧小川保育園 ⑰旧明宝木工センター ⑱旧明宝中央公民館		→→→→ 使用者と譲渡・廃止の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
④常盤町ふれあい会館 ⑧学校記念館 ⑯旧スズケン記念館 ⑲旧和良保育園遊技場		→→→→ 備品、収蔵品等の整理			→→→→→→→→ 施設の除却		
②旧小那比小学校 ⑱旧和良第2下請等共同作業所		→→→→→→→→ 除却時期の検討及び除却の実施					

## ◆施設分類ごとの適正配置方針に基づく更新費用等の試算

### (1) 公共施設等総合管理計画における更新費用の試算と削減目標

平成 29 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画では、市が保有する 561 の建築物系公共施設をすべて維持することを前提とした場合、今後 40 年間で総額 1,661 億円、年平均で 41.5 億円が必要になると試算しています。また、過去の実績（平成 22～26 年度までの 5 年間に建築物系公共施設の更新等に投資した平均額）をもとに、今後投資可能な財源を約 21.2 億円と見込みました。

これらのことから、試算額と投資可能見込みの額の差額（不足額）である約 20.3 億円を、統廃合や管理運営費等の見直しを含めた公共施設の適正配置によって解消するため、平成 29 年からの 30 年間で建築物系施設の保有量（延床面積）を約 34%削減するという目標を掲げています。

### (2) 本計画に基づく更新費用等の試算

本計画では、第 1 章に示すとおり適正配置計画の対象となる施設を 437 施設とし、本章においてこれら施設の評価・分析を行い、対応方針を決定しました。以下に、対応方針別の施設数とともに、すべての施設を現状維持した場合、計画期間内に想定される更新費用等の試算額及び、本計画を実施することによる削減効果額を推計しました。

なお、437 施設のうち 2 施設では施設全体の中に今後の方針が異なる建物（棟）が含まれていることから、試算にあたっては決定した方針の数を用い 439 施設で表示することとします（畜産施設の水沢上牧場には「継続」と「譲渡」、公営住宅等の上沢団地には「継続」と「廃止」を方針とした建物が含まれています）。また、これ以外にも複合施設がありますが、すべて主たる機能の施設分類に計上するとともに、管理運営費は合算しています。

#### ※概算事業費の算定方法について

- ・「更新費用の試算（10 年間分【R1～R10】）」については、公共施設等総合管理計画における更新等の費用推計と同様に、（一財）地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて算出し、本計画期間内に大規模改修又は建替えが必要となる施設についてはそれぞれの金額を概算で計上しています。なお、試算では「建築から 30 年後に大規模改修、60 年後に更新」するサイクルを設定しています。
- ・「年間維持管理経費」は、基本的には各施設の維持管理にかかる物件費（光熱水費、日常的な修繕料、施設管理委託料など）に、施設管理を行う市職員の人件費相当額を加えて算出しています。ただし、管理運営が事業に直結する施設（病院、保育園、塵芥処理施設など）は、事業運営にかかる費用（医師、看護師、保育士等の人件費や、焼却炉に投入する燃料費等）を含めているほか、公営住宅等については、建物の原価償却費相当額を含めています（施設によって、欄外に説明等を記載しています）。
- ・上記を踏まえ、「現状維持した場合」と、施設の対応方針に従い「本計画を実施した場合」で、個々の施設の更新費用等を比較しています。「譲渡」や「廃止」する施設については、大規模改修や建替えを要さないことから、本計画を実施した場合の更新費用の試算はいずれも 0 円となります。

①今後も引き続き市が管理を行う施設

方針	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
継続	205	203,960	48.27	238 億円	238 億円	5,842,000
建替	1	4,689	1.11	9 億円	17 億円	433,000
転用	3	4,713	1.12	0 億円	0 億円	9,000
合計	209	213,362	50.50	247 億円	255 億円	6,284,000

「継続」「建替」「転用」する施設は合計 209 施設。これらは、今後も市が設置し管理運営を行うもので、延床面積は全体の約半分を占めており、計画実施の有無に関わらず 10 年間で約 250 億円前後（年平均約 25 億円）の更新費用が必要となる推計になります。なお、「建替」とした 1 施設は、計画実施により大規模改修に要する費用（9 億円）から建替えに必要な費用（17 億円）に切り替えるため、8 億円の増額を見込んでいます。また、「継続」とした施設は、「計画的な改修により長寿命化を図る施設」と「必要な修繕により当面継続し使い切る」施設に分けられますが、本計画では更新費用等を見込むこととしています。

これら 209 施設には、施設管理にかかる人件費（事業所等の場合は事業運営費も含む）や、施設によっては建物の減価償却費なども含め、年間約 62 億 8 千万円の管理運営経費が必要であり、今後施設ごとの方針に従い、効率的・効果的な手法による管理運営を進めます。

②譲渡又は廃止を行う施設

方針	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
譲渡	87	35,394	8.38	24 億円	0 億円	37,000
廃止	51	31,319	7.41	48 億円	0 億円	66,500
合計	138	66,713	15.79	72 億円	0 億円	103,500

「譲渡」又は「廃止」によって、市が設置する役割を終える施設は 138 施設。延床面積は全体の約 16%を占めており、計画実施により現状維持のために必要な更新費用約 72 億円が削減できる試算となります。また、早期に計画を実施することで、年間約 1 億 400 万円の管理運営費の削減が早まることから、計画の前倒しも含め「譲渡」や「廃止」の検討・協議を進めます。

③引き続き検討を要する施設

方針	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
検討	92	142,455	33.71	160 億円	-	1,731,800

「検討」とした施設は、92 施設。延べ床面積は全体の約 3 分の 1 を占めています。これらの施設は、現段階では方向性を示すことができないものや、他の施設の方針の影響を受けるものなど、理由は様々です。特に、市の公共施設の多くを占める小中学校をはじめとした教育関係の施設が含まれており、慎重な検討を要する施設もありますが、早期に方針を決定することで更新時期や費用のあり方にも影響することから、可能なものから本計画期間内に今後の方針を決定していきます。

なお、明確な方針が決定していないことから、計画実施に伴う更新費用への影響額は現段階では明記していません。

### ◎施設全体の状況

全施設 合計	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
	439	422,530	100	479 億円	255 億円	8,119,300

試算では、すべての施設を現状維持のまま継続する場合に要する更新費用約 479 億円に対し、本計画を実施することで約 255 億円へ削減されることとなっていますが、③で示したとおり 92 施設が検討中であり、これらの施設は方向性が決定するまで更新等の必要性を示すことができないことから、計画実施後の更新費用の中には「検討」とした施設の金額は含んでいません。このため、現時点における効果額としては、譲渡・廃止により更新の必要がなくなる見込みの 72 億円 (②参照) となります。

### (3) 本計画における目標値の設定

公共施設等総合管理計画で示す「2046 年度 (R28) までに建築物系施設 (延床面積) の約 34% の削減」を目指し、本計画での目標値を定める必要があります。

このため、本計画では、第一に市が今後保有しないとして「譲渡」「廃止」とした施設 (延床面積ベースで約 16%) の着実な実行を行うこととします。一方で、市が今後も設置し継続する施設については、今後も市民の利便性のために計画的な改修による長寿命化や、施設を削減しても市民サービスが低下しないような機能強化を図る必要があることから、一定程度の増改築が必要です。また、本計画は、公共施設等総合管理計画の 30 年間のうち、前期 10 年の計画として実施するものです。これらのことを踏まえ、本計画期間の削減目標は 10% とします。

## 第3章 地域ごとの適正配置方針（エリア再編）

---

### エリア再編の目的と再編対象エリア

---

本計画では、公共施設の適正配置及び再編を総合的かつ計画的に進めていくため、第2章において分野ごとに施設の今後方向性とスケジュールを示しています。

基本的にはこの方向性に従い適正配置を進めていきますが、その過程で施設及び機能の再編によって、地域内の他の施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、各施設の方向性は示しているものの、実際に着手する際にはより丁寧な市民との合意形成を要することや、すべての施設を一斉に対応することは、財政的にも、人的にも困難なことから、優先順位を設けて重点的に取り組むことが必要となります。

そこで、計画期間内に重点的かつ効果的に公共施設の適正配置を進めるため、市民の一次的な生活圏である旧町村を基本単位に再編エリアを以下のように示します。

なお、エリア再編にあたっては、第1章に示す①～⑧の視点に留意するとともに、優先順位付けや重点化のために、以下に示す「エリア別再編方針」に基づき、当面エリア再編が必要な地域を限定して実施します。

### エリア別再編方針と計画期間内の再編エリア

---

下記の状況が見受けられる場合で、施設改修等のタイミングが生じた場合には、エリア内にある公共施設の利用実態等を精査し、多機能化・複合化を基本に、大規模改修、更新等を行うことを基本方針とします。

なお、エリア再編は、当該エリアのすべての施設を再編するというのではなく、再編効果が高い施設、対象施設の再編と一体的に対応することで、機能の複合化などにより効果的・効率的な運営が可能となる、あるいはその可能性がある施設に関し実施するものです。

- 1) 老朽化に伴い、利用上、運営上の支障が生じる場合
- 2) 利用者数の著しい減少、利用率・稼働率の低下が見込まれる場合
- 3) 複合化することで、効果的かつ効率的な行政運営が見込める場合
- 4) 地域経営の仕組みづくりが進み、地域課題の解決に向けた自主的な取り組みを行うための活動拠点の整備が必要になったとき

上記を踏まえ、本計画期間内の再編エリアは「大和地域」「白鳥地域」「美並地域」「明宝地域」「和良地域」の5つのエリアとします。なお、他の地域においても様々な課題等が顕在化している施設があります。これらは、個別施設の状況を踏まえ、上記のような事象が生じた段階で順次、当計画に位置付けて実施することとします。

以降、エリアごとの再編（案）を示します。

## 【1】大和地域のエリア再編

### ① 生涯学習センター機能移転に伴う庁舎周辺のエリア再編

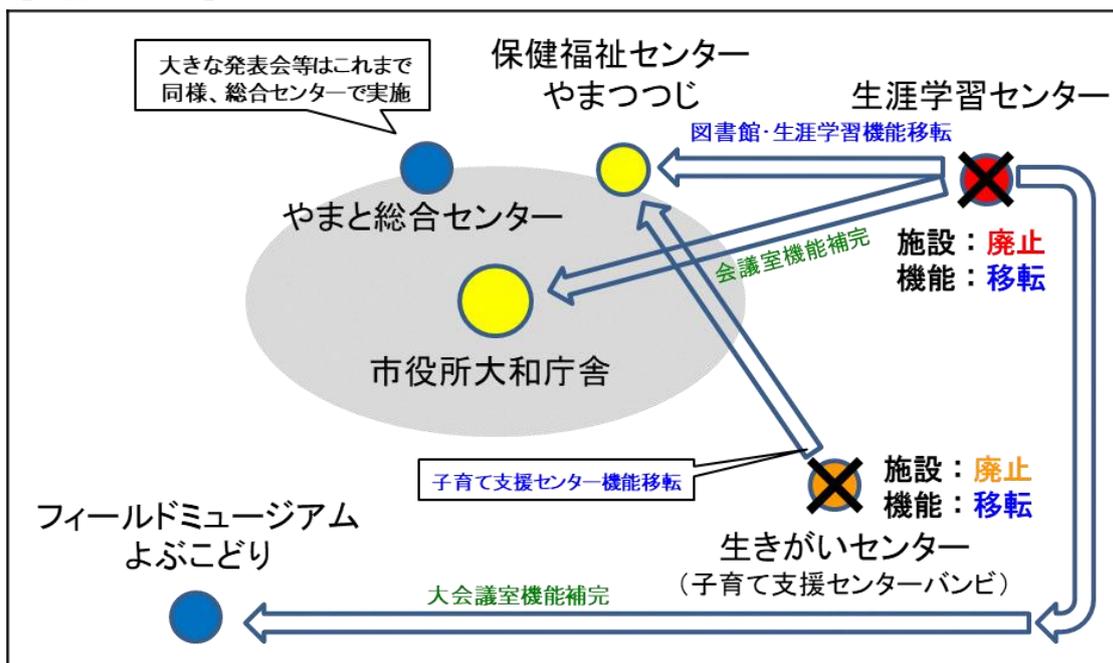
本エリア内に設置している公共施設は以下のとおりです。

施設名	施設分野	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		参照頁
				機能	施設	
郡上市役所大和庁舎	市庁舎・支所等、公民館	31	5,032.34	継続	継続	11 30
大和生涯学習センター	公民館、生涯学習施設	43	1,778.47	移転	廃止	30 40
大和生きがいセンター	子育て支援施設(児童館等)	37	280.09	移転	廃止	52
大和保健福祉センターやまつつじ	保健施設	25	2,070.48	検討	検討	62
やまと総合センター	市民会館、体育館	20	3,857.88	継続	継続	34 45
道の駅古今伝授の里やまと	道の駅	18	2,104.66	継続	検討	75
やまと温泉やすらぎ館	温泉施設	20	1,572.55	継続	検討	84
大和北小学校	小中学校	17~43	3,822.00	継続	継続	100
大和南小学校	小中学校	39~46	2,633.00	統合	統合	100
大和中学校	小中学校	5~6・50	6,216.46	継続	継続	102

#### ◆エリア再編の対象施設及び再編手法

エリア別再編方針の基準に照らして、重点的かつ効果的に再配置を進める必要のある施設は、①耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な「大和生涯学習センター」及び「大和生きがいセンター」、②夜間等に稼働率が低く有効活用を図る必要がある「大和保健福祉センターやまつつじ」及び「郡上市役所大和庁舎」を対象として、下記のとおり再編を進めます。

#### 【再編イメージ】



### 【再編シナリオ】

- 大和生涯学習センターを廃止し、図書館・生涯学習センター機能について、やまつつじを軸に移転・複合化します。生涯学習センターの大会議室機能は、大和庁舎防災研修室、フィールドミュージアムよぶこどりで補完します。
- 大和生きがいセンターを廃止し、子育て支援センター機能を、やまつつじを軸に移転・複合化します。

### ◆再編対象施設の課題と対応方針等(第2章より)

第2章では、施設分類ごとに「施設の現状と課題」、「施設の分析・評価及び対応方針」を示しています。エリア再編では、これら施設の対応方針に基づき、対象となるエリアを面的に見た上で、当該施設が持つ機能をどのように配置していくかを検討し、再編の方針や手法を導き出しています。このため、再編対象施設の課題と対応方針を以下に示します。

施設名	課題等	対応方針
郡上市役所 大和庁舎	○余剰スペースとなっている2、3階部分の有効活用が課題。	●支所機能は継続し、施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い長寿命化。改修にあたっては、会議室等の有効活用のあり方も含めて検討。 ●市民協働による窓口運営を継続。
大和生涯学習センター	○旧耐震基準の建築物であり、老朽化が顕著であることが課題。	●旧耐震基準の建物であり、老朽化が著しいことから、施設は廃止。 ●各種機能はやまつつじを軸に移転。
大和生きがいセンター	○施設の老朽化と、大和地域の子育て拠点機能の継続が必要。	●子育て支援機能は、地域内の他の公共施設へ移転し継続。 ●施設は、補助金適化法との関係を整理し廃止。
大和保健福祉センターやまつつじ	○北部地域の拠点保健センターとしての機能集約化に伴う健診や、訪問指導などの事業実施方法について検討が必要。 ○保健センターとしての利用状況を踏まえ、当該機能以外での時間的、空間的な使い切りが課題。 ○複合化・多機能化を検討する中で、開館日や閉館時間のあり方、管理運営の手法、受益者負担の適正化の検討が必要。	●市北部の拠点として保健センター機能を継続。加えて、他施設からの機能を移転し、複合化・多機能化を検討。 ●施設は、予防保全を含め計画改修を行い、長寿命化。 ●複合化する機能に合わせ、開館日・開館時間、管理運営のあり方を検討するとともに、受益者負担を適性化。

### ◆再編により期待される効果

老朽化施設の廃止及び施設の集約化により保有面積が減少し、将来の更新費用の縮減を図ることができます。また、施設の複合化・多機能化により、施設の有効活用と利便性の向上並びに管理運営コストの削減が期待できます。

このほか、大和庁舎周辺に生涯学習センター機能を配置することで、地域課題を解決する上での中心的な役割が集積され、まちづくりのコーディネーターである振興事務所の機能強化につながります。

施設ごとの、面積、更新費用等、維持管理経費を以下に示します。

施設名	再編効果等の数値化		
	面積	更新費用等	維持管理経費
大和生涯学習センター	▲1,778 m <sup>2</sup> (▲0.42%)	▲445,000 千円	▲18,100 千円
大和生きがいセンター	▲280 m <sup>2</sup> (▲0.07%)	▲480,000 千円	▲2,300 千円
大和保健福祉センター やまつつじ	※生涯学習センター機能や子育て支援機能の移転・複合化等により、改修・機能強化のための費用増が見込まれる。 ※会議室機能の充実、セキュリティの強化による費用増が見込まれる。		
郡上市役所大和庁舎			

#### ◆再編のスケジュール(再掲)

地域協議会や社会教育団体、利用者団体等と、以下に掲げるスケジュールに基づき協議を進めます。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
◎共通事項	→→→ 地域協議会や社会教育団体・利用者団体等との協議					
①大和生涯学習センター	→→→ 他施設への機能移転・施設廃止の協議			→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
②大和生きがいセンター	→→→ 機能移転及び施設廃止の検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
③大和保健福祉センター やまつつじ	→→→ 拠点施設としての位置づけへの検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	→→→ 複合化・多機能化に向けての検討					
④郡上市役所 大和庁舎	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	→→→ 会議室のあり方検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応(施設改修を含む)		
	→→→ 生涯学習センター機能のやまつつじ移転を含めた庁舎のあり方検討			→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

## ② 小学校再編と郡上偕楽園建替えを含む施設の後活用

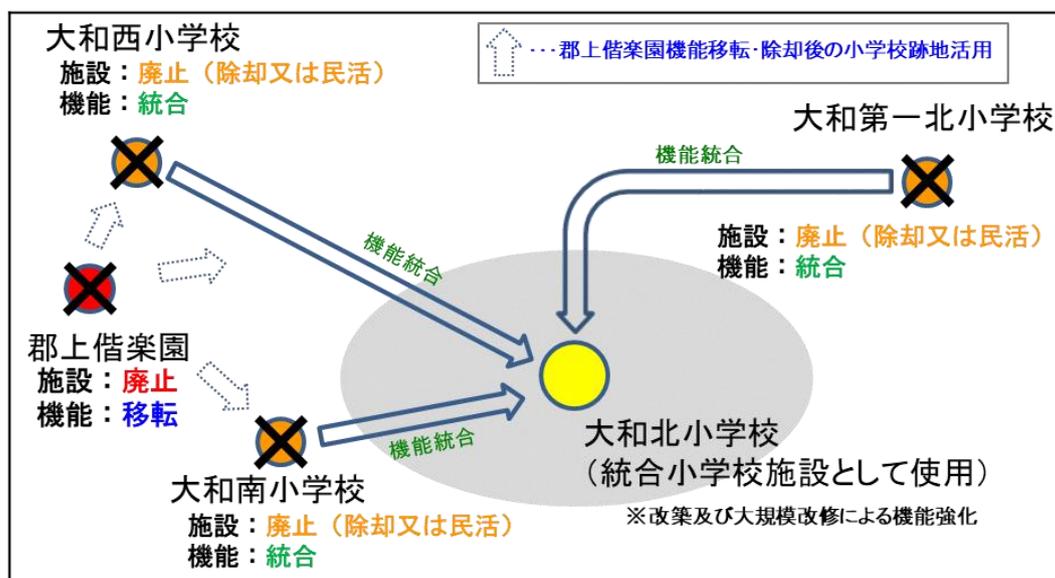
本エリア内に設置している公共施設は以下のとおりです。

施設名	施設分野	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		参照頁
				機能	施設	
大和北小学校	小中学校	17～43	3,822.00	継続	継続	100
大和南小学校	小中学校	39～46	2,633.00	統合	検討	100
大和第一北小学校	小中学校	30～36	2,552.00	統合	検討	100
大和西小学校	小中学校	34・35	2,699.00	統合	検討	100
郡上偕楽園	特養・養護老人ホーム、 老人保健施設	24～39	4,688.60	継続	建替	57

### ◆エリア再編の対象施設及び再編手法

エリア別再編方針の基準に照らして、重点的かつ効果的に再配置を進める必要のある施設は、①郡上市学校規模適正化計画案に基づく「今後10年の間に統合を目指す学校」である大和地域の4つの小学校と、②老朽化が進み浸水想定区域内にある「郡上偕楽園」を対象として、下記のとおり再編を進めます。

#### 【再編イメージ】



#### 【再編シナリオ】

- 大和北小学校、大和南小学校、大和西小学校、大和第一北小学校を統合し、大和北小学校校舎・体育館を統合小学校の施設として、増改築及び大規模改修を含む長寿命化を図り継続使用します。
- 統合後の大和南小学校、大和西小学校、大和第一北小学校施設は、学校用途を廃止するとともに、統合後の小学校跡地を候補地とし、郡上偕楽園を移転し、学校施設を活用したリニューアル若しくは適正な規模での建替えを行います。
- 郡上偕楽園の候補地とならなかった小学校施設は、地域利用を含め「サウンディング型市場調査」等により、後利用に民間活力等を活用し、今後の有効活用の方法（除却・売却を含む）を検討します。

## ◆再編対象施設の課題と対応方針等(第2章より)

第2章では、施設分類ごとに「施設の現状と課題」、「施設の分析・評価及び対応方針」を示しています。エリア再編では、これら施設の対応方針に基づき、対象となるエリアを面的に見た上で、当該施設が持つ機能をどのように配置していくかを検討し、再編の方針や手法を導き出しています。このため、再編対象施設の課題と対応方針を以下に示します。

施設名	課題等	対応方針
大和南小学校 大和北小学校 大和第一北小学校 大和西小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いずれの学校も単学級若しくは一部複式学級。子どもたちの学習環境の向上や社会性の確保の観点から、望ましい教育環境を整えることが必要。</li> <li>○大和北小学校校舎を除く施設は建築から30年を超えており、施設・設備の老朽化が進んでいることから、統合後の学校施設については、計画的な改修が必要。</li> <li>○統合学校以外の既存の学校施設も耐震基準を満たしている。サウンディング型市場調査の手法などを駆使し、地域利用を含め民間活力の活用を図りながら有効活用の方法の検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複式学級の解消、1学年複数学級を実現のため、立地的な安全性、児童の通学時間、既存校舎の規模及び性能(4つの小学校で最も規模が大きく新しい)等の理由から、大和北小学校校舎等を使用し、新たな名称も含め統合小学校を再編。</li> <li>●統合小学校として使用する大和北小学校の校舎及び体育館等の施設は、児童数に対応する各種教室の確保やトイレの洋式化等、教育環境の向上につながるよう、増改築及び予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化。</li> <li>●大和南小学校、大和第一北小学校、大和西小学校の校舎・体育館は、教育施設としての用途は廃止。地域利用を含めた有効活用について、サウンディング型の市場調査手法等を用い調査研究。</li> </ul>
郡上偕楽園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養護老人ホームおよび特別養護老人ホームとしての機能は、高齢者人口の増加により介護ニーズが高まっていることから、今後も必要。</li> <li>○浸水区域内にあることから、他の場所への移転の検討が必要。</li> <li>○毎年一般会計から多額の繰り入れに依存した経営。移転後の施設の設置および管理運営のあり方について、民間活力の活用を含め検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護老人ホーム、特養養護老人ホームの機能は、大和地域内の安全な場所へ移転し継続。施設については、適正規模による建替えを含めて検討。</li> <li>●当面、直営での管理運営。移転後の施設の設置及び管理運営方法については、民間活力の活用を含め検討。</li> </ul>

## ◆再編により期待される効果

学校規模及び配置の適正化により、小学校によっては複式学級が解消されるとともに、全体として1学年複数クラスの学級編成が可能となり、子どもの社会性の向上や教育環境の向上が期待されます。また、学校移転に伴い郡上偕楽園の移転場所が確保できます。なお、学校施設の用途廃止後の施設については、民間活力の活用を図ることで、公共施設の有効活用が可能となるとともに、新たなにぎわいづくりが進み、地域の活性化につながります。

施設ごとの、面積、更新費用等、維持管理経費を以下に示します。

施設名	再編効果等の数値化		
	面積	更新費用等	維持管理経費
大和南小学校	▲1,949 m <sup>2</sup> (▲0.46%)	▲331,000 千円	▲7,000 千円
大和第一北小学校	▲1,880 m <sup>2</sup> (▲0.44%)	▲319,000 千円	▲7,000 千円
大和西小学校	▲1,945 m <sup>2</sup> (▲0.46%)	▲331,000 千円	▲8,000 千円
大和北小学校	※現在の校舎の大規模改修及び増改築により増額が見込まれます。		
郡上偕楽園	※学校施設を活用したりリニューアル若しくは適正な規模での建替えにより、更新費用として1,688,000千円を見込んでいます。		

◆再編のスケジュール(再掲)

地域協議会等と、以下に掲げるスケジュールに基づき協議を進めます。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
◎共通事項	→→ 地域協議会等との協議 (偕楽園移転先)					
		→→ 地域協議会等との協議 (他の学校施設の後活用)				
大和南小学校 大和北小学校 大和第一北小学校 大和西小学校	→→ 統廃合に関する説明会 の実施		→ 実施計画	→→ 大和北小学校 改修・改築工事		→→→→→ 統合小学校
		→→ 統合される小学校施設 の後活用の検討				→→→→→ 検討結果に基づく 対応
郡上偕楽園	→→ 大和地域の他の場所 への移転の検討		→→ 検討結果に基づき、移 転方針の作成		→→→→→→→ 方針に基づく対応	
	→→ 施設の設置・管理運営 のあり方検討		→→ 移転方針の検討にあわ せ、設置主体、管理運 営手法の検討		→→→→→→→ 検討結果に基づく対応	

## 【2】白鳥地域のエリア再編

### ○中心市街地エリア再編及び拠点体育館再編

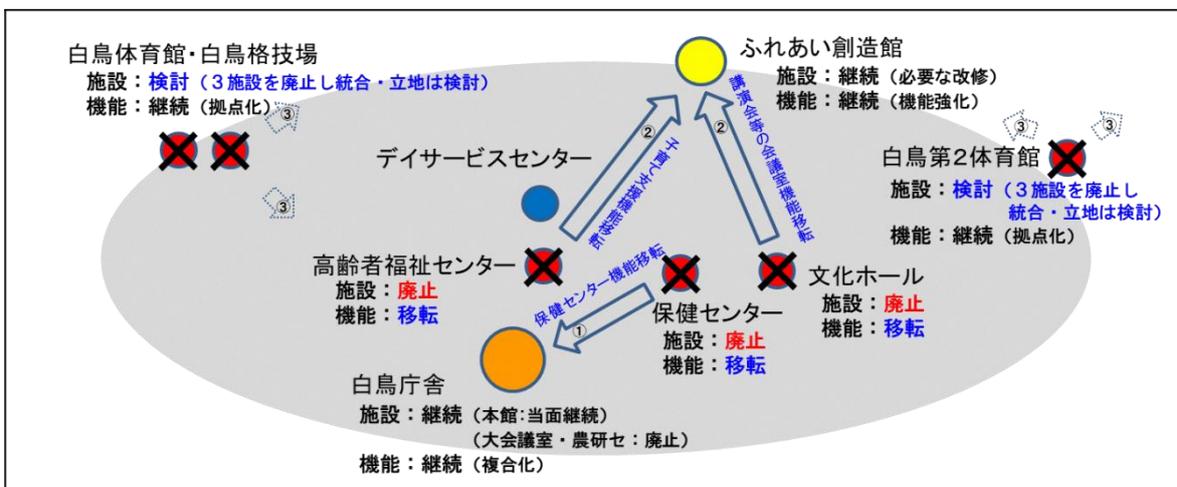
本エリア内に設置している公共施設は以下のとおりです。

施設名	施設分野	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		参照頁
				機能	施設	
白鳥保健センター	保健施設	37	610.00	移転	廃止	62
白鳥ふれあい創造館	公民館、生涯学習施設	25	3,954.91	継続	継続	30 40
白鳥文化ホール	市民会館	35	1,757.53	統合	廃止	34
郡上市高齢者福祉センター	高齢者福祉センター	40	678.94	移転	廃止	53
郡上市役所白鳥庁舎	市庁舎・支所等	48	4,319.20	継続	継続	11
白鳥体育館	体育館等	44	2,232.43	継続	検討	45
白鳥格技場	体育館等	43	631.48	継続	検討	45
郡上市合併記念公園 白鳥第2体育館	体育館等	50	1,246.81	継続	検討	45
白鳥郷土芸能伝承センター	文化施設	37	423.10	移転	廃止	37
白鳥小学校	小中学校	33~46	4,976.26	継続	継続	101
白鳥中学校	小中学校	7	7,346.28	継続	継続	102

#### ◆エリア再編の対象施設及び再編手法

エリア別再編方針の基準に照らして、重点的かつ効果的に再配置を進める必要のある施設は、  
①老朽化が進んでいる「白鳥保健センター」、「白鳥文化ホール」、「郡上市高齢者福祉センター」、  
②耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な「白鳥体育館」、「白鳥格技場」、「郡上市合併記念公園白鳥第2体育館」、「白鳥庁舎の一部」とし、下記のとおり再編を進めます。

#### 【再編イメージ】



#### 【再編シナリオ】

○白鳥保健センターを廃止し、保健センター機能をNEXCO中日本退去後の白鳥庁舎2階への移転・複合化を軸に検討します。白鳥庁舎の非耐震施設（大会議室・農業研修センター）は

廃止・除却します。

- 白鳥文化ホールを廃止し、講演会等の規模が大きな会議・催し等の機能を白鳥ふれあい創造館へ機能集約します。
- 高齢者福祉センターを廃止し、高齢者の生きがいつくりの機能は、各地区の集会施設等を活用した事業展開に変更するとともに、シルバー人材センター事務所機能は、周辺の公共施設への移転を進めます。また、子育てサロンで行う子育て支援機能を白鳥ふれあい創造館へ移転します。
- 白鳥体育館・白鳥格技場・白鳥第2体育館を廃止し、機能集約を図り拠点体育館の設置場所も含め新設を検討します。

#### ◆再編対象施設の課題と対応方針等(第2章より)

第2章では、施設分類ごとに「施設の現状と課題」、「施設の分析・評価及び対応方針」を示しています。エリア再編では、これら施設の対応方針に基づき、対象となるエリアを面的に見た上で、当該施設が持つ機能をどのように配置していくかを検討し、再編の方針や手法を導き出しています。このため、再編対象施設の課題と対応方針を以下に示します。

施設名	課題等	対応方針
郡上市役所 白鳥庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築から48年が経過し老朽化が進んでいることから、今後のあり方が検討課題。耐震基準を満たしていない棟は廃止の検討が必要。</li> <li>○現在貸付けを行っているNEXCO中日本の今後の動向により、管理運営のあり方の検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支所機能は継続。</li> <li>●本館は、必要な改修を行い大規模改修が発生するまで当面継続し、その後はあり方について検討。耐震基準を満たさないと診断されている大会議室、農業研修センターは廃止(除却)。</li> <li>●本館2階部分は、貸付先(NEXCO中日本)の動向を踏まえ、有効活用を検討。</li> </ul>
白鳥保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の健康づくりを推進するため、保健センター機能は今後も必要。</li> <li>○築37年が経過しており、施設・設備が老朽化していること、利用状況も低いことから、保健センター機能を移転し、施設の廃止が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空調等の設備など老朽化が進んでおり、保健師等が常駐せず、常時利用していない稼働状況。このため、保健センターの事業は、他の公共施設を活用して実施。</li> <li>●上記状況から施設は廃止。(底地が借地(年約370千円)。廃止後は契約解消に向け早期除却。)</li> </ul>
白鳥ふれあい 創造館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における生涯学習の拠点であり、今後必要。</li> <li>○図書館は、市の図書館の中核機能として更なる充実が必要。</li> <li>○築25年を経過していることから、計画的な改修が必要。</li> <li>○効率的かつ効果的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営手法の導入についての検討や、施設の使用料、講座の受講料など受益者負担の適正化が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白鳥地域の生涯学習の拠点、地域公民館、市の中央図書館として継続。</li> <li>●施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い長寿命化(近隣施設廃止に伴う各種機能の増加も踏まえ、機能の強化・充実を図るために必要な改修(空調や音響等)を実施。)</li> <li>●施設全体の利用を高めるため、民間活力の活用による管理運営手法についても検討。</li> </ul>
白鳥文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホールを含め、施設全体として利用が少なく、会議や講演会等は近隣にある白鳥ふれあい創造館で対応可能。</li> <li>○築30年以上が経過し老朽化が著しく、継続して使用するためには、つり天井の補強や冷暖房、音響、照明等の各設備、トイレなどの大規模な改修が必要。廃止を含めて今後のあり方について検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の老朽化、音響・空調等の各種設備の老朽化、利用実績が少ないことを踏まえ施設は廃止。(特に、底地が借地(年額約700千円)のため、廃止後は契約解消に向けて早期除却。)</li> <li>●大規模な発表会等は、市内他施設(郡上市総合文化センター、たかす町民センター、日本まん真ん中センター)を活用。それ以外の講演会等は白鳥ふれあい創造館(交流ホール)で対応(統合)。</li> </ul>

施設名	課題等	対応方針
郡上市高齢者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の生きがい活動や集いの場としての機能は必要。新しい地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、地域の活動拠点等にその機能の移転が必要。</li> <li>○現在利用している子育て支援機能についても、地域の活動拠点を検討する中で、機能移転の検討が必要。</li> <li>○建築から40年経過し老朽化が進んでいることが課題。地域の活動拠点や集会所、生涯学習施設での代替えが可能。廃止に向けて関係者との協議が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域が主体となり高齢者の生きがい活動や、居場所づくりの仕組みづくりを進める。このため、センター内の機能(子育て支援機能含む)は他の公共施設に移転・複合化。また、高齢者の移動の困難性を考え、より身近なエリア(自治会や学校区等)の集会所等を活用して実施。</li> <li>●補助金適正化法との関係を整理し、将来的な施設廃止について関係者と協議。</li> </ul>
白鳥体育館 白鳥格技場 白鳥第2体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3施設とも白鳥地域の拠点体育館としての機能を担っており、継続が必要。</li> <li>○3施設とも耐震基準を満たしておらず、築40年以上が経過し、白鳥体育館、白鳥格技場は冠水のおそれがある場所に設置。拠点体育館のあり方が課題。</li> <li>○効率的かつ効果的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営手法の導入について検討が必要。</li> <li>○近隣施設の状況も踏まえ、武道専用施設の必要性について検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3施設とも旧耐震基準の建築で、診断の結果基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、施設はすべて廃止。</li> <li>●白鳥体育館、白鳥第2体育館の稼働状況の高さに鑑み、学校体育館開放の状況も踏まえ、白鳥地域の拠点体育館のあり方(配置、規模、機能等)について検討(市全体における、基幹体育館のあり方も含め検討)。</li> </ul>

#### ◆再編により期待される効果

老朽化施設の廃止及び施設の集約化により保有面積が減少し、将来の更新費用の縮減を図ることができます。また、施設の複合化・多機能化により、施設の有効活用と利便性の向上並びに管理運営コストの削減が期待できます。

このほか、白鳥ふれあい創造館の機能強化により、地域課題を解決する上での中心的な役割が集積され、まちづくりのコーディネーターである振興事務所と連携し地域のまちづくりの活動拠点の形成につながります。

施設ごとの、面積、更新費用等、維持管理経費を以下に示します。

施設名	再編効果等の数値化		
	面積	更新費用等	維持管理経費
郡上市役所白鳥庁舎	▲1,025 m <sup>2</sup> (▲0.24%)	▲399,000 千円	※一体の管理のため不明。
白鳥保健センター	▲610 m <sup>2</sup> (▲0.14%)	▲122,000 千円	▲1,000 千円
白鳥ふれあい創造館	※機能強化のための改修により、費用増が見込まれる。		
白鳥文化ホール	▲1,758 m <sup>2</sup> (▲0.42%)	▲439,000 千円	▲9,000 千円
郡上市高齢者福祉センター	▲679 m <sup>2</sup> (▲0.16%)	▲136,000 千円	▲1,000 千円
白鳥体育館	▲4,111 m <sup>2</sup> (▲0.97%)	▲624,000 千円	▲11,000 千円
白鳥格技場 白鳥第2体育館	※統合・建替を含めた検討施設であり、現段階での再編効果は不明。参考として、3施設合計の面積等を掲載。		

◆再編のスケジュール(再掲)

地域協議会や社会教育団体、文化団体、スポーツ団体、福祉団体、利用者等と、以下に掲げるスケジュールに基づき協議を進めます。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
◎共通事項	→→→ 地域協議会・社会教育団体・文化 団体・スポーツ団体・福祉団体・利 用者等との協議					
郡上市役所 白鳥庁舎	→→→ 本館 2 階部分の活用方法検討・入 居団体との調整			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応(施設改修含む)		
	→→→ 耐震基準を満たさない棟の廃止に 向けた調整・検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
						→→→→→ 将来的な移転・建 替え等の検討
白鳥保健センター	→→→ 廃止及び機能移転の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
白鳥ふれあい創造館	→→→ 保全計画の検討			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		
	→→→ 白鳥文化ホール機能の受入検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
白鳥文化ホール	→→→ 廃止及び統合の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
郡上市高齢者福祉センター	→→→ 現機能の周辺施設への移転協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
白鳥体育館 白鳥格技場 白鳥第 2 体育館	→→→ 施設の統合及び建替えの検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

### 【3】美並地域のエリア再編

#### ○美並庁舎機能のあり方を基準とした周辺施設再編

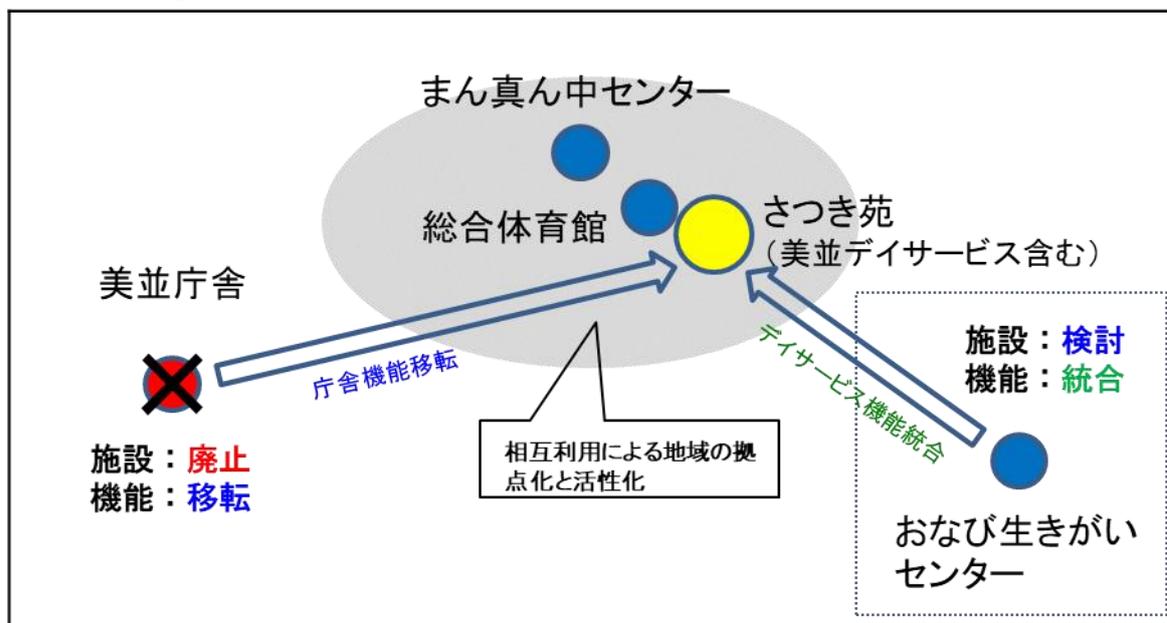
本エリア内に設置している公共施設は以下のとおりです。

施設名	施設分野	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		参照頁
				機能	施設	
郡上市役所美並庁舎	市庁舎・支所等	44	1,804.63	継続	検討	11
美並健康福祉センターさつき苑	デイサービスセンター、保健施設	22	2,935.08	継続	検討	55 62
日本まん真ん中センター	公民館、市民会館、生涯学習施設	22	3,447.27	継続	継続	31 34 40
美並総合体育館	体育館等	33	1,024.91	継続	継続	46
美並基幹集落センター	農業施設(加工センター・共同作業場)	39	623.00	検討	検討	72
三城小学校	小中学校	48	3,222.04	統合	検討	101
郡南中学校	小中学校	29～46	6,241.59	継続	検討	102

#### ◆エリア再編の対象施設及び再編手法

エリア別再編方針の基準に照らして、重点的かつ効果的に再配置を進める必要のある施設は、①耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な「郡上市役所美並庁舎」、②稼働率が低く有効活用を図る必要がある「美並健康福祉センターさつき苑」とし、下記のとおり再編を進めます。

#### 【再編イメージ】



#### 【再編シナリオ】

○一部旧耐震基準の建築で耐震基準を満たしていない美並庁舎を廃止し、振興事務所機能を、健康福祉センターさつき苑内へ複合化することを軸に移転を検討します。

※現庁舎の耐震化や、減築による建替えとのライフサイクルコストの比較が必要。

○おなび生きがいセンターのデイサービス機能については、健康福祉センターさつき苑に併設する美並デイサービスセンターに機能統合します。

### ◆再編対象施設の課題と対応方針等(第2章より)

第2章では、施設分類ごとに「施設の現状と課題」、「施設の分析・評価及び対応方針」を示しています。エリア再編では、これら施設の対応方針に基づき、対象となるエリアを面的に見た上で、当該施設が持つ機能をどのように配置していくかを検討し、再編の方針や手法を導き出しています。このため、再編対象施設の課題と対応方針を以下に示します。

施設名	課題等	対応方針
郡上市役所 美並庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部耐震基準を満たしておらず、建築から44年が経過し老朽化が進んでいることが課題。耐震改修を行った場合と、適正規模で建て替えを行った場合、他の公共施設に移転する場合等についてライフサイクルコストを含め比較検討し、庁舎のあり方について検討が必要。</li> <li>○施設性能の検討に合わせて、複合化されている他の機能のあり方が検討課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支所機能は継続。</li> <li>●施設は、旧耐震・老朽化のため、耐震改修、建替、さつき苑を軸とした機能移転の3つの手法でライフサイクルコストを比較検討し、庁舎整備手法を検討。</li> </ul>
美並保健福祉センターさつき苑	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の健康づくりを推進するため、保健センター機能は今後も必要。</li> <li>○保健センターの利用状況を踏まえ、他の機能との複合化・多機能化についての検討が必要。</li> <li>○築22年が経過しており、計画的な改修が必要。</li> <li>○複合化・多機能化の検討を進める中で、開館日や閉館時間のあり方、管理運営の手法及び受益者負担の適正化についての検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健センター機能は継続。利用実態を踏まえ、支所機能の受入れを含め複合化・多機能化を検討。(耐震化、減築による建替えとのコスト比較)</li> <li>●施設は、予防保全を含めた計画改修を行い、長寿命化。</li> <li>●複合化する機能に合わせ、開館日・開館時間、管理運営のあり方を検討。受益者負担を適性化。</li> <li>※併設するデイサービスセンター機能は、郡上八幡おなび生きがいセンターのデイサービス機能を統合し、引き続き指定管理により継続</li> </ul>

### ◆再編により期待される効果

耐震基準を満たしていない庁舎機能の移転により、地域防災拠点としての機能が強化されるとともに、業務の安定的な継続により市民サービスの向上につながります。施設の集約化・複合化による管理運営の効率化が進むとともに、隣接する日本まん真ん中センターを含めた公共施設の拠点化により、地域課題を解決する上での中心的な役割が集積され、まちづくりのコーディネーターである振興事務所の機能強化につながります。

施設ごとの、面積、更新費用等、維持管理経費を以下に示します。

施設名	再編効果等の数値化		
	面積	更新費用等	維持管理経費
郡上市役所美並庁舎	▲1,805 m <sup>2</sup> (▲0.43%)	▲451,000 千円	▲7,000 千円
	※検討結果によるため、現段階での効果は不明。参考に、移転・廃止時の面積等を掲載。		
美並健康福祉センターさつき苑	※機能強化のための改修により、費用増が見込まれる。		

◆再編のスケジュール(再掲)

地域協議会や利用者等と、以下に掲げるスケジュールに基づき協議を進めます。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
◎共通事項	→→→ 地域協議会、利用者等との協議					
郡上市役所 美並庁舎	→→→ LCC 比較による庁舎のあり方検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
美並健康福祉センターさつき苑 (美並デイサービスセンター)	→ おなび生 がいがいセン ターのデイ機 能集約に向 けた関係課 協議	→ おなび生 がいがいセン ターのデイ機 能集約	→→→→→→→→ デイサービス事業の継続			
	→→→ 複合化・多機能化に向けた施設及 び管理運営の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→→→ 計画に基づく対応		

## 【4】明宝地域のエリア再編

### ○生涯学習機能の充実を中心とした再編

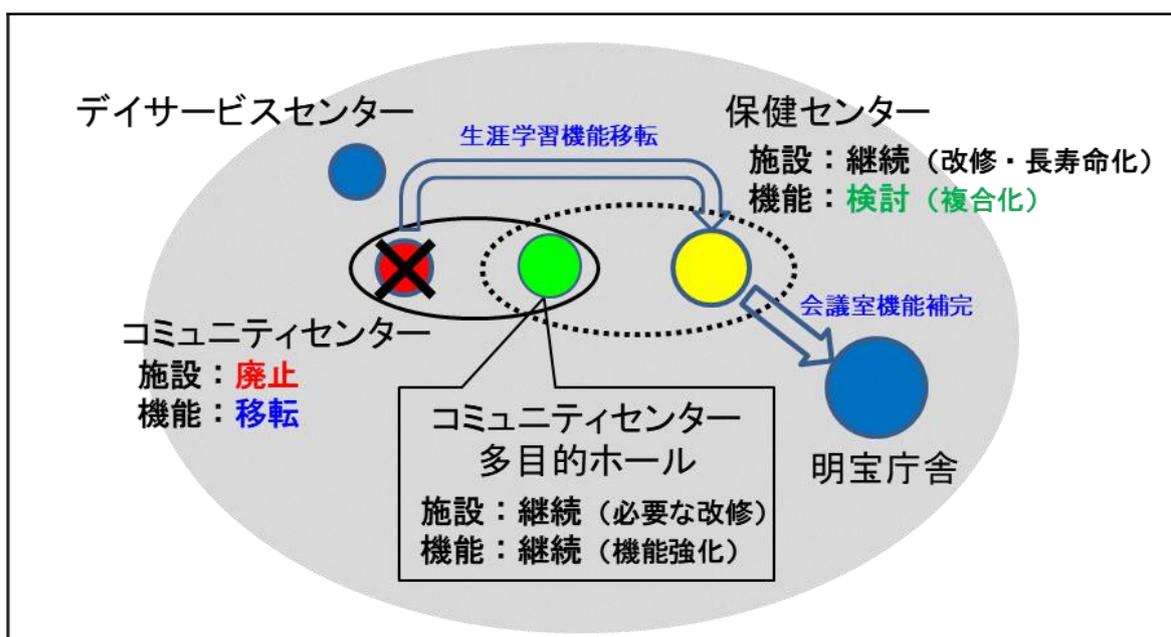
本エリア内に設置している公共施設は以下のとおりです。

施設名	施設分野	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		参照頁
				機能	施設	
明宝コミュニティセンター	公民館、生涯学習施設	38	1,601.04	移転	廃止	31 41
明宝保健センター	保健施設	16	505.51	検討	転用	62
郡上市役所明宝庁舎	市庁舎・支所等	14	859.47	継続	継続	11
明宝歴史民俗資料館	文化施設	82	1,910.29	継続	検討	37
磨墨会館(道の駅内)	文化施設	26	210.60	継続	検討	37
明宝スポーツセンター	体育館等	30	444.20	統合	検討	46
明宝土間付体育館	体育館等	20	976.16	継続	継続	46
道の駅明宝	道の駅	30	1,634.94	継続	継続	76
明宝小学校	小中学校	45	3,826.98	継続	検討	101
明宝中学校	小中学校	18～20	3,609.01	統合	転用	100

### ◆エリア再編の対象施設及び再編手法

エリア別再編方針の基準に照らして、重点的かつ効果的に再配置を進める必要のある施設は、①老朽化が顕著な「明宝コミュニティセンター」、②稼働率が低く有効活用を図る必要がある「明宝保健センター」とし、下記のとおり再編を進めます。

### 【再編イメージ】



## 【再編シナリオ】

- 明宝コミュニティセンター（多目的ホール以外）を廃止し、生涯学習機能を明宝保健センターへ移転・複合化します。
- 保健センター、多目的ホールは、明宝地域の活動拠点にふさわしい施設改修を行い、機能強化を図ります。隣接する明宝庁舎は、会議室の開放ができるように仕組みを検討します。

### ◆再編対象施設の課題と対応方針等(第2章より)

第2章では、施設分類ごとに「施設の現状と課題」、「施設の分析・評価及び対応方針」を示しています。エリア再編では、これら施設の対応方針に基づき、対象となるエリアを面的に見た上で、当該施設が持つ機能をどのように配置していくかを検討し、再編の方針や手法を導き出しています。このため、再編対象施設の課題と対応方針を以下に示します。

施設名	課題等	対応方針
明宝コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における生涯学習の拠点機能は、今後必要。</li> <li>○建築から38年経過し老朽化が進んでおり、廃止を含め施設のあり方についての検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習の拠点機能は、明宝保健センターを軸に移転を検討。</li> <li>●施設は老朽化が進んでいるため、本館部分を廃止(除却)。多目的ホール部分については、改修を含め機能強化を検討。</li> </ul>
明宝保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の健康づくりを推進するため、保健センター機能は必要。</li> <li>○保健センターの利用状況を踏まえ、他の機能との複合化・多機能化についての検討が必要。</li> <li>○建築から16年経過し、計画的な改修が必要。</li> <li>○複合化・多機能化の検討を進める中で、開館日や閉館時間のあり方、管理運営の手法及び受益者負担の適正化についての検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健センター機能は継続。明宝コミュニティセンターの廃止に伴う生涯学習機能の受入れを含めて複合化・多機能化を検討。</li> <li>●施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化。</li> <li>●複合化する機能に合わせ、開館日・開館時間、管理運営のあり方を検討。また、受益者負担の適性化。</li> </ul>

### ◆再編により期待される効果

老朽化施設の廃止及び施設の集約化により保有面積が減少し、将来の更新費用の縮減を図ることができます。また、施設の複合化・多機能化により、有効活用と利便性の向上並びに管理運営コストの削減が期待できます。

このほか、多目的ホールのリニューアルと保健センターへの生涯学習機能の移転により、地域課題を解決する上での中心的な役割が集積され、まちづくりのコーディネーターである振興事務所と連携し地域のまちづくりの活動拠点の形成につながります。

施設ごとの、面積、更新費用等、維持管理経費を以下に示します。

施設名	再編効果等の数値化		
	面積	更新費用等	維持管理経費
明宝コミュニティセンター	▲1,000 m <sup>2</sup> (▲0.24%)	▲451,000 千円	▲7,000 千円
	※ホール機能強化のための改修により、費用増が見込まれる。		
明宝保健センター	※機能強化のための改修等により、費用増が見込まれる。		

◆再編のスケジュール(再掲)

地域協議会や社会教育団体、文化団体、利用者等と、以下に掲げるスケジュールに基づき協議を進めます。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
◎共通事項	→→→ 地域協議会、社会教育団体、文化 団体、利用者等との協議					
明宝コミュニティセンター	→→→ 他施設への機能移転・施設廃止の 協議				→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応	
明宝保健センター	→→→ 複合化・多機能化に向けての検討				→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応	

## 【5】和良地域のエリア再編

### ○生涯学習センター機能移転に伴う再編

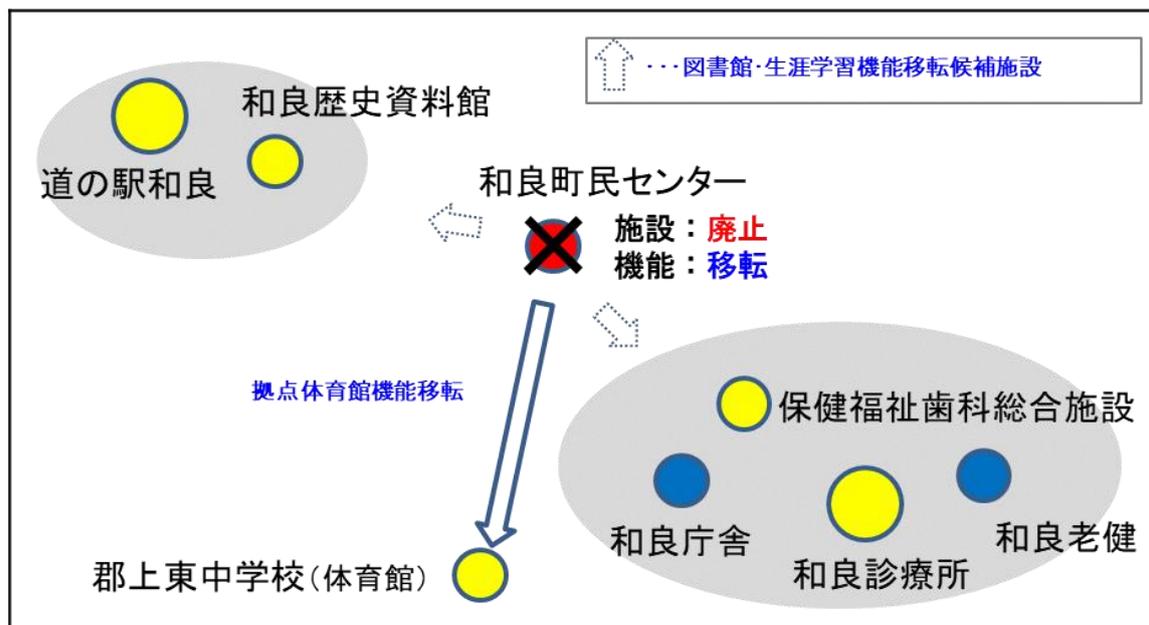
本エリア内に設置している公共施設は以下のとおりです。

施設名	施設分野	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		参照頁
				機能	施設	
和良町民センター	公民館、生涯学習施設、 体育館	40	3,260.24	移転	廃止	31 41 46
和良歴史資料館	文化施設	19	692.96	検討	継続	37
和良保健福祉歯科総合施設 (国保和良歯科診療所)	保健施設、病院施設	19	1,021.57	検討	検討	62 65
国保和良診療所	病院施設	12	2,313.99	継続	検討	65
道の駅和良	道の駅	22	3,086.69	継続	継続	76
和良小学校	小中学校	47	3,665.00	継続	継続	102
郡上東中学校	小中学校	9	3,117.11	継続	検討	102

#### ◆エリア再編の対象施設及び再編手法

エリア別再編方針の基準に照らして、重点的かつ効果的に再配置を進める必要のある施設は、①老朽化が顕著で、基準値以内であるもののアスベストが存在している「和良町民センター」、②稼働率が低く有効活用を図る必要がある「和良歴史資料館」、「和良保健福祉歯科総合施設」及び有床診療機能を休止している「国保和良診療所」とし、下記のとおり再編を進めます。

#### 【再編イメージ】



## 【再編シナリオ】

- 和良町民センターを廃止し、拠点体育館機能を郡上東中学校体育館へ、図書館及び生涯学習センター機能を和良庁舎周辺の和良保健福祉歯科総合施設又は、道の駅周辺の和良歴史資料館公共施設への移転・複合化を進めます。
- 和良保健福祉歯科総合施設内の保健センター機能は、国保和良診療所内の有床診療機能部分等への移転を検討します。

### ◆再編対象施設の課題と対応方針等(第2章より)

第2章では、施設分類ごとに「施設の現状と課題」、「施設の分析・評価及び対応方針」を示しています。エリア再編では、これら施設の対応方針に基づき、対象となるエリアを面的に見た上で、当該施設が持つ機能をどのように配置していくかを検討し、再編の方針や手法を導き出しています。このため、再編対象施設の課題と対応方針を以下に示します。

施設名	課題等	対応方針
和良町民センター	○地域における生涯学習及びスポーツ振興の拠点であるものの、施設の老朽化が著しく、またアスベストも散見されることから、施設の廃止が必要。機能は近隣他施設へ分散移転を行うなど、継続が必要。	●老朽化が著しく、体育館内にアスベストが散見されるため施設は廃止。 ●生涯学習の拠点機能は、周辺の他の公共施設へ、拠点体育館の機能は郡上東中学校体育館へそれぞれ移転し継続。
和良歴史資料館	○展示資料については、他の歴史資料等を保存する施設等との一体的な展示方法について検討が必要。 ○和良地域の他の施設方向性を含め、生涯学習機能のあり方の検討が必要。 ○建築から19年経過していることから、計画的な改修が必要。 ○機能の見直し検討の中で、民間活力の活用を含め管理運営手法の検討が必要。	●地域の民俗資料について、他の施設との一体的な展示方法について検討。和良地域の生涯学習機能の複合化について検討。 ●施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化。 ●施設及び機能のあり方を踏まえ、効率的な管理運営手法について検討。
和良保健福祉歯科総合施設 (国保和良歯科診療所)	○市民の健康づくりを推進するため、保健センター機能は今後も必要。近隣に民間の歯科診療所がないことから、歯科診療所の機能は継続が必要。 ○施設の利用実態を踏まえ、他の機能との複合化・多機能化や、保健センター機能の他施設への移転について検討が必要。 ○建築から19年経過しており、計画的な改修が必要。 ○複合化・多機能化の検討を進める中で、開館日や閉館時間、管理運営手法、受益者負担の適正化の検討が必要。	●歯科診療所機能は継続。保健センター機能は継続するものの、施設の利用実態に鑑み、他の機能との複合化・多機能化及び、保健センター機能の他施設への機能移転を含め検討。 ●施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化。 ●他機能の移転を含め開館日・開館時間のあり方、管理運営の手法を検討。受益者負担の適正化。
国保和良診療所	○近隣に民間の診療所等がなく、県北西部地域医療センター診療所群の中核的な診療所として、へき地医療の拠点、住民健診の拠点機能の継続が必要。 ○現在休止している有床診療所機能のあり方について検討が必要。 ○建築から12年経過しており、計画的な改修が必要。	●県北西部地域医療センターの中核的診療として、機能を継続。ただし、入院診療機能廃止と施設の有効活用検討。 ●施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化。

### ◆再編により期待される効果

老朽化施設の廃止及び施設の集約化により保有面積が減少し、将来の更新費用の縮減を図ることができます。また、施設の複合化・多機能化により、施設の有効活用と利便性の向上並びに管理運営コストの削減が期待できます。

このほか、支所周辺への生涯学習機能の移転により、地域課題を解決する上での中心的な役割が集積され、まちづくりのコーディネーターである振興事務所と連携し地域のまちづくりの活動拠点の形成につながります。一方、道の駅周辺への生涯学習機能の移転により、集客力が増し、地域の活性化につながります。

施設ごとの、面積、更新費用等、維持管理経費を以下に示します。

施設名	再編効果等の数値化		
	面積	更新費用等	維持管理経費
和良町民センター	▲3,260 m <sup>2</sup> (▲0.77%)	▲815,000 千円	▲11,000 千円
和良歴史資料館	※施設再編の検討結果により、改修費用等の増加が見込まれる。		
和良保健福祉歯科総合施設			
国保和良診療所			

### ◆再編のスケジュール(再掲)

地域協議会や社会教育団体、文化団体、スポーツ団体、医療関係者、利用者等と、以下に掲げるスケジュールに基づき協議を進めます。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
◎共通事項	→→→ 地域協議会、社会教育団体、文化団体、スポーツ団体、医療関係者、利用者等					
和良町民センター	→→→ 他施設への機能移転・施設廃止の協議				→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応	
和良歴史資料館	→→→ 保全計画の策定				→→→→→→→→ 計画に基づく対応	
	→→→ 近隣施設(生涯学習施設等)を含めた施設複合化等の検討				→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応	
和良保健福祉歯科総合施設	→→→ 保健センター機能移転の検討				→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応	
	→→→ 複合化・多機能化に向けての検討					
国保和良診療所 国保和良歯科診療所	→→→ 和良地域の公共施設全体における、施設及び機能のあり方検討				→→→→→→→→ 検討結果及び計画に基づく実施	
	→→→ 保全計画の策定					

## ～あとがき～ 計画の推進のための取組み

---

本計画は、総合管理計画に掲げた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に従い対策を進めます。ここでは、この10年間で取り組む本計画の推進にあたり、特に重要となる庁内の仕組みの整備や、住民の皆様との協働の考え方等について改めて記載します。

### (1) 公共施設マネジメントを推進する体制の整備

公共施設の保全と管理運営について、総合的なマネジメントを推進するため、一元的な庁内体制の確立を図ります。

### (2) 長寿命化のための保全計画の策定

長寿命化を図る施設については、中長期的な視点で財政支出の平準化を図りながら、建物及び設備の計画的な改修及び更新を進める必要があるため、施設毎に予防保全の観点を含む保全計画を策定します。

### (3) 地域経営を推進するための仕組みの整備

地域経営を推進するにあたっては、その活動拠点として公共施設を提供するほか、人材育成、財政的支援、情報提供など、地域経営主体が主体的に活動できる環境を整えるとともに、地域と行政との連携及び協働によるネットワークやマネジメントを進める仕組みを構築する必要があります。

施設の所管や目的を横断した観点からエリア再編を進めるにあたり、地域又は地区の住民との対話と連携の推進を担う各振興事務所を中心として、各政策・施策の所管部署が連携し、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

### (4) 受益者負担の適正化に向けての方針の整備

施設使用料等については、一部の施設を除いてこれまで抜本的かつ統一的な見直しを行っていないため、同種・同規模の施設間で施設使用料等の設定が異なる状況にあります。このため、行政の役割と利用者の負担のあり方を明確にしつつ、施設使用料等で負担されるべき維持管理費の設定など、維持管理費の実情や、施設及び地域の特性等を反映した施設使用料等への改正を行い、受益者負担の適正化を図ります。

## (5) 市民協働を推進するための協議

公共施設の再編・再配置を検討する際には、地域の特性や実情に応じた協議の場を設け、対話を図りながら取組みを進めます。

## (6) 拠点となる公共施設・まちづくりと一体的な地域公共交通の見直し

公共施設の再編・再配置と合わせ、機能の集約化・複合化による機能向上や拠点化を図る一方で、これまでと比較して公共施設への距離が遠くなることが懸念されます。公共施設の適正配置は、まちづくりの重要な要素であることを踏まえ、市民の移動手段の確保や利便性向上を図るため、公共交通網のあり方について検討します。

## (7) 公共施設の再編と連動した地域防災計画の見直し

公共施設の再編・再配置により、避難所の見直しが必要となります。市民の安心・安全の確保の観点から、公共施設の見直しと合わせ、地域防災計画を見直します。

これらの推進事項は、本計画全体に関わる事項であることから、計画期間内に概ね下記のスケジュールを基本として推進します。

計画推進の取組み	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～R10年度
(1) 公共施設マネジメントを推進する体制の整備	→→→ 情報の集約化・一元化、体制整備			→→→→→→→ 整備した体制に基づくマネジメント推進		
(2) 長寿命化のための保全計画の策定	→→→ 研修実施、情報整理、保全計画策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		
(3) 地域経営を推進するための仕組みの整備	→→→ 地域経営の仕組み・組織体制の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
(4) 受益者負担の適正化に向けての方針の整備	→→→ 使用料等の見直し検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
(5) 市民協働を推進するための協議	→→→→→→→→→→→ 計画策定後、順次、地域・団体との協議を実施、協議結果に基づく対応					
(6) 拠点となる公共施設・まちづくりと一体的な地域公共交通の見直し				→→→→→→→ ・「小さな拠点」エリア及び拠点施設を中心とした公共交通網のあり方検討 ・検討結果に基づく対応		
(7) 公共施設の再編と連動した地域防災計画の見直し				→→→→→→→ ・公共施設再編と連動した避難所のあり方検討 ・検討結果に基づく地域防災計画見直し		



---

# 郡上市公共施設適正配置計画

[概要版]

令和2年3月

---

発 行

郡上市

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228 番地

TEL 0575-67-1121 FAX 0575-67-1711

e-mail : kikaku@city.gujo.gifu.jp

---

編 集

市長公室 企画課

---